

3－12 自衛隊災害派遣要請計画
3－12－1 自衛隊災害派遣要請書

自衛隊災害派遣要請書	
盛危第 号 年 月 日	
岩手県知事	殿
盛岡市長 印	
〔 担当者の職、氏名 電話番号 〕	
次により自衛隊の派遣を要請します。	
災 害 の 状 況	
派 遣 を 希 望 す る 事 由	
派 遣 を 希 望 す る 期 間	
派 遣 を 希 望 す る 区 域 及 び 活 動 内 容	
その他参考となるべき事項	

備考 用紙の大きさ 日本産業規格A4

3-12 自衛隊災害派遣要請計画

3-12-2 陸上自衛隊東北方面特科連隊主要装備品等一覧表

令和7年7月1日現在

1 車 両

種 類	数 量	用 途
小 型 車	59	偵察、連絡用
中 型 ト ラ ッ ク	40	人員、資器材輸送用
大 型 ト ラ ッ ク	51	〃
特 大 型 ト ラ ッ ク	26	〃
救 急 車	3	患者輸送
雪 上 車	2	冬季人員、器材等輸送用
野外炊具1号(炊事トレーラー)	4	野外炊事
給 水 ト レ ー ラ ー	9	給 水 (1 t)
油 圧 シ ョ ベ ル	2	〃
ス ノ ー モ ビ ル	4	偵察、資機材輸送
人 命 救 助 シ ス テ ム	2	人命救助システム構成品内訳表のとおり
オ ー ト バ イ	3	
指 揮 通 信 車	3	

2 諸 機 械

種 類	数 量	用 途
円 ピ	600	工事用
十 字 鋏	152	〃
斧	80	〃
ア キ オ (ソ リ)	4	冬季患者、物資輸送
ボ ー ト	3	水上救助
救 命 胴 衣	46	〃
ジェットシューター	73	火災消火 ※岩手県からの借り受け器材

人命救助システム構成品内訳表

区分		物品管理区分	構 成 品 名	数 量	
				I 型	II 型
部隊用装備品	中隊用	施設器材	マスク用リサイクラー	2	1
			捜索用音響探知機	4	2
			破壊構造物探索器	4	3
			検電器	4	1
			折り畳み式リヤカー	4	1
			救助用油圧器具	8	1
			救助用三脚	2	
			万能運搬具	2	1
			三連伸縮はしご	2	
	小隊用		救助作業用照明具	8	1
			エンジン式削岩機	8	1
			エアジャッキ	8	1
			手動式ウインチ	8	1
			背負式消火ポンプ	1 1	3
			救助作業用誘導棒	8	2
	分隊用		サイレン式警報器	1 6	3
			捜索用投光器	1 6	1
			救助用ロープ	1 6	4
			携帯式便所	1 6	1 3
			エンジンカッター	1 6	2
			チェンソー	2 2	0
			油圧式ジャッキ	1 6	2
			手動式ウインチ	1 6	1
			油圧式カッター	1 6	1
			ピストン式破壊工具	1 6	
			ピック付バール	1 6	3 0
			鉄線きょう	1 6	2
		衛生器材	救急キット（携帯用）	1 6	
個人用装備品		防じん眼鏡、レスキューベルト	2 5 5	3 0	
その他	化学器材	空気呼吸器	4	4	
		空気濃度測定器	2	1	
		可燃性ガス検知器	4	1	
		予備ボンベ	4	4	
	衛生器材	患者固定具セット（陰圧式、 3 型）	1	1	
		担架ベット	5	0	
		吸引式（足踏式）	4		
人口そ生器セット（手動式）		4			

3-12 自衛隊災害派遣要請計画
3-12-3 自衛隊災害派遣撤収要請書

自衛隊災害派遣撤収要請書	
盛危消第 号 年 月 日	
岩手県知事	殿
盛岡市長	
印	
〔 担当者の職、氏名 電話番号 〕	
次により自衛隊の撤収を要請します。	
災 害 の 状 況	
派 遣 を 要 請 し た 事 由	
派 遣 を 必 要 と し た 期 間	
派 遣 を 必 要 と し た 区 域 及 び 活 動 内 容	
その他参考となるべき事項	

備考 用紙の大きさ 日本産業規格A4

3-12 自衛隊災害派遣要請計画

3-12-4 自衛隊派遣部隊の集結場所

自衛隊派遣部隊の集結場所

地区名	番号	名 称	所 在 地	電話番号
東 地 区	1	盛岡競馬場	新庄字上八木田10番地	6 5 1 - 2 9 9 9
西 地 区	2	県営運動公園	みたけ一丁目10番1号	6 4 1 - 1 1 2 7

3-13 ボランティア活動計画

3-13-1 奉仕団宿泊施設一覧表

奉仕団宿泊施設一覧表

地区名	番号	名 称	所 在 地	有 効 面 積 (㎡)	収容可 能人員 (人)	電話番号
中央地区	1	中 央 公 民 館	愛宕町14番1号	826	275	654-5366
	2	勤 労 福 祉 会 館	紺屋町2番9号	997	332	654-3480
南地区	3	サンライフ盛岡	仙北二丁目4番12号	605	201	635-9600

3-13 ボランティア活動計画

3-13-2 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書（社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会）

災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における盛岡市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（センターの設置等）

第2条 甲がセンターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、センターを設置するものとする。

2 甲の要請がない場合であっても、乙がその必要性を確認した場合、甲乙協議の上、センターを設置することができる。

（センターの設置場所）

第3条 センターの本部事務所は、盛岡市総合福祉センター内に設置する。ただし、予定していた場所が利用できない場合、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議の上、設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第4条 センターの運営は、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、NPO、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力のもと行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整え、運営を支援する。

（協力の要請）

第5条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第6条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集及び受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談及び問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険（天災・地震補償付）の加入手続き
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理

(8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援

(9) 災害対策本部等との以下の情報の共有

ア 被災状況・避難情報

イ インフラ等の復旧計画・復旧情報

ウ ボランティアによる支援活動の状況

エ 特に支援を必要とする者の情報

オ その他ボランティア活動に必要と甲及び乙が認める情報

(10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等

(11) その他センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第7条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第8条 センターの運営に係る人件費及び応援職員旅費等について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(請求及び支払)

第9条 乙は、前条の規定により費用が確定した時は、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙に支払うものとする。

(センターの閉鎖)

第10条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第11条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア活動保険による対応又は災害対策基本法第84条に規定する損害補償の例に準じて行う甲の補償による対応とする。

(報告)

第12条 乙は、センターの運営状況について甲に報告を行うものとする。

(平常時における体制整備)

第13条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(連絡担当者)

第14条 この協定に関する連絡担当者は、甲にあっては盛岡市保健福祉部障がい福祉課長とし、乙

にあつては社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会地域福祉課長とする。

(有効期間及び更新)

第15条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了の日の 1 月前までに甲、乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1 年間更新されたものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 4 年 1 月 19 日

(甲) 盛岡市内丸12番 2 号

盛岡市長 谷 藤 裕 明

(乙) 盛岡市若園町 2 番 2 号

社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会
会 長 川 村 裕

災害に係る住家の被害認定基準

被害種類	認 定 基 準 (令和3年6月24日府政防670号 内閣府政策統括官(防災担当)通知)
住 家 全 壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
大 規 模 半 壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なも。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
中 規 模 半 壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なも。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
半 壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くも。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもとする。
準 半 壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうもとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とす

	る。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
--	---

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

災害時における緊急割込み放送に関する協定

盛岡市（以下「甲」という。）と 株式会社ラヂオもりおか（以下「乙」という。）は、災害時における緊急割込み放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、盛岡市に災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、災害及び防災に関する情報を緊急放送により迅速に周知することで、災害等による被害の軽減を図り、市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）災害 地震、豪雨、豪雪、洪水、暴風その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他これらに類する原因により生じる非常の状態をいう。
- （2）緊急割込み放送 前条の目的を達成するため、他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。

（運用手法）

第3条 甲は、緊急割込み放送が必要と判断したときは、盛岡市災害情報連携システムを使用し、乙の放送に割り込んで緊急放送を行うものとする。

2 前項に掲げる方法により緊急割込み放送を実施するときは、甲はあらかじめその旨を乙に通知するものとする。ただし、急を要し、あらかじめ通知するいとまがないときは、緊急割込み放送実施後、速やかに乙に報告することができる。通知することなく緊急割込み放送を実施することができる内容については、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

（緊急割込み放送内容）

第4条 緊急割込み放送の内容は、次のとおりとする。

- （1）避難情報や大規模な被害情報等の、住民への早急な伝達が必要な災害関連情報。
- （2）大規模テロ、航空攻撃、弾道ミサイル攻撃、ゲリラ等による攻撃等の国民保護情報。

（緊急割込み放送用機器）

第5条 甲は、別紙の緊急割込み放送用機器を乙の放送スタジオに設置するものとし、必要に応じ当該機器の更新を行う。

2 乙は、前項の緊急割込み放送用機器について管理するものとし、当該機器を除いた緊急割込み放送に必要な機器を準備するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、緊急放送を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定め、双方

書面をもって通知しなければならない。

(費用負担等)

第7条 緊急割込み放送に係る費用は、乙が負担するものとする。

2 緊急割込み放送の実施により、同時刻に予定していた広告放送が実施できなかったときの損害は、乙の負担とする。

(協定の期間)

第8条 この協定の期間は、平成25年4月1日から当該契約日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲又は乙から申し出がないときは1年間延長し、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成25年 3月18日

甲 盛岡市内丸12番2号
盛岡市

代表者 盛岡市長

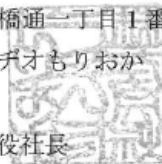
谷藤 啓明



乙 盛岡市中ノ橋通一丁目1番21号
株式会社ラヂオもりおか

代表取締役社長

澤 見 公 秋



【災害時における緊急割込み放送に関する協定別紙】

緊急割込み放送機器

機器名称	製品名称	個数	サイズ(mm)
VPN ゲートウェイ	Cisco ASA 5510 Security Plus Firewall Edition	1	445(W) × 362(D) × 44.5(H)
PC サーバ(19 型 TFT モニター, キーボード含む)	System x3100 M4	1	180 (W) × 480 (D) × 360 (H)
LAN ケーブル	Cat6	1	
サウンドカード	digigram VX222e	1	PC サーバ内蔵
防災放送割込インタフェース	SCMADE BEI-211/RS/DTMF	1	482.6 (W) × 320 (D) × 44 (H)

3-15-2 消防分団担当区域一覧表

消防分団担当区域一覧表

令和7年7月1日現在

分団名	所在地	担当区域名
第1分団	仙北三丁目15-41	仙北一丁目、仙北二丁目、仙北三丁目、東仙北一丁目、東仙北二丁目、南仙北一丁目、南仙北二丁目、南仙北三丁目、西仙北一丁目(一部)、西仙北二丁目、仙北町、本宮一丁目(一部)
第2分団	鉾屋町10-7	南大通三丁目、大慈寺町、鉾屋町、神子田町、高崩、茶畑一丁目、茶畑二丁目(一部)、南大通二丁目(一部)
第3分団	肴町9-31	肴町(一部)、下ノ橋町、馬場町、清水町、南大通二丁目(一部)
第4分団	八幡町1-17	肴町(一部)、南大通一丁目、志家町、八幡町、松尾町、中ノ橋通一丁目(一部)、中ノ橋通二丁目、神明町(一部)
第5分団	紺屋町3-37	中ノ橋通一丁目(一部)、紺屋町、神明町(一部)、若園町、上ノ橋町、住吉町(一部)、天神町(一部)、加賀野一丁目、加賀野二丁目、加賀野三丁目(一部)、加賀野四丁目(一部)、山王町(一部)
第6分団	本町通一丁目11-24	本町通一丁目、本町通二丁目、愛宕町(一部)、山岸一丁目、山岸二丁目、山岸三丁目、山岸四丁目、山岸五丁目、山岸六丁目、紅葉が丘、山岸(洞清水下)
第7分団	大沢川原三丁目3-5	内丸、中央通一丁目、大通一丁目、大通二丁目、大通三丁目(一部)、菜園一丁目、菜園二丁目、大沢川原一丁目、大沢川原二丁目、大沢川原三丁目、開運橋通
第8分団	長田町10-1	中央通二丁目、中央通三丁目、大通三丁目(一部)、本町通三丁目(一部)、長田町、材木町、梨木町、西下台町
第9分団	夕顔瀬町1-41	盛岡駅前通、盛岡駅前北通、盛岡駅西通一丁目、盛岡駅西通二丁目、夕顔瀬町、北夕顔瀬町、前九年一丁目、前九年二丁目、前九年三丁目、安部館町、新田町
第10分団	三ツ割一丁目12-3	愛宕町(一部)、名須川町、岩清水、北山一丁目、北山二丁目、上田一丁目、上田二丁目、上田三丁目、上田四丁目、高松一丁目、高松二丁目、高松三丁目、高松四丁目、館向町、箱清水一丁目、箱清水二丁目、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、緑が丘三丁目、緑が丘四丁目、東緑が丘、黒石野一丁目、黒石野二丁目、黒石野三丁目、東黒石野一丁目、東黒石野二丁目、東黒石野三丁目、岩脇町、東松園一丁目、東松園二丁目、東松園三丁目、東松園四丁目、西松園一丁目、西松園二丁目、西松園三丁目、西松園四丁目、北松園一丁目、北松園二丁目、北松園三丁目、北松園四丁目、松園一丁目、松園二丁目、松園三丁目、小鳥沢一丁目、小鳥沢二丁目、三ツ割、三ツ割一丁目、三ツ割二丁目、三ツ割三丁目、三ツ割四丁目、三ツ割五丁目、上田、上田堤一丁目、上田堤二丁目

分団名	所 在 地	担 当 区 域 名
第11分団	上厨川字新田85-20	城西町、境田町、中屋敷町、上厨川、平賀新田、長橋町、土淵、天昌寺町、北天昌寺町、大館町、稲荷町、大新町、前潟一丁目、前潟二丁目、前潟三丁目、前潟四丁目
第12分団	本宮三丁目47-16	本宮、下鹿妻、仙北、西仙北一丁目(一部)、向中野、向中野一丁目、向中野二丁目、向中野三丁目、向中野四丁目、向中野五丁目、向中野六丁目、向中野七丁目、本宮一丁目(一部)、本宮二丁目、本宮三丁目、本宮四丁目、本宮五丁目、本宮六丁目、本宮七丁目
第13分団	中野二丁目15-12	茶畑二丁目(一部)、中野一丁目、中野二丁目、東中野町、東中野、東安庭一丁目、東安庭二丁目、東安庭三丁目、東安庭、門一丁目、門二丁目、小杉山(一部)、門(真立、唐、須磨)
第14分団	浅岸一丁目11-30	住吉町(一部)、天神町(一部)、加賀野三丁目(一部)、加賀野四丁目(一部)、小杉山(一部)、山王町(一部)、新庄町、東新庄一丁目、東新庄二丁目、東桜山、つつじが丘、加賀野、下米内一丁目、下米内二丁目、新庄(小貝沢、瀬戸、下八木田、上八木田、銭掛)、下米内(至沢、伊勢沢、一本松、馬場野、大豆門、佐倉)、浅岸(大塚、稲久保、向田、堰根、橋場、柿木平、二ツ森、綱取、貝田、木々塚、下大葛、上大葛、元信、赤重、鍋倉)、浅岸一丁目、浅岸二丁目、浅岸三丁目
第15分団	厨川一丁目9-5	上堂一丁目、上堂二丁目、上堂三丁目、上堂四丁目、みたけ二丁目、みたけ四丁目、みたけ六丁目、厨川一丁目、厨川二丁目、厨川三丁目、厨川四丁目、厨川五丁目、下厨川
第16分団	上米内字中居74-1	上米内、下米内(閉伊街道)、桜台一丁目、桜台二丁目、桜台三丁目、山岸(名乗)、浅岸(大志田)、新庄(中津川)
第17分団	青山三丁目8-10	青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目、南青山町、中堤町、西青山一丁目、西青山二丁目、西青山三丁目、月が丘一丁目、月が丘二丁目、月が丘三丁目、みたけ一丁目、みたけ三丁目、みたけ五丁目
第18分団	川目町21-21	東山一丁目、東山二丁目、川目町、梁川、根田茂、砂子沢、門(角下)、川目
第19分団	上太田八千刈53-6	下太田、中太田、上太田、上鹿妻、猪去
第20分団	繫字萩内沢62-5	繫
第21分団	三本柳10地割47	三本柳、津志田、津志田町一丁目、津志田町二丁目、津志田町三丁目、津志田西一丁目、津志田西二丁目、津志田中央一丁目、津志田中央二丁目、津志田中央三丁目、津志田南一丁目、津志田南二丁目、津志田南三丁目、東見前、西見前、永井

分団名	所 在 地	担 当 区 域 名
第22分団	下飯岡14地割256	湯沢、湯沢西一丁目、湯沢西二丁目、湯沢西三丁目、湯沢東一丁目、湯沢東二丁目、湯沢東三丁目、湯沢南一丁目、湯沢南二丁目、上飯岡、下飯岡、飯岡新田、羽場、流通センター北一丁目、北飯岡一丁目、北飯岡二丁目、北飯岡三丁目、北飯岡四丁目
第23分団	乙部28地割34-4	大ヶ生、乙部、手代森、黒川
第24分団	日戸字鷹高28- 1	日戸、玉山、川又、上田
第25分団	渋民字泉田361	門前寺、渋民、芋田
第26分団	下田字仲平59-19	下田、川崎
第27分団	好摩字上山30-38	好摩、玉山永井、松内
第28分団	巻堀字幅下41- 2	玉山馬場、巻堀、寺林
第29分団	薮川字外山43- 8	薮川

災害時における船舶等の貸与に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と北上川に舟っこを運航する盛岡の会（以下「乙」という。）は、盛岡市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における救助に伴う船舶等の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に、甲乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、乙が保有する船舶等の貸与について必要な事項を定めるものとする。

（船舶等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する船舶等は、次に掲げるものとする。

- (1) もりおか丸（木造） 1 艇
- (2) 北上川 1 号（ゴムボート） 1 艇
- (3) 開明丸（FRP 舟） 1 艇
- (4) ライフジャケット 30 着

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害時に船舶等の貸与を必要とする場合は、乙に対し電話等により要請内容を連絡し、乙は、貸与可能な船舶等を確認、調整の上、甲に結果を連絡する。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、船舶等の貸与について要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合にあつては、口頭又は電話等で要請を行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（船舶等の引渡し等）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、船舶等を貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、船舶等の種類・数量について確認の上で、引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、船舶等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 船舶等の貸与期間は、船舶等の引渡し後から1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（船舶等の返却）

第6条 乙が甲に貸与した船舶等の返却時期及び返却場所については、甲乙協議の上、決定する。

（費用負担）

第7条 貸与期間中の船舶等に係る費用（燃料代、その他消耗品等に係る費用等）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（補償）

第8条 甲は、貸与期間中に事故等が発生した場合は、速やかにその旨を乙に連絡するものとする。

2 貸与期間中に生じた船舶等への損害の補償及び事故により第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙協議の上、その賠償に当たるものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式第3号）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、契約締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲、乙からも解除又は変更の申し出がないときは、1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年5月14日

甲 盛岡市内丸12番2号

盛岡市長 谷 藤 裕 明

乙 盛岡市盛岡駅前通13番23号阿部ビル

北上川に舟っこを運航する盛岡の会

会 長 村 井 軍 一

(様式第 1 号)

第 年 月 日 号

北上川に舟っこを運航する盛岡の会会長 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

災害時における船舶等の貸与要請書

災害時における船舶等の貸与に関する協定第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり要請します。

口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 時 分頃
貸与要請理由	
船舶等の種類及び数量	種 類 数 量
貸与場所	住 所
貸与期間	年 月 日 ～ 年 月 日
要請担当者	所属 氏名 連絡先
備考	

(様式第 2 号)

第 年 月 日 号

盛岡市長 様

北上川に舟っこを運航する盛岡の会会長

災害時における船舶等の貸与報告書

災害時における船舶等の貸与に関する協定第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

船舶等の種類及び数量	種 類 数 量
貸与場所	住 所
貸与期間	年 月 日 ～ 年 月 日
担当者	所属 氏名 連絡先
備考	

(様式第 3 号)

第 年 月 日 号

様

災害時における船舶等の貸与に関する協定第 9 条の規定により、次のとおり報告します。

(年 月 日現在)

第一順位	所 属 氏 名 連絡先
第二順位	所 属 氏 名 連絡先
第三順位	所 属 氏 名 連絡先

3-15 避難・救出計画

3-15-4 災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての施設利用に関する協定（社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団）

災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての施設利用に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙が管理する施設を指定緊急避難場所及び指定避難所として利用することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、盛岡市内で発生する災害に備え、甲の申請に基づき乙の管理する施設の一部を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定し、災害時において市民の利用に供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（使用できる施設）

第2条 甲が、使用できる乙の施設は、盛岡地域福祉センター（以下「当該施設」という。）とする。

2 乙は、あらかじめ甲と協議の上、指定緊急避難場所及び指定避難所として利用できる当該施設の範囲を決定し、これを指定同意書（第1号様式）により甲に明示する。

3 甲は、指定同意書（第1号様式）に明示された当該施設について、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第49条の4第1項及び第49条の7第1項に定める指定緊急避難場所及び指定避難所に指定する。

（使用の依頼）

第3条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該施設を指定緊急避難場所及び指定避難所として使用する必要があると甲が認めたときは、乙は、甲の依頼により、当該施設を提供する。

（施設の管理運営等）

第4条 当該施設を使用する場合の管理運営等に当たっては、次のとおりとする。

（1）甲は、当該施設の状況を勘案し、その運用に要する甲の職員を適切に配置するものとする。

（2）甲は、当該施設を使用している期間において、飲料水及び食料等の手配を行い、当該施設を利用する市民等に対し提供するものとする。

（3）甲は、当該施設を利用する市民等に対し、乙から使用許可を受けた以外の場所に立ち入らないよう注意喚起を図り、指導を行うものとする。

（4）乙は、市民等が当該施設に避難した際に発生した事故等に関する責任は、乙の責に帰すべき事項を除き、一切負わないものとする。

（5）余震等による二次被害で、当該施設に損壊等が生じ、受け入れた市民等の生命及び財産等に損害が生じた場合についても、前号と同様とする。

2 甲は、当該施設を閉鎖する場合、市民等の帰宅行動について、安全かつ円滑に誘導するものとする。

（使用期間）

第5条 当該施設の使用期間は、盛岡市内の被害状況等を考慮し、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

(原状回復)

第6条 甲は、災害の終息が図られた場合など当該施設の使用を終了する場合は、乙に通知するものとする。

2 甲は、当該施設の使用を終了するときは、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、当該施設の管理運営に係る費用、受け入れた市民等によって施設に生じた損害及び施設を原状に復する費用について、全額負担するものとする。

(連絡責任者)

第8条 本協定に関する連絡責任者は、甲にあつては盛岡市総務部危機管理防災課長とし、乙にあつては事務局総務課長とする。

(協定期間及び更新)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了となる日の1月前までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に書面をもって本協定の変更若しくは終了させる意思表示しないときは、期間満了の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及び甲乙間に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年7月30日

(甲) 盛岡市内丸12番2号

盛岡市

盛岡市長 谷 藤 裕 明



(乙) 盛岡市若園町2番2号

社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団

理事長 菊 地 昭 夫





災害時における相互協力に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と盛岡少年刑務所（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における相互協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、盛岡市内で発生する災害に備え、甲の申請に基づき乙の管理する施設を市民等の避難施設として使用することについて、必要な事項を定める。

（使用できる施設）

第2条 甲が、使用できる乙の施設は、盛岡少年刑務所鍛錬場（以下「当該施設」という。）とする。

（使用の申請）

第3条 乙は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該施設を市民等の避難施設として使用する必要があると認めるときは、甲の申請により、当該施設の提供に関して、乙の運営に支障がない範囲でこれに協力するものとする。

2 前項の甲の申請は、国有財産使用許可申請書（別紙第1号様式）の提出により行うものとする。ただし、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭により申請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（申請に基づく措置等）

第4条 乙は、前条第2項に基づく申請があり、当該施設の使用が必要と認められるときは、国有財産使用許可書（別紙第2号様式）を甲に交付し、使用を許可するものとする。

2 乙は、前項の申請を許可する場合は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料は無償とする。

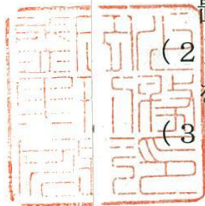
（施設の管理運営等）

第5条 当該施設を市民等の避難施設として使用する場合は、管理運営等に当たっては、次のとおりとする。

（1）甲は、当該施設の状況を勘案し、その運用に要する甲の職員を適切に配置するものとする。

（2）甲は、当該施設を使用している期間において、飲料水及び食料等の手配を行い、当該施設を利用する市民等に対し提供するものとする。

（3）甲は、当該施設を利用する市民等に対し、乙から使用許可を受けた以外の場所に立ち入らないよう注意喚起を図り、指導を行うものとする。



(4) 乙は、市民等が当該施設に避難した際に発生した事故等に関する責任は一切負わないものとする。

(5) 余震等による二次被害で、当該施設に損壊等が生じ、受け入れた市民等の生命及び財産等に損害が生じた場合についても、前号と同様とする。

2 甲は、当該施設を閉鎖する場合、市民等の帰宅行動について、安全かつ円滑に誘導するものとする。

(使用期間)

第6条 当該施設の使用期間は、盛岡市内の被害状況及び乙の運営状況等を考慮し、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

(原状回復)

第7条 甲は、当該施設の使用を終了する場合は、書面により乙に通知するものとする。

2 甲は、当該施設の使用を終了するときは、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(費用負担)

第8条 甲は、当該施設の管理運営に係る費用、受け入れた市民等によって施設に生じた損害及び施設を原状に復する費用について、全額負担するものとする。

(連絡責任者)

第9条 本協定に関する連絡責任者は、甲にあつては盛岡市総務部危機管理防災課長とし、乙にあつては盛岡少年刑務所処遇部門首席矯正処遇官（処遇担当）とする。

(協定期間及び更新)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了となる日の1月前までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に書面をもって本協定の変更若しくは終了させる意思を表示しないときは、期間満了の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項及び甲乙間に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年 8 月 6 日

(甲) 盛岡市内丸 1 2 番 2 号

務省所管国有財産部局長

盛岡少年刑務所長 殿

盛岡市長 谷 藤 裕 明



(乙) 盛岡市上田字松屋敷 1 1 番地 1 1

盛岡市長 殿

盛岡少年刑務所長 本 永 中



国有財産使用許可申請書

下記のとおり、行政財産を使用し、関係資料を添付して申請します。

使用しようとする財産

- 1) 所在 盛岡市上田字松屋敷 1 1 番地 1 1
- 2) 区分 建物
- 3) 数量 総面積 145 平方メートル

使用しようとする理由

避難所

使用しようとする期間

令和 年 月 日 () から 令和 年 月 日 () まで

その他参考となるべき事項

3-15 避難・救出計画

3-15-6 災害時における相互協定に関する協定書（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構本部管理本部東北管理部）

災害時における相互協力に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構本部管理本部東北管理部（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における相互協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、盛岡市内で発生する災害に備え、甲の申請に基づき乙の管理する施設を市民等の避難施設として使用することについて、必要な事項を定める。

（使用できる施設及び設備）

第2条 甲が、使用できる乙の施設及び設備（以下「当該施設等」という。）は次のとおりとする。

- (1) 東北農業研究センター研修施設
- (2) 前号に付帯する施設及び設備

（使用の申請）

第3条 乙は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該施設等を市民等の避難施設として使用する必要があると認めるときは、甲の申請により、当該施設等の提供に関して、乙の運営に支障がない範囲でこれに協力するものとする。

- 2 前項の甲の申請は、別記第1号様式の提出により行うものとする。ただし、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭により申請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（申請に基づく措置等）

第4条 乙は、前条第2項に基づく申請があり、当該施設等の使用が必要と認められるときは、別記第2号様式を甲に交付し、使用を許可するものとする。

- 2 乙は、前項の申請を許可する場合は、乙が定める不動産管理規程（13規程第52号）第15条第1項第1号の規定に基づき、使用料は無償とする。

（施設の管理運営等）

第5条 当該施設等を市民等の避難施設として使用する場合の管理運営等に当たっては、次のとおりとする。

- (1) 甲は、当該施設等の状況を勘案し、その運用に要する甲の職員を適切に配置するものとする。
- (2) 甲は、当該施設等を使用している期間において、飲料水及び食料等の手配を行い、当該施設等を利用する市民等に対し提供するものとする。
- (3) 甲は、当該施設等を利用する市民等に対し、乙から使用許可を受けた以外の場所に立ち入らないよう注意喚起を図り、指導を行うものとする。
- (4) 乙は、市民等が当該施設等に避難した際に発生した事故等に関する責任は一切負わないものとする。

する。

(5) 余震等による二次被害で、当該施設等に損壊等が生じ、受け入れた市民等の生命及び財産等に損害が生じた場合についても、前号と同様とする。

2 甲は、当該施設等を閉鎖する場合、市民等の帰宅行動について、安全かつ円滑に誘導するものとする。

(使用期間)

第6条 当該施設等の使用期間は、盛岡市内の被害状況及び乙の運営状況等を考慮し、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

(原状回復)

第7条 甲は、当該施設等の使用を終了する場合は、書面により乙に通知するものとする。

2 甲は、当該施設等の使用を終了するときは、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(費用負担)

第8条 甲は、当該施設等の管理運営に係る費用、受け入れた市民等によって施設に生じた損害及び施設を原状に復する費用について、全額負担するものとする。

(連絡責任者)

第9条 本協定に関する連絡責任者は、甲にあつては盛岡市総務部危機管理防災課長とし、乙にあつては国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構本部管理本部東北管理部総務課長とする。

(協定期間及び更新)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了となる日の1月前までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に書面をもって本協定の変更若しくは終了させる意思を表示しないときは、期間満了の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項及び甲乙間に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 9 月 24 日

(甲) 盛岡市内丸 12 番 2 号

盛岡市長 谷 藤 裕 明



(乙) 盛岡市下厨川字赤平 4 番地

国立研究開発法人

農業・食品産業技術総合研究機構本部管理本部

東北管理部長 佐々木 晋



令和 年 月 日

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
本部管理本部 東北管理部長 殿

岩手県盛岡市内丸12番2号

盛岡市長 印

施設等使用許可申請書

令和 年 月 日付けで締結した災害時における施設等の利用に関する協定書に基づき、貴殿が所管する施設等を下記のとおり使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用する施設等

- (1) 所在地 岩手県盛岡市下厨川字赤平4番地
- (2) 施設名 東北農業研究センター研修施設及び付帯する施設及び設備

2 使用しようとする理由

避難所及び支援車両等の駐車場

3 使用しようとする期間

令和 年 月 日（ ） から 令和 年 月 日（ ）まで

4 その他参考となるべき事項

令和 年 月 日

盛岡市長 殿

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
本部管理本部 東北管理部長 印

施設等使用許可書

令和 年 月 日付けで貴市から依頼のあった本部が所管する施設等の使用許可申請について、下記のとおり許可します。

記

1 使用施設等

- (1) 所在地 岩手県盛岡市下厨川字赤平4番地
- (2) 施設名 東北農業研究センター研修施設及び付帯する施設及び設備

2 使用内容

避難所及び支援車両等の駐車場

3 使用期間

令和 年 月 日（ ） から 令和 年 月 日（ ）まで

4 その他

- (1) 使用する施設等は、既設物を破損、損壊させないように注意して使用すること。
- (2) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。
- (3) 使用する施設等での事故及びトラブル等に関しては、盛岡市長が一切の責任を負うこと。



災害時における相互協力に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と社会福祉法人岩手県同胞援護会（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における相互協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、盛岡市内で発生する災害に備え、甲の申請に基づき乙の管理する施設を乳幼児、妊産婦又は障害を有する児童のいる世帯の避難施設として使用することについて、必要な事項を定める。

（使用できる施設）

第2条 甲が、使用できる乙の施設は、くろいしの保育園及びみたけ保育園（以下「当該施設」という。）とする。

（使用の申請）

第3条 乙は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該施設を避難施設として使用する必要があると認めるときは、甲の申請により、当該施設の提供に関して、乙の運営に支障がない範囲でこれに協力するものとする。

2 前項の甲の申請は、別紙第1号様式の提出により行うものとする。ただし、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭により申請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（申請に基づく措置等）

第4条 乙は、前条第2項に基づく申請があり、当該施設の使用が必要と認められるときは、別紙第2号様式を甲に交付し、使用を許可するものとする。

（施設の管理運営等）

第5条 当該施設を避難施設として使用する場合の管理運営等に当たっては、次のとおりとする。

（1）甲は、当該施設の状況を勘案し、その運用に要する甲の職員を適切に配置するものとする。

（2）甲は、当該施設を使用している期間において、飲料水及び食料等の手配を行い、当該施設を利用する者に対し提供するものとする。

（3）甲は、当該施設を利用する者に対し、乙から使用許可を受けた以外の場所に立ち入らないよう注意喚起を図り、指導を行うものとする。

（4）乙は、当該施設に避難した際に発生した事故等に関する責任は一切負わないものとする。

（5）余震等による二次被害で、当該施設に損壊等が生じ、受け入れた者の生命及び財産等に損害が生じた場合についても、前号と同様とする。

2 甲は、当該施設を閉鎖する場合、受け入れた者の帰宅行動について、安全かつ円滑に誘導するものとする。

（使用期間）

第6条 当該施設の使用期間は、盛岡市内の被害状況及び乙の運営状況等を考慮し、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

(原状回復)

第7条 甲は、当該施設の使用を終了する場合は、書面により乙に通知するものとする。

2 甲は、当該施設の使用を終了するときは、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(費用負担)

第8条 甲は、当該施設の管理運営に係る費用、受け入れた者によって施設に生じた損害及び施設を原状に復する費用について、全額負担するものとする。

(連絡責任者)

第9条 本協定に関する連絡責任者は、甲にあっては盛岡市総務部危機管理防災課長とし、乙にあってはくろいしの保育園長とする。

(協定期間及び更新)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了となる日の1月前までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に書面をもって本協定の変更若しくは終了させる意思を表示しないときは、期間満了の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項及び甲乙間に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年10月28日

(甲) 盛岡市内丸12番2号

盛岡市長 谷 藤 裕 明



(乙) 盛岡市黒石野一丁目12番1号

社会福祉法人岩手県同胞援護会

会長 千 葉 弘



令和 年 月 日

社会福祉法人岩手県同胞援護会 会長 様

岩手県盛岡市内丸12番2号

盛岡市長 印

施設等使用許可申請書

令和 年 月 日付けで締結した災害時における相互協力に関する協定書に基づき、貴法人が所管する施設等を次のとおり使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用する施設等

- (1) 所在地
- (2) 施設名

2 使用しようとする理由

避難所及び支援車両等の駐車場

3 使用しようとする期間

令和 年 月 日（ ） から 令和 年 月 日（ ）まで

4 その他参考となるべき事項

令和 年 月 日

盛岡市長 様

社会福祉法人岩手県同胞援護会 会長 印

施設等使用許可書

令和 年 月 日付けで貴市から依頼のあった当法人が所管する施設等の使用許可申請について、次のとおり許可します。

記

1 使用施設等

- (1) 所在地
- (2) 施設名

2 使用内容

避難所及び支援車両等の駐車場

3 使用期間

令和 年 月 日（ ） から 令和 年 月 日（ ）まで

4 その他

- (1) 使用する施設等は、既設物を破損、損壊させないように注意して使用すること。
- (2) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。
- (3) 使用する施設等での事故及びトラブル等に関しては、盛岡市長が一切の責任を負うこと。



災害時における相互協力に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と盛岡少年院（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における相互協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、盛岡市内で発生する災害に備え、甲の申請に基づき乙の管理する施設を市民等の避難場所として使用することについて、必要な事項を定める。

（使用できる施設）

第2条 甲が使用できる乙の施設は、次のとおり（以下「当該施設」という。）とする。

（1）家庭寮

（2）その他乙が使用を認めた場所

（使用の申請）

第3条 乙は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該施設を市民等の避難場所として使用する必要があると認めるときは、甲の申請により、当該施設の提供に関して、乙の運営に支障がない範囲でこれに協力するものとする。

2 前項の甲の申請は、国有財産使用許可申請書（別紙第1号様式）の提出により行うものとする。ただし、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭により申請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（申請に基づく措置等）

第4条 乙は、前条第2項に基づく申請があり、当該施設の使用が必要と認められるときは、国有財産使用許可書（別紙第2号様式）を甲に交付し、使用を許可するものとする。

2 乙は、前項の申請を許可する場合は、国有財産法（昭和23年法律第73号）第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料は無償とする。

（許可の取消し又は変更）

第5条 乙は、次の各号に該当するときは、前条の許可を取り消し、又は変更することができるものとする。ただし、この場合において、甲に損害が生じても、乙は、その補償は行わないものとする。

（1）乙が、本来の目的に供するため必要が生じたとき。

(2) 甲は、本協定に違反する行為が認められたとき。

(施設の管理運営等)

第6条 当該施設を市民等の避難場所として使用する場合は管理運営等に当たっては、次のとおりとする。

(1) 甲は、当該施設の状況を勘案し、その運用に要する甲の職員を適切に配置するものとする。

(2) 甲は、当該施設を使用している期間において、飲料水及び食糧等の手配を行い、当該施設を利用する市民等に対し提供するものとする。

(3) 甲は、当該施設を利用する市民等に対し、乙から使用許可を受けた以外の場所に立ち入らないよう注意喚起を図り、指導を行うものとする。

(4) 乙は、市民等が当該施設に避難した際に発生した事故等に関する責任は一切負わないものとする。

(5) 余震等による二次被害で、当該施設に損壊等が生じ、受け入れた市民等の生命及び財産等に損害が生じた場合についても、前号と同様とする。

(6) 甲は、避難場所等の使用によって、設備、施設又は土地が損壊した場合は、乙に速やかに届け出るものとする。

2 甲は、当該施設を閉鎖する場合、市民等の帰宅行動について、安全かつ円滑に誘導するものとする。

(使用期間)

第7条 当該施設の使用期間は、盛岡市内の被害状況及び乙の運営状況等を考慮し、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

(原状回復)

第8条 甲は、当該施設の使用を終了する場合は、書面により乙に通知するものとする。

2 甲は、当該施設の使用を終了するときは、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(費用負担)

第9条 甲は、当該施設の管理運営に係る費用、受け入れた市民等によって施設に生じた損害及び施設を原状に復する費用について、全額負担するものとする。

(連絡責任者)

第10条 本協定に関する連絡責任者は、甲にあつては盛岡市総務部危機管理防災課長とし、乙にあつては盛岡少年院庶務課長とする。

(協定期間及び更新)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了となる日の1月前までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に書

面をもって本協定の変更若しくは終了させる意思を表示しないときは、期間満了の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び甲乙間に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年**12**月**16**日

(甲) 盛岡市内丸12番2号

盛岡市長 谷 藤 裕 明



(乙) 盛岡市月が丘二丁目15番1号

盛岡少年院長 眞 部 岳 英



令和 年 月 日

法務省所管国有財産部局長
盛岡少年院長 殿

申請者 盛岡市内丸12番2号
盛岡市長 印

国有財産使用許可申請書

下記のとおり、行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

- (1) 所在 盛岡市月が丘二丁目15番1号
- (2) 区分 建物
- (3) 使用場所

2 使用しようとする理由

避難場所

3 使用しようとする期間

令和 年 月 日 () から令和 年 月 日 () まで

4 その他参考となるべき事項

令和 年 月 日

盛岡市長 殿

法務省所管国有財産部局長
盛岡少年院長 印

国有財産使用許可書

令和 年 月 日付けで貴市から依頼のありました当院所管の国有財産を使用することについて、下記のとおり許可します。

記

1 使用場所

- (1) 所在 盛岡市月が丘二丁目15番1号
- (2) 区分 建物
- (3) 使用場所

2 使用内容

避難場所

3 使用期間

令和 年 月 日 () から令和 年 月 日 () まで

4 その他

- (1) 施設等の使用について、既設物を破損、損壊しないよう注意して使用すること。
- (2) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。
- (3) 避難場所での事故及びトラブル等に関しては、盛岡市長が一切の責任を負うこと。



災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と東北財務局盛岡財務事務所（以下「乙」という。）は、盛岡市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の管理する施設の一部を一時避難施設として使用することに関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時に甲が乙の管理する施設の一部を、一時避難施設として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第2条第1号で定めるものをいう。
- (2) 「一時避難施設」とは、災害時の危険を回避するために市民等が一時的に避難する施設のことをいう。

（使用用途）

第3条 本協定による施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設として使用できる施設及び使用範囲）

第4条 甲が一時避難施設として使用できる乙の施設（以下「施設」という。）及びその使用範囲は別表のとおりとする。

（施設変更の報告）

第5条 乙は、改築等により施設の使用範囲に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるとときには、甲に連絡するものとする。

（使用の通知）

第6条 甲は、施設を一時避難施設として使用する場合は、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で要請するものとする。

2 甲は、一時避難施設としての使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、施設を一時避難施設として使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

（費用負担）

第7条 乙が提供した施設の使用については、無償とする。

2 一時避難施設としての使用によって生じた費用及び避難者によって施設に生じた損害は、甲が負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第8条 乙は、施設に市民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。



(使用期間)

第9条 一時避難施設としての使用期間は、災害時から避難者が甲の指定した避難施設へ移動完了するときまでとする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

(一時避難施設の終了)

第10条 甲は、一時避難施設としての使用を終了する際は、乙に一時避難施設の使用を終了した旨の文書を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(連絡責任者)

第11条 本協定に関する連絡責任者は、甲にあっては盛岡市総務部危機管理防災課長とし、乙にあっては東北財務局盛岡財務事務所管財課長とする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、この期間満了の1月前までに甲乙いずれからも本協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年2月16日

甲 盛岡市内丸12番2号

盛岡市長

内館 茂



乙 盛岡市内丸7番25号

東北財務局盛岡財務事務所長

加 澤



別表 使用できる乙の施設及び使用範囲（国家公務員合同宿舎）

（青山住宅（第一地区））

施設名称	青山住宅（第一地区）2号棟
住居表示	盛岡市青山四丁目1-2
構造等	鉄筋コンクリート造 5階建
建築年	昭和62年
避難場所	屋内階段部（約110㎡）

施設名称	青山住宅（第一地区）3号棟
住居表示	盛岡市青山四丁目1-3
構造等	鉄筋コンクリート造 5階建
建築年	平成9年
避難場所	屋内階段部（約150㎡）

（青山住宅（第五地区））

施設名称	青山住宅（第五地区）1号棟
住居表示	盛岡市青山四丁目17-48
構造等	鉄筋コンクリート造 5階建
建築年	昭和48年
避難場所	屋内階段部（約105㎡）

施設名称	青山住宅（第五地区）2号棟
住居表示	盛岡市青山四丁目17-49
構造等	鉄筋コンクリート造 5階建
建築年	昭和52年
避難場所	屋内階段部（約120㎡）

施設名称	青山住宅（第五地区）3号棟
住居表示	盛岡市青山四丁目17-47
構造等	鉄筋コンクリート造 5階建
建築年	昭和56年
避難場所	屋内階段部（約165㎡）

(上田住宅)

施設名称	上田住宅
住居表示	盛岡市上田三丁目14-37
構造等	鉄筋コンクリート造 4階建
建築年	昭和41年
避難場所	屋内階段部(約96㎡)

(南仙北住宅)

施設名称	南仙北住宅1号棟
住居表示	盛岡市南仙北二丁目9-31
構造等	鉄筋コンクリート造 5階建
建築年	昭和59年
避難場所	屋内階段部(約165㎡)

施設名称	南仙北住宅2号棟
住居表示	盛岡市南仙北二丁目9-32
構造等	鉄筋コンクリート造 5階建
建築年	昭和60年
避難場所	屋内階段部(約165㎡)

(厨川住宅)

施設名称	厨川住宅1号棟
住居表示	盛岡市下厨川字赤平4-1
構造等	鉄筋コンクリート造 5階建
建築年	平成元年
避難場所	屋内階段部(約55㎡)

施設名称	厨川住宅2号棟
住居表示	盛岡市下厨川字赤平4-2
構造等	鉄筋コンクリート造 5階建
建築年	平成元年
避難場所	屋内階段部(約110㎡)

施設名称	厨川住宅3号棟
住居表示	盛岡市下厨川字赤平4-3
構造等	鉄筋コンクリート造 5階建
建築年	平成3年
避難場所	屋内階段部(約110㎡)

施設名称	厨川住宅4号棟
住居表示	盛岡市下厨川字赤平4-4
構造等	鉄筋コンクリート造 5階建
建築年	平成13年
避難場所	屋内階段部、屋内通路部（片廊下）（約483㎡）

施設名称	厨川住宅5号棟
住居表示	盛岡市下厨川字赤平4-5
構造等	鉄筋コンクリート造 5階建
建築年	平成14年
避難場所	屋内階段部（約120㎡）

（大沢川原住宅） ※洪水災害時は使用不可

施設名称	大沢川原住宅
住居表示	盛岡市大沢川原一丁目2-33
構造等	鉄筋コンクリート造 5階建
建築年	平成10年
避難場所	屋内階段部、屋内通路部（片廊下）（約487㎡）

災害時における相互協力に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と株式会社モナカ（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設利用の協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害が発生し、又は発生することが予測される場合に、乙が管理する施設を利用して、盛岡市地域防災計画に基づく応急対策を実施することについて必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 盛岡市中ノ橋通一丁目6番8号
- (2) 施設名 monaka

（協力要請）

第3条 甲は、災害時等に、当該施設を利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、当該施設の業務を継続し、甲に協力する。

（協力の内容）

第4条 乙は、次に掲げる事項について甲から協力を要請された場合には、自らの業務に支障のない範囲でこれに応じる。

- (1) 災害時の避難場所の提供（当該施設の利用を含む）
- (2) 甲の備蓄物資の保管
- (3) 災害時の食料品等の調達（当該施設内のテナントも含む）

（要請手続）

第5条 協力の要請は、別記第1号様式の提出により行うものとする。ただし、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭により当該施設の営業責任者に連絡して行うものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

- 2 前項の営業責任者への連絡を支障なく行うため、甲乙それぞれ相手方に対し、事前に緊急時連絡先を報告しておくとともに、変更があった場合はその都度、その旨を報告するものとする。

(使用期間)

第6条 当該施設の使用期間は、盛岡市内の被害状況及び乙の運営状況等を考慮し、甲乙協議の上、定めるものとする。

- 2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

(原状回復)

第7条 甲は、当該施設の使用を終了する場合は、書面により乙に通知するものとする。

- 2 甲は、当該施設の使用を終了するときは、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(費用負担)

第8条 施設の使用料は無償とする。また、乙が食料品等の調達に要した費用については、甲が負担するものとし、災害時直前における適正価格を基準に甲乙協議の上決定するものとする。なお、乙の当該施設利用の協力の伴い発生した損害等に係る費用については、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙協議の上決定するものとする。

(災害対策の推進等)

第9条 乙は、甲が地域防災計画等で呼びかけている事業者への協力依頼の一環として、事業者自らの負担と責任において災害時に備え、その管理する施設及び設備等についての安全性の確保、消火・救出救助等のための資機材の整備、その他の対策の推進に努めるものとする。

- 2 乙は、その管理する施設の従業員が災害時等に帰宅困難になった場合に備え、食料、飲料水及びトイレパック等の備蓄並びにその他必要な物資を準備するよう努めるものとする。

- 3 乙は、甲が実施する物資の備蓄、訓練等に関し場所を提供するなど、積極的に協力するものとする。

- 4 乙は、その能力を活用して積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

- 5 乙は、災害時等の対応に関する知識又は技術を習得するため、その従業員を防災訓練等に参加させるよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 本協定に関する連絡責任者は、甲にあつては総務部危機管理防災課とし、乙にあつては株式会社モナカ monaka運営チームとする。

(協定期間及び更新)

第11条 この協定の有効期間は、契約締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲、乙からも解除又は変更の申し出がないときは、1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和6年7月4日

甲 盛岡市内丸12番2号

盛岡市長

内館 茂



乙 盛岡市中ノ橋通一丁目6番8号

株式会社モナカ

代表取締役社長

大石 仁雄



岩手県災害時動物救護本部設置要綱

(名 称)

第1条 この本部の名称は、岩手県災害時動物救護本部（以下「救護本部」という。）とする。

(目 的)

第2条 救護本部は、岩手県内又は隣接する県等で発生した災害時において、被災地における動物救護事業を実施し、被災動物やその飼養者等に対して必要な支援を行うことを目的とする。

(定 義)

第3条 本要綱において、「被災動物」とは犬、猫等の家庭動物で、被災者が飼養する動物及び被災により逸走・放浪している動物をいう。

(事 業)

第4条 救護本部は、第2条の目的を達成するため、別紙に掲げる事業を行う。

(基 金)

第5条 救護本部は、前条の事業を実施するため、緊急災害時動物救済基金（以下、「救済基金」という。）を別に定める期間運営する。

2 救済基金は、寄附金等をもって充てる。

3 救済基金は、救護本部が定めた期日をもって精算する。

(構 成)

第6条 救護本部は、次の団体の代表者をもって構成する。

(1) 一般社団法人岩手県獣医師会

(2) 被災動物の救護に関し岩手県と協定を結ぶ県内の動物愛護団体

(3) 岩手県環境生活部（県民くらしの安全課）

(4) その他本部長が必要と認めた団体

2 救護本部を構成する団体等の構成員等により、次の各班を編成する。

(1) 被災動物保護班

(2) 被災動物医療班

(3) 被災動物支援班

3 前項の各班の任務等は、別に定める。

(役 員)

第7条 救護本部に次の役員を置く。

(1) 本部長

(2) 副本部長

2 役員は別表に掲げる者とする。

3 役員の任期は、救護本部の活動期間終了日までとする。ただし、再任を妨げない。

(役員の職務)

第8条 本部長は、救護本部を代表し、救護本部の事業を総理し、救護本部会議を主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等があり職務を遂行できない場合にはその職務を代行する。

(監 事)

第9条 救護本部に監事2名を置き、救護本部の会計を監理する。

2 監事は、救護本部会議において選任する。

(救護本部会議の招集等)

第10条 本部長は、第4条に掲げる事業を行うため、救護本部会議を招集することができる。

2 救護本部会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は本部長の決するところによる。

(行政機関との連携)

第11条 救護本部は、その活動を円滑に実施するため、環境省等の関係省庁及び地方公共団体等と連携する。

(事務局)

第12条 救護本部の事務局は、県民くらしの安全課に置くものとし、一般社団法人岩手県獣医師会は事務局を補佐するものとする。

(救護本部の設置及び活動の期間)

第13条 救護本部は、一般社団法人岩手県獣医師会と岩手県環境生活部が協議のうえ設置する。

2 救護本部の活動期間は、設置された期日から救護本部会議で定めた期日までとする。ただし、救護本部会議の決定により、この期間を延長できる。

3 救護本部の設置までの間、緊急に被災動物の救護を実施しなければならない場合には、公益財団法人日本動物愛護協会、公益社団法人日本動物福祉協会、公益社団法人日本愛玩動物協会並びに公益社団法人日本獣医師会で組織する緊急災害時動物救援本部に支援を依頼することができるものとする。

(救済基金の精算)

第14条 救済基金は、第5条の規定により精算した後、今後の類似の災害への備えに資するため、残余の資金全額を緊急災害時動物救援本部に寄附するものとする。

(活動内容の公表)

第15条 本部長は、救済基金の運営に関する事項や救護本部の活動状況について、積極的に公表するものとする。

(本部長への委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、救護本部の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月23日から施行する。

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

別紙 (第4条に定める岩手県災害時動物救護対策本部の事業)

- 1 災害で被災した動物やその飼養者(以下、「被災動物等」という。)への支援として行う、ペットフードや衛生処理用品などの物資の提供に関する事業
- 2 被災動物等への支援として行う人材派遣等に関する事業
- 3 避難所(在宅避難者が非難する一般住宅を含む)及び仮設住宅等において被災者が被災動物と一緒に暮らすためのケージ等の貸与事業
- 4 被災動物の一時預かりに関する事業
- 5 被災動物の保護及び収容に関する事業
- 6 被災動物の治療に関する事業
- 7 被災動物等救護のための各種相談・支援事業
- 8 本部運営上必要となる経費の執行及び物資の管理事業
- 9 被災動物に係る情報収集及び広報に関する事業
- 10 他の都道府県で発生した災害において、その要請に基づき実施する被災動物等への支援事業

別表

本部長	一般社団法人岩手県獣医師会会長
副本部長	岩手県環境生活部県民くらしの安全課総括課長

災害時における動物の救護活動に関する協定を締結した団体

令和6年8月現在

NO	団体・機関名	代表者名	電話	FAX	団体住所
1	一般社団法人岩手県獣医師会	会長 佐々木 一弥	019-656-1014	019-656-1017	〒020-0851 盛岡市向中野5-28-27
2	アジリティクラブ TEAM・SHINYA	代表 新屋 一巳	019-654-3326	019-654-3344	〒020-0812 盛岡市川目第6地割93-13
3	ワンちゃんくらぶ	代表 新屋 映子	019-654-3326	019-654-3344	〒020-0812 盛岡市川目第6地割93-13
4	動物いのちの会いわて	代表 下机 都美子	019-692-5920	019-692-5941	〒020-0507 雫石町丸谷地37-36
5	岩手県動物愛護ネットワーク	理事長 瀬川 康信	0198-24-0455	0198-24-0455	〒025-0066 花巻市松園町1-2-8
6	おっぼの会	会長 吉川 繁行	019-676-5030	019-676-5030	〒020-0507 紫波郡紫波町高水寺字中田35-16
7	ボチの会	会長 本江 玄佳	0191-32-1013	0191-32-1012	〒021-0902 一関市萩荘金ヶ崎49-1 ほんご動物病院内
8	MAPフレンズ	会長 摂待 睦夫	0193-64-0856	0193-77-3493	〒027-0052 宮古市宮町4-3-18 ケリン動物病院内
9	わん' S倶楽部	代表 小倉 雅美	0194-63-1791	0194-55-5370	〒028-0033 久慈市畑田24-124-2
10	わんこの会	会長 稲葉 じゅん	0195-23-8257	0195-23-8517	〒028-6104 二戸市米沢字長瀬49-1 ケリン動物病院内
11	盛岡ペットワールド専門学校	学校長 工藤 昌雄	019-604-1151	019-604-1156	〒020-0034 盛岡市盛岡駅前通10-16
12	人と動物の絆 momo太郎	代表 鈴子 真佐美	090-7525-0388	0193-22-1897	〒026-0025 釜石市大渡町3-3-6

令和7年7月1日現在

給水対策計画

被災対象人数 (人)		5,000以下	5,001 ～ 25,000	25,001 ～ 75,000	75,001以上
項 目					
被災状況	被災等の要因	地震等災害 その他の事故	同 左 (震度5～6)	同 左 (震度6以上)	同 左 (震度6以上)
	被災等の概要	配水幹線の 折損事故等	送水施設、導 管施設等の被災	浄水施設系統 等の被災	水道施設全般 に係わる被災
	被災等の範囲	約2,000世帯	約10,000世帯	市内4分1程 度 1浄水場系統 全 域	市内2分1程 度 被害全域
応急給水体制	組 織	対策本部設置 部 対 応	同 左 市 連 携	同 左 市 県 連 携	同 左 市 県 国 連 携
	応 援 要 請	要 請 先	水道業者 日水協(県)	水道関連業者 日水協(東北)	水道関連業者 日水協(全国)
		動員数(数)	20	80	180
		車両(両)	0	20	30
		給水タンク 10t(基)	ローリー 2	ローリー 17	ローリー 35
	1人当たり 応急給水量(ℓ)		10	5～8	3～5
	必要応急給水量 (t)		50	200	400
	応急給水期間 (日)		1～7	3～21	7～35
備 考		上下水道部保有タンク 拠点給水用タンク 1.0(t) 20基 ポリタンク(10ℓ) 1,083個 応急給水袋(6ℓ) 20,000枚			

日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書

日本水道協会の東北地方支部長、青森県支部長、秋田県支部長、岩手県支部長、山形県支部長、宮城県支部長及び福島県支部長は、東北地方支部内の災害時相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、災害により日本水道協会東北地方支部（以下「地方支部」という。）内の正会員（以下「会員」という。）に断水及び漏水等の水道の被害が発生した場合に、「公益社団法人日本水道協会東北地方支部規則」第7条に基づき、会員が相互に行う応援活動について必要な事項を定めるものである。

(責務)

第2条 会員は、平時から本協定に基づく応援活動に備え、応援要請があった場合には、可能な限り応援活動に協力する。

2 地方支部内の県支部（以下「県支部」という。）長は、県支部内の会員に本協定の内容を周知するとともに、本協定の実施に必要な県支部内の相互応援体制を確立する。

3 地方支部長は、本協定の実施に必要な総合調整を行い、地方支部内の相互応援体制を確立する。

(情報連絡)

第3条 地方支部長及び県支部長は、予め本協定の実施に必要な情報連絡を担当する連絡担当部署、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したときまたは災害発生の恐れがあるときに、速やかに必要な情報連絡を行う。

(情報連絡調整)

第4条 地方支部長及び県支部長は、本協定に基づく応援活動に際して必要な情報連絡調整を行う。

2 県支部長は、県支部長都市が被災し情報連絡調整を行うことができない場合に、情報連絡調整を行う会員を県支部内から決定する。

3 前項において情報連絡調整を行うことができる会員が県支部内にいない場合に、地方支部長は、県支部長等と協議のうえ情報連絡調整を行う会員を地方支部内から決定する。

4 地方支部長は、地方支部長都市が被災し情報連絡調整を行うことができない場合に、情報連絡調整を行う会員を地方支部内から決定する。

(地方支部現地救援本部の設置)

第5条 地方支部長は、災害の規模が大きく応援を行う会員間の連絡調整が必要であると認めた場合に、現地における応援体制の整備を目的とする地方支部現地救援本部を設置することができる。

2 災害の規模が特に大きく、厚生労働省及び日本水道協会等による現地救援本部（これに相当する組織を含む。）が設置されたときには、地方支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

(応援要請)

第6条 被災県支部長は、被災した会員（以下「被災会員」という。）からの応援要請について県支部内での対応が困難であると認めた場合に、地方支部長に応援要請を行う。

2 前項により応援要請を受けた地方支部長は、効果的な応援活動が期待できる県支部長に応援要請を行う。

3 前項により地方支部長から応援要請を受けた県支部長は、県支部内の会員に応援要請を行い、県支部内からの応援活動について調整するとともに、その結果を速やかに地方支部長に報告する。

4 前項により県支部長から報告を受けた地方支部長は、その報告をもとに応援活動を行う会員（以下「応援会員」という。）を被災県支部長に通知する。

5 第1項により応援要請を受けた地方支部長は、地方支部内での対応が困難と認めた場合に、日本水道協会本部に応援要請を行う。

(応援活動)

第7条 応援会員が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 資機材の提供
- (4) 工事事業者等の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

(応援隊の派遣)

第8条 第6条により応急給水や応急復旧の応援要請を受けた応援会員は、直ちに応援体制を整え、応援隊を派遣する。

(応援隊の受け入れ)

第9条 被災会員は、応援隊の受け入れを円滑に行うことができるよう、応援隊の集合場所等を指定する。

2 応援隊の受け入れに必要となる宿泊施設や応援車両の駐車場等については、原則として被災会員が確保するものとする。

(中継会員)

第10条 地方支部長は、地方支部内で水道の被害が発生し、被災県支部以外の県支部からの応援が必要となる場合に、遠方からの応援隊の移動補助を目的とした活動を行う会員(「中継会員」という。)を、関係する県支部長等と協議のうえ地方支部内から定めることができる。

(支援拠点会員)

第11条 地方支部長は、災害の規模が大きく、県域を越え広範にわたる甚大な水道の被害が発生し、応援の長期化が見込まれる場合等に、効率的な応援体制構築を目的とした被災会員の支援を行う会員(「支援拠点会員」という。)を、関係する県支部長等と協議のうえ地方支部内から定めることができる。

(応援活動の終了)

第12条 被災会員は、被害の復旧等に伴い応援会員による応援が不要となった場合に、被災県支部長にその内容を報告する。

2 前項により報告を受けた被災県支部長は、その内容を地方支部長に報告する。

3 前項により報告を受けた地方支部長は、当該応援会員の所属する応援県支部長に応援活動の終了を通知する。

4 前項により通知を受けた応援県支部長は、当該応援会員に応援活動の終了を通知する。

(応援活動の費用負担)

第13条 本協定に基づく応援活動に要した費用は、応援会員に所属する職員に係る基本的な人件費及び法令上の特別の定めがあるものを除き、原則として被災会員が負担するものとする。

(防災協議会)

第14条 地方支部長は、相互応援の円滑な実施に必要な情報交換を目的とした防災協議会を設置し、毎年定期的に開催する。

2 防災協議会は、地方支部及び各県支部の連絡担当責任者を含む必要な者で構成するものとする。

(合同訓練)

第15条 地方支部長及び県支部長は、本協定を円滑に実施するため、応援要請、応援隊の派遣及び応援隊の受け入れ等に関する合同訓練を計画し、実施することができる。

2 地方支部長は、合同訓練の実施に関する要綱を別に定める。

(地方支部区域外の正会員に対する応援)

第16条 日本水道協会本部より地方支部区域外の正会員に対する応援要請があった場合に、地方

- 2 前項の応援要請を地方支部長が受諾した場合に、地方支部長及び県支部長は本協定に準じた応援要請等に対応する。
- 3 前項により応援要請を受けた会員は、本協定に準じた応援活動に協力する。

第 17 条 県等の行政機関から正会員以外の水道事業体及び簡易水道事業体に対する応援要請があった場合、地方支部長及び県支部長は本協定に準じた応援要請等に対応する。

2 前項により応援要請を受けた会員は、本協定に準じた応援活動に協力する。

第18条 地方支部長は、本協定の実施に関して必要な指針を別に定める。

第 19 条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じた場合には、その都度協議して定める。

第 20 条 本協定の成立を証するため、協定書 7 通を作成し、地方支部長及び県支部長がそれぞれ記名、押印の上、各 1 通を保有する。

- 1 この協定は、平成9年5月1日から適用する。
- 2 日本水道協会東北地方支部水道施設の震害に伴う相互応援計画（平成3年9月1日改正計画）は、廃止する。

この協定は、平成 18 年 3 月 23 日から適用する。

この協定は、平成26年4月11日から適用する。

日本水道協会東北地方支部長
仙台市長 奥山 恵美子

日本水道協会青森県支部長
青森市長 鹿内 博

日本水道協会秋田県支部長
秋田市長 穂積 志

日本水道協会岩手県支部長
盛岡市長 谷 藤 裕 明

日本水道協会山形県支部長

山形市長 市 川 昭 男

日本水道協会宮城県支部長

石巻地方広域水道企業団企業長 亀 山 紘

日本水道協会福島県支部長

郡山市長 品 川 萬 里

公益社団法人日本水道協会岩手県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱

(平成10年4月16日 第98回役員会決定)

(平成25年4月18日 第133回役員会決定)

(平成27年4月15日 第140回役員会決定)

(令和3年2月3日 第158回役員会決定)

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人日本水道協会岩手県支部（以下「県支部」という。）に所属する正会員及び簡易水道部会員（以下「会員」という。）が、公益社団法人日本水道協会岩手県支部規則第8条の規定に基づき相互に行う災害発生時の救援活動（以下「応援活動」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(応援活動体制)

第2条 県支部長は、応援活動を迅速かつ適切に行うため、県支部を地域別に9地区に分け、各地区に幹事（以下「地区幹事」という。）を置くものとする。

2 地区幹事が被災し、職務を全うできない場合、県支部長がその職務を代行するものとする。

3 県支部長は、自らが被災しその職務を全うできない場合、県支部長の職務を代行する会員を地区幹事の中から指定するものとする。

4 応援活動の組織及び連絡系統は別表のとおりとする。

(責務)

第3条 県支部長は、地区幹事、会員及び被災した会員（以下「被災会員」という。）との情報連絡を行うほか、被災会員からの応援要請に基づき、速やかに応援体制を確立するものとする。

2 地区幹事は、県支部長と地区内の会員（被災会員を含む。）間との情報連絡（応援要請及び受諾に係る連絡を含む。）を行うものとする。

3 会員は、県支部長の要請に基づき、被災会員への応援活動に可能な限り協力するものとする。

(情報連絡担当)

第4条 県支部長、地区幹事及び会員は、この計画の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当補助者を定めるものとする。

(県支部現地救援本部の設置)

第5条 県支部長は、災害の規模が大きく応援を行う会員間の連絡調整を行う必要があると認めたときは、県支部現地救援本部を設置することができる。

2 県支部現地救援本部は、県支部長、地区幹事、応援要請を受けた会員の職員、その他県支部長が必要であると認める者で構成する。

3 災害の規模が特に大きく、公益社団法人日本水道協会東北地方支部（以下「東北地方支部」という。）等による現地救援本部（これに相当する組織を含む。）が設置されたときは、県支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

(応援要請)

第6条 被災会員は、県支部長に対し応援の要請をするときは、文書で要請するものとする。

ただし、正式の文書をもって要請する暇がないときは電話、口頭又は防災無線等により行い文書を省略することができるものとし、後日速やかに正式の文書を送付するものとする。

2 県支部長は、前項の規定により応援の要請を受けたときは、その被害の状況、地区等を考

慮して地区幹事と協議し、応援を行う会員を定め要請するものとする。

- 3 前項の規定により応援要請を受けた会員は、直ちに応援体制を整え、その出発時刻、出勤人員、機械器具の種類、数及び予定到着時刻等を被災会員の連絡担当責任者又は連絡担当補助者に連絡するものとする。
- 4 県支部長は、県支部内での応援が困難と認めたときは、東北地方支部に対して応援の要請を行うものとする。

(応援活動)

第7条 会員が被災会員に対して行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動（漏水調査を含む。）
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 工事業者等の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

2 応援活動は、被災会員の指示に従って行うものとする。

(応援要員の受入れ)

第8条 被災会員は、応援要員の受け入れを円滑に行うことができるよう、応援要員の集合場所を指定する。

2 応援要員の受け入れに必要な宿泊施設及び応援車両の駐車場所等については、原則として被災会員が確保するものとする。

(中継会員)

第9条 県支部長は、遠方からの応援要員の移動補助を目的とした活動を行う会員（以下「中継会員」という。）を地区幹事と協議のうえ定めることができる。

(支援拠点会員)

第10条 県支部長は、災害の規模が大きく、広範にわたる甚大な水道の被害が発生し、応援の長期化が見込まれる場合等に、効率的な応援体制構築を目的とした被災会員の支援を行う会員（以下「支援拠点会員」という。）を、地区幹事と協議のうえ定めることができる。

(応援活動の終了)

第11条 被災会員は、被害の復旧等に伴い応援会員による応援が不要となった場合に、県支部長にその旨を報告する。

2 県支部長は、前項により報告を受けた場合、当該応援会員に応援活動の終了を通知する。

(費用の負担)

第12条 この要綱に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

(指針)

第13条 この要綱の実施に関して必要な指針については、県支部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月16日から適用する。

この要綱は、平成25年4月18日から適用する。

この要綱は、平成27年4月15日から適用する。

この要綱は、令和3年2月3日から適用する。

災害応急復旧工事等に関する協定書

盛岡市水道事業管理者（以下「甲」という。）と盛岡市上下水道工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による被害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の応急復旧工事等（以下「応急復旧」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生により市民のライフラインとしての水道施設が被災した場合、速やかに給水能力を回復するために、甲の要請に基づき、乙が実施する水道施設の応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害の発生時において実施する水道施設の応急復旧（甲が他都市等から応援要請を受けて実施する応急復旧を含む。）に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応急復旧の応援を要請することができる。

（応援要請の手続き）

第3条 前条の規定による応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行うことができるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする人員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援要員の派遣）

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応援業務を行うための体制を整え、必要な人員、資機材等を出動させ、甲が行う復旧作業に協力するものとする。

2 前項の規定による応援業務を行うにあたり、乙は、甲の職員の指示に従うものとする。

（応援業務）

第5条 乙が行う応援業務は概ね次のとおりとする。

- (1) 応急復旧工事
- (2) 応急給水
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 漏水調査
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（費用負担）

第6条 この協定に基づき、乙の行った応援業務に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、乙が応援業務に参加した乙の組合員の要した費用を集約の上、乙が甲に一括して請求するものとする。

（労災補償）

第7条 応急復旧により乙の組合員の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（報告事項）

第9条 乙は、この協定による応急復旧に協力できる人員及び資機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

(期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1ヵ月前までに甲、乙双方とも解除の申し出を行わない場合は、引き続き効力を有するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、協定締結の日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成11年3月16日

(甲) 盛岡市水道事業管理者 山 口 貞 藏

(乙) 盛岡市上下水道工事業協同組合
理事長 小 林 清

上下水道施設の災害に伴う応援協定書

盛岡市上下水道事業管理者（以下「甲」という。）と第一環境株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）の発生時における応援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生により上下水道施設が被災した場合、甲の要請に基づき、乙が実施する応援業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、盛岡市内に災害が発生し、乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対して、災害対応業務の応援要請をすることができる。

2 前項の応援要請は、「災害に伴う応援要請書」（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行うことができるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、業務に支障のない範囲において、可能な限り協力するものとする。

（従業員の派遣）

第3条 乙は、甲から応援要請を受けたときは、応急活動を行う従業員（以下、「応援従業員」という。）を、甲の指定する場所に派遣するものとする。

2 乙は、応援業務を行うにあたり、甲の職員の指示に従うものとする。

（応援業務）

第4条 乙が行う応援業務は、「災害に伴う応援要請書」（第1号様式）により定めるものとする。

（報告）

第5条 乙は、作業終了後、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。

- (1) 作業の日時及び場所
- (2) 作業内容
- (3) 作業で必要とした使用資材及び員数
- (4) その他必要事項

（費用の負担）

第6条 この協定に基づき、乙が行った応援業務に要した費用については、甲が負担するものとする。なお、この場合の費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（防災訓練等）

第7条 乙は、災害等の発生時における業務が円滑に遂行できるよう、甲の行う防災訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。

(労災補償)

第8条 応援業務により応援従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方が記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年4月1日

(甲) 岩手県盛岡市愛宕町6番8号
盛岡市上下水道事業管理者 白根敬介

(乙) 東京都港区赤坂二丁目2番12号
第一環境株式会社
代表取締役社長 岡地雄一

水道施設の災害に伴う応援協定書

盛岡市上下水道事業管理者（以下「甲」という。）と財団法人岩手県防災保安協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）の発生時における応援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生により市民のライフラインとしての水道施設が被災した場合、速やかに給水能力を回復するために、甲の要請に基づき、乙が実施する応援業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害発生時において実施する水道施設の復旧作業（甲が他都市からの応援要請を受けて実施する復旧作業を含む。）に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し復旧作業の応援を要請することができる。

（応援要請の手続）

第3条 前条の規定による応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行うことができるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする人員の職種別人員
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援要員の派遣）

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応援業務を行うための体制を整え、必要な人員、機材等を出動させ、甲が行う復旧作業に協力するものとする。

2 前項の規定による応援業務を行うにあたり、乙は、甲の職員の指示に従うものとする。

（応援業務）

第5条 乙が行う応援業務は、乙が所有する給水タンク車による応急給水とする。

（費用負担）

第6条 この協定に基づき、乙が行った応援業務に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、乙が応援業務に要した費用を請求するものとする。

（労災補償）

第7条 応援復旧により乙の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(報告事項)

第9条 乙は、この協定による応援業務に協力できる人員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、協定締結の日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年6月30日

(甲) 盛岡市上下水道事業管理者 白根敬介

(乙) 盛岡市本宮小幅19番地12
財団法人岩手県防災保安協会
理事長 川村久史

八戸圏域水道企業団・盛岡市上下水道局 パートナーシップに関する覚書

南部藩という歴史を共有する八戸圏域水道企業団と盛岡市上下水道局は、これまで水道事業における各分野で職員の意見交換や研修会などの交流を行ってきた。また、東日本大震災においては密接に情報交換を行い、被災事業体への支援に当たってきたところである。

現在の水道事業を取り巻く環境は非常に厳しく、使用水量の減少や老朽化施設の更新、専門知識を有する職員の減少、将来を見据えた広域的事業運営など多くの課題が山積しており、個々の事業体単位だけで課題を解決することが困難な状況となってきた。

このような状況下にあって、北東北の水道事業体の中核となる八戸圏域水道企業団と盛岡市上下水道局は、効率的な事業運営の強化や職員の資質・技術の向上など、さまざまな事業で情報交換を進め、これまで培ってきた交流を発展・継続していくためにパートナーシップに関する覚書を締結するものである。

記

1. 両事業体は、事業運営の効率化や職員の資質・技術の向上を図るため、積極的な相互交流に努める。
2. 両事業体は、非常時の対応等において情報交換などの連携を密にし、相互応援を促進する。

平成 25 年 3 月 11 日

八戸圏域水道企業団副企業長

榎本善光



盛岡市上下水道事業管理者

白根敬介



盛岡市上下水道局・岩手中部水道企業団

パートナーシップに関する覚書

昭和9年の通水開始から80有余年の間、盛岡市の発展に対応してきた盛岡市上下水道局と、平成26年に用水供給と末端給水の垂直・水平統合により事業を開始した岩手中部水道企業団は、これまで水道事業における各分野で職員の意見交換や研修会などの交流を行ってきた。また、東日本大震災以降におけるさまざまな大規模災害において情報交換を行いながら、被災事業体への支援に当たってきたところである。

現在の水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化に伴う更新需要の増加、職員数の減少と高齢化、将来を見据えた広域的事業運営など多くの課題が山積しており、個々の事業体単独だけで課題を解決することが困難な状況となってきた。

このような状況下にあって、岩手県の水道事業体の中核となる盛岡市上下水道局と岩手中部水道企業団は、効率的な事業運営の強化や職員の資質・技術の向上など、さまざまな事業で情報交換を進め、これまで培ってきた交流を発展・継続していくために、パートナーシップに関する覚書を締結するものである。

記

1. 両事業体は、事業運営の効率化や職員の資質・技術の向上を図るため、積極的な相互交流に努める。
2. 両事業体は、非常時の対応等において情報交換などの連携を密にし、相互応援を促進する。

平成30年3月29日

盛岡市上下水道事業管理者

岩手中部水道企業団局長

平野耕一郎
菊池明敏



災害救助用米穀等に関する協定書

岩手県知事（以下「甲」）と盛岡市長（以下「乙」という。）とは、災害救助法及び国民保護法が発動された場合において、交通、通信の途絶のため、食糧安定供給特別会計に属する物品のうち政府倉庫及び農林水産省指定倉庫（以下「倉庫」という。）に保管されている米穀及び災害対策用乾パン（以下「災害救助用米穀等」という。）の緊急引渡しについて乙が甲の指示を受けられない場合における取扱いについて、次のとおり協定する。

なお、甲は本協定と同時に乙を非常災害時における災害救助用米穀等取扱者に指定する。

第1条 甲は、乙が災害救助用米穀等の引渡しを受けることができるようにするための協定を、農政事務所長と締結するとともに、乙に代わってその代金を支払うものとする。

2 乙は、災害救助用米穀等の引渡しを受ける必要があるときには、農政事務所において倉庫を管轄する主幹課長及び地域課長又は政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対して直接引渡しを要請することができるものとする。

第2条 災害救助用米穀等の価格については、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として、決定することを原則とする。

第3条 甲と乙は、災害救助用米穀等の引取代金について別紙書式の内容により、災害救助用米穀等代金納付契約を締結するものとする。

2 前項に定める契約にかかる契約書は、乙に対する実引渡数量ごとに作成するものとする。

第4条 乙は、災害救助用米穀等の引渡しを受けたときは、甲に対し速やかに引渡全数量を報告するとともに、その代金を甲の定める期限までに納付するものとする。

第5条 乙は、納付期限までにその引取代金を納付しなかったときは、当該未納額について、納付期限の翌日から納付するまでの日の日数に応じ年14.6%で計算した額の延滞金を甲に納付するものとする。

この協定の証しとして本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

平成19年8月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

盛岡市長 谷 藤 裕 明

(別紙)

災害救助用米穀等代金納付契約書

- 1 種類
- 2 数量
- 3 代金 ¥ _____

内 訳

種別	産年	産地銘柄	包装	量目	等級	数量	単価	金額

- 4 現金取引場所

- 5 代金納付期限 年 月 日

- 6 引取目的 ○ ○ 災害の被災者等に対する給食、供給のため岩手県知事（以下「甲」という。）と○ ○ 市（町、村）長（以下「乙」という。）とは上記政府所有災害救助用米穀等の引取代金納付について、次の条項により契約を締結する。

第 1 条 乙は災害救助用米穀等の引取代金を甲の発行する納額告知書によって、納付期限までに岩手県金庫に納付しなければならない。

第 2 条 乙が納付期限までにその引取代金を納付しなかったときは、当該未納額について、納付期限の翌日から納付するまでの日の日数に応じ年 14.6 %で計算した額の延滞金を甲に納付しなければならない。

第 3 条 この契約に定める納付期限については、その期限が土曜日、日曜日及びその他の休日に該当する場合は、その翌日をもって当該期限とする。

第 4 条 乙は、甲の指示又は承認がなければ災害救助用米穀等を転売又は買受目的に反した処分をすることができない。

第 5 条 乙は、災害救助用米穀等の引取後、又は引取中において天変地異、火災、盗難その他やむを得ない事由により乙が損害を被ることがあっても甲はその損害を負担しない。

第 6 条 この契約に定めのない事項については、法令の規定によるほか必要に応じて甲、乙協議して定める。

この契約の証しとして本書 2 通を作成し、甲、乙各々 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 岩手県知事 増田 寛也 印

乙

災害時における相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、札幌市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、仙台市、福島市及びいわき市の各都市において災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害をいう。以下同じ。)が発生し、災害を受けた都市(以下「甲」という。)の中央卸売市場独自では対応できない場合において、災害を受けていない都市(以下「乙」という。)に対して行う協力要請及び支援に関して定めるものとする。

(供給協力の要請等)

第2条 甲は、緊急に生鮮食料品等の確保をはかる必要のあるときは、乙に対して生鮮食料品等の供給について協力を要請することができる。ただし、甲が要請をすることが困難な場合には、乙間で協議して必要な支援を行うものとする。

(供給協力)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、速やかにこれに応じ、極力その要請内容の実現に努めるものとする。

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、乙に対して第2条の規定による要請を行うときは、被害の状況及び必要とする内容等を明らかにし、第6条に定める連絡担当部局を通じて口頭・電話・電信等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(協力経費の負担)

第5条 第2条及び前条に基づく協力及び支援に要した経費負担は、甲乙協議のうえ決定する。なお、乙が自主的に行う救援物資の供給に伴う費用は乙の負担とする。

(連絡担当部局)

第6条 この協定を締結する都市の中央卸売市場は、あらかじめ連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協 議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、この協定を締結する都市の中央卸売市場が協議して定めるものとする。

(雑 則)

第8条 この協定の締結を証するため、本協定書8通を作成し、各中央卸売市場は記名 押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成9年3月1日から効力を生ずる。

附 則

この協定は、平成21年5月15日から効力を生ずる。

附 則

この協定は、平成22年5月21日から効力を生ずる。

平成22年5月21日

札幌市中央卸売市場
市場長 石川 敏也

青森市中央卸売市場
場 長 渡辺 悦雄

八戸市中央卸売市場

市場長 元沢 達男

盛岡市中央卸売市場
場 長 高橋 賢一

秋田市中央卸売市場
市場長 利部 勉

仙台市中央卸売市場
市場長 猪又 淳一

福島市中央卸売市場
場 長 島田金太郎

いわき市中央卸売市場
場 長 相川 富生

大規模災害発生時における支援協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と、岩手県生活衛生同業組合中央会及び盛岡地区生活衛生同業組合連絡協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、盛岡市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時の救助の実施に関し、乙の協力について必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

（1）市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）その他市長が特に必要と認めるとき。

2 乙は、甲からの協力要請があった場合は、乙の会員である生活衛生同業組合（別表）の協力のもとに、可能な限り誠実に実行するものとする。

（協力の内容）

第3条 甲が乙に要請する協力は、次に掲げる事項とする。

（1）宿泊施設を避難場所として提供し、宿泊、入浴及び食事の提供
なお、通常提供されるサービスの全ての提供を求めるものではない。

（2）食材の提供及び炊き出し

（3）交通途絶のため、帰宅することが困難な者のうち徒歩で帰宅する者に対する次の支援

ア 水道水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所等に関する情報の提供

（4）その他甲乙が協議し必要と認める事項

（要請の方法）

第4条 乙への協力の要請は、甲が、期間、場所及び人数等を文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

なお、前条第3号の乙の協力は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲で支援を実施できるものとする。

（費用負担）

第5条 協力に要する費用は、甲が負担するものとし、その費用は、災害時直前における適正価格を基準に甲乙協議の上別途定めるものとする。

なお、第3条第3号に要した費用は、乙が負担するものとする。

(取消料)

第6条 乙は、協力要請後に取り消しがあった場合でも、甲に対し取消料は請求しないものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項に疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年2月6日

甲 盛岡市
代表者 盛岡市長

谷藤裕明



乙 岩手県生活衛生同業組合中央会
代表者 会長

西部邦彦



乙 盛岡地区生活衛生同業組合連絡協議会
代表者 会長

西部邦彦



(別表)

岩手県生活衛生同業組合中央会所属組合名簿

任期：平成26年6月4日

役職名	氏 名	所属組合・団体役職名
会 長	西 部 邦 彦	岩手県社交事業生活衛生同業組合理事長
副会長	小笠原 義 彦	〃 飲食業 〃
〃	湊 正 美	〃 理 容 〃
理 事	伊 藤 重 治	〃 すし業 〃
〃	坂 忠 昭	〃 中華料理 〃
〃	細 川 正 二	〃 料理業 〃
〃	梅 木 宗 雄	〃 食 肉 〃
〃	稲 川 善 昭	〃 美容業 〃
〃	小 暮 信 人	〃 興 行 〃
〃	澤 田 克 司	〃 旅館ホテル 〃
〃	山 屋 隆	〃 公衆浴場業 〃
〃	古 澤 淳	〃 クリーニング 〃

住所 〒020-0083

岩手県盛岡市志家町3-13 岩手県美容会館内

電話 019-624-6642 FAX 019-654-2741

大規模災害発生時における支援協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と、盛岡ホテル協議会（以下「乙」という。）は、地震災害・風水害その他の災害（以下「災害等」という。）の発生時における支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、盛岡市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時の救助の実施に関し、乙の協力について必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

- (1) 市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 乙は、甲からの協力要請があった場合は、乙の会員の協力のもとに、可能な限り誠実に実行するものとする。

（協力の内容）

第3条 甲が乙に要請する協力は、次に掲げる事項とする。

- (1) 宿泊施設を避難場所として提供し、宿泊、入浴及び食事の提供
なお、通常提供されるサービスの全ての提供を求めるものではない。
- (2) 交通途絶のため、帰宅することが困難な者のうち徒歩で帰宅する者に対する次の支援
ア 水道水、トイレ等の提供
イ 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所等に関する情報の提供
- (3) その他甲乙が協議し必要と認める事項

（要請の方法）

第4条 乙への協力の要請は、甲が、期間、場所及び人数等を文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

なお、前条第2号の乙の協力は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲で支援を実施できるものとする。

（要請への対応）

第5条 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、乙の会員である宿泊施設に対し、協力の可否及び空室等の状況等を確認し、その結果を甲に対し報告するものとする。

なお、協力可能と報告があった宿泊施設に対しては、甲が直接連絡し調整を行うものとする。

(費用の請求)

第6条 乙は、要請された業務が完了したときは、宿泊施設ごとの経費を取りまとめ、請求書により甲に対して請求するものとする。

(費用負担)

第7条 協力に要する費用は、甲が負担するものとし、その費用は、災害時直前における適正価格を基準に甲乙協議の上別途定めるものとする。

なお、第3条第2号に要した費用は、乙が負担するものとする。

(取消料)

第8条 乙は、協力要請後に取り消しがあった場合でも、甲に対し取消料は請求しないものとする。

(平時の取組)

第9条 甲及び乙は、災害発生時における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入に関する情報の共有に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 本協定に関する連絡責任者は、甲にあつては盛岡市総務部危機管理防災課長とし、乙にあつては盛岡ホテル協議会事務局とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定める事項に疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月10日

甲 盛岡市内丸12番2号

盛岡市長 谷 藤 裕 明



乙 盛岡市大沢川原三丁目1番2号浴友会館2階

盛岡ホテル協議会

会 長 村 上 振一郎



災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定書

盛岡市（以下「貸貸人」という。）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社盛岡支店（以下「賃借人」という。）とは、貸貸人及び賃借人が令和6年6月12日付けで締結した飲料等自動販売機設置場所賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）に基づき、賃借人が設置した飲料等自動販売機（以下「本件自動販売機」という。）内の販売品に係る無償提供の取扱いに関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、地震、風水害等（以下「災害」という。）が発生した場合において、本件自動販売機内の販売品の無償提供に関する取扱いについて定めることにより、賃借人が本件自動販売機を設置した施設等（以下「本件施設等」という。）の来場者、職員、その他の関係者（以下「利用者等」という。）の飲料水の確保に関する支援体制を確立し、もって利用者等の安全確保に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 貸貸人は、災害が発生した場合において、賃借人の協力が必要であると判断した場合は、この協定に基づき、賃借人に対して書面で協力を要請する。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、貸貸人は、賃借人に対して口頭又は電話等により協力を要請することができるものとする。ただし、この場合において、貸貸人は、賃借人に対して、速やかに協力の要請に係る書面を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 賃借人は、前条の規定により貸貸人から協力の要請があったときは、次の各号に掲げる事項について、協力するものとする。

- (1) 本件自動販売機内の販売品の在庫全てを上限として、無償提供すること。
- (2) 本件自動販売機の取扱いについて、貸貸人に必要な助言を行い、又は本件自動販売機の操作を行うこと。
- (3) その他、貸貸人賃借人協議のうえ、必要があると認めたこと。
- 2 賃借人は前項に規定する事項を履行するために必要な物品、操作方法を記載した書面等をあらかじめ貸貸人に提出するものとする。
- 3 貸貸人は、前項の規定により提出された物品等を厳重に保管しなければならない。
- 4 賃借人は、本件施設等の管理者が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者である場合についても、貸貸人が本件施設等の管理者である場合と同様の協力を行うものとする。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、賃貸借契約の期間とする。ただし、賃貸借契約が解除された場合は、解除の日までとする。

（費用負担）

第5条 この協定の履行に関して必要な費用は、全て賃借人の負担とする。ただし、貸貸人が必要であると認めた費用については、この限りではない。

（協議）

第6条 この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、貸貸人
賃借人協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、貸貸人賃借人記名押印して、それぞれその1
通を保有する。

令和 6 年 6 月 12 日

(貸貸人) 盛岡市内丸12番2号
盛岡市
代表者 盛岡市長 内 館



(賃借人) 住 所 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南三丁目6-3
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
氏 名 盛岡支店 支店長 大村 謙次



【本件施設等の表示】

No	施設等の名称	所在地（住 所）	設置台数
2	盛岡市本庁舎	盛岡市内丸12番2号	1台

【本協定に関する担当（連絡先）】

貸貸人	〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号 盛岡市 総務部 管財課 財産係 (連絡先) 電 話 019-613-8340 (管財課直通) 019-651-4111 (代表) (内線) 2425 FAX 019-622-6211 (代表)
賃借人	〒020-0891 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南三丁目6-3 みちのくコカ・コーラボトリング株式会社 (連絡先) 電 話 盛岡支店 支店長 大村 謙次 FAX TEL 019-638-0405 FAX 019-637-2703

災害時における飲料の確保に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、盛岡市において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、盛岡市（以下「甲」という。）がみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）に飲料の確保について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（災害時の協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項の規定は、原則として、甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項に基づく災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動するものとする。

（要請の手続き）

第3条 災害時において、甲は乙に飲料の確保について協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、別紙様式1により文書で行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により行うことができるものとする。

- （1）協力を要請する品名
- （2）協力を要請する数量
- （3）納入希望日時
- （4）納入希望場所
- （5）その他必要事項

（飲料の調達）

第4条 乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の最寄りの倉庫、営業所及び関連工場などの飲料の在庫を確認・調達し、可能な限り甲に協力するものとする。

（飲料の搬送）

第5条 飲料の搬送は第3条の規定に基づく甲の要請により乙が行う。この際に、乙は、搬送先から別紙様式2の受領書を受け取るものとする。

（費用の負担）

第6条 乙がこの協定に基づき提供した飲料及びその搬送に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 費用の請求に当たり、乙は災害発生時直前における価格を考慮し、適正な価格で費用を請求するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定業務に関する連絡窓口は、甲においては盛岡市総務部危機管理防災課、乙においてはみちのくコカ・コーラボトリング株式会社盛岡営業部及び西根営業所とする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は平成26年11月17日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙共に異議の申し出がない場合は、期間満了の翌日から引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了の時も同様とするものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めがない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成26年11月17日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年11月17日

甲 岩手県盛岡市内丸12番2号
盛岡市

盛岡市長

谷藤裕明



乙 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第1地割279番地
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長

谷村広和



(様式1)

平成 年 月 日

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 谷村 広和 様

盛岡市長 谷藤 裕明 閣下

飲料供給要請書

「災害時における飲料の確保に関する協定」第3条の規定に基づき、次のとおり飲料の供給を要請します。

記

- 1 納入希望日時
- 2 納入場所
- 3 飲料の品名及び数量

品名	規格	数量	備考

(様式2)

平成 年 月 日

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 谷村 広和 様

飲料受領確認者

職氏名 _____ 印

飲料受領書

貴社より次のとおり飲料を受領しました。

記

1 受領場所 _____

2 飲料の品名及び数量

品名	規格	数量	備考

※記以下の受領場所、品名、規格、数量などは配送時にあらかじめ記載しておくこと。

受領確認者の押印は省略できる。

災害時飲料提供可能数量

	品名	規格	盛岡営業部	西根営業所	合計
災害時提供可能数量 (箱数)	コカ・コーラ	1500ml 8本入	600	150	750
	アケリアス	2000ml 6本入	800	150	950
	綾鷹	2000ml 6本入	800	100	900
	爽健美茶	2000ml 6本入	300	100	400
	森の水だより	2000ml 6本入	400	50	450
	コカ・コーラ	500ml 24本入	400	100	500
	アケリアス	500ml 24本入	400	100	500
	綾鷹	525ml 24本入	400	100	500
	爽健美茶	500ml 24本入	240	100	340
	いろはす	555ml 24本入	480	100	580
	いろはすみかん	555ml 24本入	480	150	630
	その他(500PET)	500ml 24本入	2,000	300	2,300
	計		7,300	1,500	8,800

災害時における飲料の確保に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と株式会社ミチノク（以下「乙」という。）は、甲において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における飲料の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙へ飲料の確保について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（災害時の協力事項の発動）

第2条 この協定に定める協力事項の規定は、原則として甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項に基づく災害対策本部を設置し、乙に対して協力の要請を行った時をもって発動するものとする。

（協力要請の手続き）

第3条 災害時において、甲は乙に飲料の確保について協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、別紙様式第1号により文書で行うものとする。ただし、緊急の場合など、文書によることが難しい場合は、電話等により行うことができるものとする。

（1）納入希望日時

（2）納入希望場所

（3）協力を要請する飲料の品名、規格及び数量

（4）その他飲料の確保について必要な事項

（飲料の確保）

第4条 乙は、前条の規定による協力の要請があったときは、乙の最寄りの倉庫、支店などの飲料の在庫を確認し、可能な限り確保し甲に協力するものとする。

（飲料の搬送）

第5条 飲料の搬送は、第3条の規定により甲が乙に協力を要請した内容に基づき、乙が行う。この際、乙は搬送先から別紙様式第2号により受領書を受け取るものとする。

（費用負担）

第6条 この協定に基づき乙が甲に提供した飲料及びその搬送に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 飲料の価格については、市場価格を上回らない事とし、その都度協議の上決定するものとする。

(物資の確保)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく飲料の確保が円滑に行われるように、必要と認めた場合は飲料の確保可能数量等について事前に協議するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定業務に関する連絡窓口は、甲においては盛岡市総務部危機管理防災課とし、乙においては株式会社ミチノク営業部とする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、令和3年7月1日から令和4年3月31日までとする。
ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙ともに異議の申し出がない場合は、期間満了日の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了の時も同様とするものとする。

(協議)

第10条 この協定について疑義が生じた事項、この協定に定めのない事項及び実施に関して必要な事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月1日

甲 盛岡市内丸12番2号

盛岡市

盛岡市長

谷藤 裕明



乙 岩手県奥州市水沢工業団地三丁目84番地

株式会社ミチノク

代表取締役社長

上野 昭則



株式会社ミチノク
代表取締役社長 様

盛岡市長 印

飲 料 供 給 要 請 書

「災害時における飲料の確保に関する協定」第 3 条の規定に基づき次の通り飲料の供給を要請します。

記

- 1 納入希望日時
- 2 納入場所
- 3 飲料の品名及び数量

品 名	規 格	数 量	備 考

飲料受領書

貴社より次のとおり飲料を受領しました。

記

- 1 納入場所
2 飲料の品名及び数量

品 名	規 格	数 量	備 考

※記以下の受領場所、品名、規格、数量などは配送時に予め記載しておくこと。

受領者確認者の押印は省略できる。

盛岡広域圏における備蓄物資の相互融通に関する覚書

(目的)

第1条 盛岡市、八幡平市、滝沢市、栗石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町（以下「8市町」という。）は、地震、風水害等により大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市又は町が備蓄し、又は調達する物資だけでは十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に備蓄物資を融通することにより、被災地域の応急対策及び復旧対策を円滑かつ迅速に遂行するため、この覚書を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 8市町は、あらかじめ備蓄物資の相互融通に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(融通の要請)

第3条 融通を要請する市又は町（以下「要請市町」という。）は、前条に定める連絡担当部局を通じて、電話等の通信手段により融通を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

2 要請市町は、次の事項を明らかにする。

- (1) 被害の状況
- (2) 物資の品名、数量等
- (3) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(相互融通する備蓄物資)

第4条 相互融通する備蓄物資は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資
- (2) その他特に要請のあった応急対策及び復旧対策に必要な物資

(物資の輸送)

第5条 物資の輸送は、要請市町が行うものとする。ただし、要請市町による輸送が困難な場合には、融通の要請を受けた市又は町（以下「融通市町」という。）が行うものとする。

(経費の負担)

第6条 融通に要する経費は、要請市町が負担するものとする。

- 2 要請市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合には、融通市町は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 第1項の規定により難しい場合は、双方協議するものとする。

(情報等の交換)

第7条 8市町は、この覚書に基づく相互融通が円滑に行われるよう、毎年、備蓄物資の情報及び資

料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この覚書の解釈に疑義が生じた場合及びこの覚書の実施に関し必要な事項については、8市町の協議により定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書8通を作成し、各市町記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年12月11日

盛岡市

盛岡市長 谷 藤 裕 明



八幡平市

八幡平市長 田 村 正 彦



滝沢市

滝沢市長 主 濱 了



雫石町

雫石町長 猿 子 恵 久



葛巻町

葛巻町長 鈴 木 重 男



岩手町

岩手町長 佐々木 光 司



紫波町

紫波町長 熊 谷 泉



矢巾町

矢巾町長 高 橋 昌 造



盛岡市と大塚製薬株式会社との
地方創生に関する包括連携協定書

盛岡市（以下「甲」という。）及び大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、地方創生の推進に当たり、包括的な連携及び協力に関する基本的な事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携と協力の下、それぞれの資源を相互に活用し、本市の地域課題の解決や地域社会の発展、市民生活の向上等に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携し、及び協力するものとする。

- (1) 健康づくりの推進に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関すること。
- (3) 災害時における対策に関すること。
- (4) スポーツ振興事業に関すること。
- (5) 環境保全に関すること。
- (6) 市内企業の健康経営に関すること。
- (7) 観光振興に関すること。
- (8) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

（個別の協議）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事項に関し、連携・協力により事業を推進することについて合意したときは、具体的な内容、実施方法、役割分担、経費負担等について、その都度双方の事業担当部署を通じ、協議して定めるものとする。

（秘密の保持）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく連携により知り得た秘密を第三者に漏らし、又はこの協定の目的以外に利用してはならないものとする。この協定が終了した後においても、同様とする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間の

満了の日の1か月前までに、甲又は乙から書面による別段の意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(変更及び解除)

第6条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲及び乙が協議の上、本協定の変更又は解除を行うことができるものとする。

(その他)

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

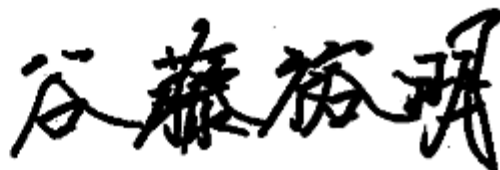
令和4年3月10日

(甲)

岩手県盛岡市内丸12番2号

盛岡市

盛岡市長



(乙)

宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号

アゼリアヒルズ 18F

大塚製薬株式会社仙台支店

支店長



災害支援に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と株式会社盛岡スクールランチパートナーズ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における盛岡市学校給食センター（以下、「センター」という。）での支援に関し、乙が甲に協力することについて定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協定事項の発動）

第3条 この協定に定める事項は、原則として、甲が災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部を設置し、乙に対し協力を要請したときに発動するものとする。

（協力事項）

第4条 乙は、次に掲げる甲の実施事項について協力するものとする。

- (1) センターにおける炊き出しの実施
- (2) 炊き出しの避難所等への配送
- (3) 炊き出しの実施に係るセンターの施設設備の調整
- (4) その他協議し合意した事項

（協力要請の方法）

第5条 災害時において、甲が乙に対し、前条の協力を要請する場合は、書面により行うものとする。ただし、緊急時においては、電話又は口頭等により協力を要請し、事後、書面を提出することができるものとする。

（要請への協力）

第6条 第4条各号に定める事項に対する協力は、センターの安全な稼働が確認でき、人員が確保される場合において、対応可能な範囲で協力するものとする。

(完了報告)

第7条 乙は、支援業務を完了したときは、速やかに書面により甲に報告するものとする。ただし、緊急時においては、電話又は口頭等により報告し、事後、書面を提出することができるものとする。

(費用負担等)

第8条 甲の要請に基づき、乙が支援業務を行うために要した経費は、甲が負担するものとする。なお、費用の請求に当たり、乙は、災害発生前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者等)

第9条 甲と乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備し、相互に確認するものとする。

(協定の有効期限)

第10条 この協定は、協定締結の日から令和20年3月31日まで効力を有するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた時は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年3月29日

甲 盛岡市内丸12番2号

盛岡市長

内 館



乙 盛岡市菜園1-3-6 農林会館5階

株式会社盛岡スクールランチパートナーズ

代表取締役 岩 東 光 男





災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人岩手県キッチンカー協会（以下「乙」という。）は、盛岡市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるキッチンカーによる炊き出し等（以下「炊き出し等」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時において、甲と乙が相互に協力して災害時における市民生活の早期安定を図ることを目的として、炊き出し等に関する事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対し、甲が開設した避難所等における炊き出し等の実施の協力を要請できる。

2 前項に定める炊き出し等の協力を要請するときは、別紙様式（第2条関係）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はメール等で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

3 乙は前項の要請があったときは、直ちに炊き出し等の協力可否について、回答するものとする。

（内容）

第3条 前条第1項の規定により甲が乙に対して要請を行う炊き出し等の範囲は、次に掲げる事項のうち、要請時点で乙が対応可能な事項とする。

- (1) 甲が開設した避難所におけるキッチンカー等による炊き出しの実施
- (2) 甲が指定する被災場所等におけるキッチンカー等による炊き出しの実施
- (3) 甲が炊き出しを実施するために必要な材料等の調達
- (4) その他、甲乙協議のうえ、決定した事項

（実施）

第4条 乙は、炊き出し等を行う場合、食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第3条別表第14に定める加工食品のアレルギー表示対象品目である「特定原材料8品目」及び「食品表示基準について」（平成27年3月30日消食表第139号消費者庁次長通知）に定める「特定原材料に準ずるもの20品目」について、表示又は利用者に通知するなど、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

2 乙は、炊き出し等を行う場合、衛生管理を徹底して行うほか、提供する食



事を加熱するなど、食中毒が発生しないよう十分に留意するものとする。

- 3 甲は、乙が第2条の要請に基づき、炊き出し等に使用する車両については、優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(実施報告)

- 第5条 乙は、第2条に基づく協力を行ったときは、甲に対して、別紙様式(第5条関係)による実施報告を行うものとする。

(費用負担)

- 第6条 乙は、第2条に基づく協力に必要な原材料費、燃料費及び労務費等に要した費用を、甲に請求することができる。
- 2 前項の費用は災害発生直前における適正価格等を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。
- 3 乙が、第1項の費用を甲に請求した場合は、甲は速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

- 第7条 本協定に関する連絡責任者は、甲にあつては総務部危機管理防災課とし、乙にあつては盛岡1班とする。

(損害の負担)

- 第8条 炊き出し等の実施について甲及び乙に生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。
- 2 乙は、炊き出し等の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(扶助費)

- 第9条 甲は、本協定に基づき、乙が実施する炊き出し等に従事した者(以下「従事者」という。)が炊き出し等の実施において負傷し、罹患し、又は死亡した場合は、災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助費を支給するものとする。ただし、当該負傷、罹患又は死亡の原因が乙の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(訓練等への参加)

- 第10条 乙は、甲が実施する訓練等へ参加するよう努めるものとする。

(秘密保持)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく活動に関して、協定終了後も含めて、活動上知り得た個人情報を外部に漏らしてはならない。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙のいずれかが別段の意思表示をしないときは、本協定を更に1年延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年4月28日

甲 岩手県盛岡市内丸12番2号

盛岡市長

内館 茂



乙 岩手県北上市青柳町二丁目6番40号

一般社団法人岩手県キッチンカー協会

会 長

小野 裕輝



別紙様式（第2条関係）
〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人岩手県キッチンカー協会
会長 〇〇〇〇〇〇〇 様

協力要請書

盛岡市長 〇〇〇〇〇〇〇

災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定書第2条
に規定に基づき、下記のとおり要請します。

1 要請する内容

実施日時	実施場所	実施内容	数量	備考
			食	
			食	
			食	

2 担当者連絡先

担当者名：盛岡市〇〇部〇〇課 〇〇
電話番号：〇〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇

別紙様式（第6条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日



盛岡市長 〇〇〇〇〇〇〇 様

請求書

一般社団法人岩手県キッチンカー協会

会長 〇〇〇〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付の協力要請に基づき実施した協力につきまして、次のとおり請求します。

1 実施した内容

				合計	円
				(内消費税	円)
実施日時	実施場所	実施内容	数量	販売価格 相当額 (税込)	小計 (数量×販売価格 相当額)
			食	円	円
			食	円	円
			食	円	円

2 振込先

〇〇銀行〇〇支店 普通預金000000000

イッパンシャダンハウジンイワテケンキッチンカーキョウカイカイチョウ

〇〇〇〇〇

3 担当者連絡先

担当者名：一般社団法人岩手県キッチンカー協会 〇〇

電話番号：〇〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇



物 資 引 渡 書																				
引継者機関名			職 氏名																	
引受者機関名			職 氏名																	
救助用物資を次のとおり引継ぎました。 記 1 引継日時 2 引継場所 3 引継物資 次表のとおり。 (車両番号) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">物 資 名</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 15%;">輸送数量</th> <th style="width: 15%;">引継数量</th> <th style="width: 15%;">差 引 不 足 数</th> <th style="width: 25%;">不足を生じた理由</th> <th style="width: 10%;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 150px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (注) 本書は、2部作成し、授受両機関とも保管する。							物 資 名	単 位	輸送数量	引継数量	差 引 不 足 数	不足を生じた理由	その他							
物 資 名	単 位	輸送数量	引継数量	差 引 不 足 数	不足を生じた理由	その他														

備考 用紙の大きさ 日本工業規格A4

3-20 応急仮設住宅の建設及び応急修理計画

3-20-1 応急仮設住宅の建設候補地一覧表

応急仮設住宅の建設候補地一覧表

地区名	番号	名 称	所 在 地	有効面積(㎡)	摘 要
中央地区	1	下小路中学校	愛宕町1-1	25,439	
	2	仁王小学校	本町通二丁目18-1	11,978	
	3	桜城小学校	大通三丁目8-1	9,139	
	4	山岸小学校	山岸二丁目13-1	9,795	
	5	米内小学校	上米内字米内沢50	6,359	
	6	米内中学校	桜台二丁目19-1	13,413	
	7	河北小学校	長田町16-1	8,212	
	8	上田小学校	上田三丁目16-45	11,620	
	9	上田中学校	上田二丁目1-1	12,206	
	10	緑が丘小学校	黒石野一丁目6-1	7,304	
	11	黒石野中学校	黒石野三丁目15-1	13,898	
	12	松園小学校	松園三丁目12-1	19,250	
	13	松園中学校	東松園二丁目14-1	30,737	
	14	高松小学校	上田堤二丁目31-12	13,013	
	15	東松園小学校	東松園二丁目5-1	17,777	
	16	北松園小学校	北松園二丁目12-1	16,584	
	17	北松園中学校	北松園四丁目34-1	9,000	
西部地区	18	厨川小学校	前九年一丁目2-1	8,810	
	19	城西中学校	城西町4-1	8,740	
	20	青山小学校	青山二丁目7-2	14,970	
	21	厨川中学校	青山二丁目7-1	15,833	
	22	北厨川小学校	厨川三丁目5-1	13,350	
	23	城北小学校	みたけ三丁目12-1	12,271	
	24	北陵中学校	滝沢市滝沢字穴口419	16,055	
	25	大新小学校	南青山町6-10	10,880	
	26	月が丘小学校	滝沢市滝沢字穴口328	9,064	
	27	土淵小・中学校	土淵字幅2-3	10,043	

地区名	番号	名 称	所 在 地	有効面積(㎡)	摘 要
南 地 区	28	仙 北 小 学 校	仙北二丁目19-1	9,658	
	29	仙 北 中 学 校	仙北三丁目18-1	9,153	
	30	本 宮 小 学 校	本宮二丁目25-1	11,190	
	31	大 宮 中 学 校	大宮字大宮5-1	21,090	
	32	太 田 小 学 校	上太田上吉本1-1	6,867	
	33	市立高等学校	上太田上川原96	50,760	
	34	太 田 東 小 学 校	上太田上野屋敷8-1	11,170	
	35	旧 繫 小・中学校	繫字館市114-1	6,176	
	36	津 志 田 小 学 校	津志田20地割20	11,125	
	37	見 前 中 学 校	津志田14地割34	13,874	
	38	見 前 小 学 校	西見前18地割17-2	9,653	
	39	見 前 南 小 学 校	西見前13地割167	12,980	
	40	永 井 小 学 校	永井10地割16	12,662	
	41	飯 岡 小 学 校	下飯岡8地割48	14,018	
	42	飯 岡 中 学 校	下飯岡6地割51-1	18,590	
	43	羽 場 小 学 校	羽場17地割55-1	16,900	
東 地 区	44	城 南 小 学 校	若園町9-20	7,336	
	45	下 橋 中 学 校	馬場町1-1	8,190	
	46	大 慈 寺 小 学 校	大慈寺町6-47	8,142	
	47	河 南 中 学 校	茶畑二丁目17-1	12,269	
	48	中 野 小 学 校	中野二丁目12-1	11,190	
	49	山 王 小 学 校	小杉山3-1	9,352	
	50	城 東 中 学 校	東新庄一丁目30-1	9,252	
	51	旧 川 目 小 学 校	川目第7地割12	4,995	
	52	旧 浅 岸 小 学 校	浅岸字上大葛1	4,792	
	53	旧 根 田 茂 小 学 校	根田茂第5地割35-2	6,119	
	54	旧 砂 子 沢 小 学 校	砂子沢第10地割65	4,675	
南 東 地 区	55	手 代 森 小 学 校	手代森22地割47	12,271	
	56	都 南 東 小 学 校	乙部12地割16-1	9,592	

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、盛岡市地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、盛岡市が（以下「甲」という。）社団法人プレハブ建築協会の会員で盛岡市に営業所を有する大和工商リース（株）、大和ハウス工業（株）、日成ビルド工業（株）（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。

(所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たって、建築場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙以外の社団法人プレハブ建築協会会員のあつせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙は、甲の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 乙が前条の住宅の建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、乙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは乙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲において盛岡市都市計画部住宅課、乙においてはそれぞれの担当部とする。

(報 告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対し随時報告を求めることが出来る。

(担当部員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員に移動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

(適 用)

第11条 この協定は平成10年4月1日より適用する。

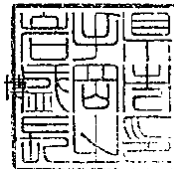
この協定を証するため、本書4通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成10年3月27日

甲 盛岡市内丸12番2号

盛岡市

代表者 盛岡市長 桑 島



乙

盛岡市中区通16番15号(村上第2ビル4F)

大和ハウジング株式会社盛岡営業所

所 長 高 川 政 明

T E L (019) 631-9504(代)

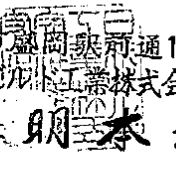


乙

盛岡市盛岡駅前通16番15号

日成ビル上業株式会社盛岡支店

支店長 明 本 和 丸



乙

盛岡市向井町56番地

大和ハウジング株式会社岩手支店

支店長 渡 辺 乙 明



3-20 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

3-20-3 応急危険度判定士等宿泊場所一覧表

応急危険度判定士等宿泊場所一覧表

名 称	所 在 地	有効面積 (㎡)	収容可能 人員(人)	電 話 (F A X)
河南公民館・盛岡劇場	松尾町3-1	453	151	622-2258 (622-1910)

3-20 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

3-20-4 災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書（一般社団法人日本ムービングハウス協会）

災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書

（趣 旨）

第1条 この協定は、盛岡市地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、盛岡市（以下「甲」という。）が一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定するところのものであり、乙が認証した移動式木造住宅（ムービングハウス）のことをいう。

（所要の手続き）

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は事後速やかに文書を乙に提出しなければならない。

（協 力）

第4条 乙は、前条の要請があった時は、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）の斡旋その他可能な限り甲に協力するものとする。

（住宅建設）

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認した時は丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては建設部建築住宅課とし、乙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会本部とする。

（報 告）

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

（会員名簿の提供）

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、都度甲に報告するもの

とする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了日の30日前までに甲又は乙からの解除の申し出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(協 議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和5年12月25日

甲 盛岡市内丸12番2号

盛岡市長

内館 茂



乙 北海道札幌市清田区美しが丘三条10丁目2番15号

一般社団法人日本ムービングハウス協会

代表理事

佐々木 信博



3-22 廃棄物処理・障害物除去計画

3-22-1 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（盛岡市廃棄物業協会）

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

盛岡市（以下「市」という。）と一般社団法人盛岡市廃棄物業協会（以下「協会」という。）とは、地震、水害等大規模災害における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した時（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分に關し、市が協会に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に建物等の損壊により発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等をいう。（解体によるものを除く。）、生活系ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみをいう。）等の廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 市は、次の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、次条の手続きにより協会に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

（協力要請の手続き）

第4条 市は、協会への協力要請に当たっては、原則として要請内容を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急性を要し、書面により難い場合は口頭で要請し、後に速やかに書面で通知するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第5条 協会は、前条の通知があつたときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市の指示に従い、可能な限り災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

（実施報告）

第6条 協会は、前条の規定により、市の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の事項を書面で市へ報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

（情報の提供）

第7条 市は、第3条の要請を行ったときは、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得ることができるよう、協会に市内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 協会は、第3条の要請を受けたときは、災害廃棄物の処理等に関し協力が可能な協会員の状況を市に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 協会が、災害廃棄物の処理等に要した費用については、市が負担するものとし、その額については、市と協会とが協議するものとする。

(補償)

第9条 第3条の要請に基づき協会が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他関係法令等によるものとする。

(協会員の状況等の報告)

第10条 協会は、この協定に定めるところによる協力が可能な協会員の状況をあらかじめ市に報告するものとする。ただし、市が必要と認めた場合は、協会に随時報告を求めるものとする。

2 協会は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理等が図ることができるよう、協力体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、市においては盛岡市環境部廃棄物対策課、協会においては一般社団法人盛岡市廃棄物業協会事務局とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度市と協会とが協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

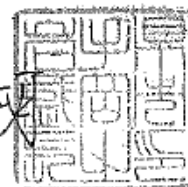
平成26年3月27日

住所 盛岡市内丸12番2号

氏名 盛岡市

盛岡市長

谷藤 裕明



住所 盛岡市永井1地割13番地1

氏名 一般社団法人盛岡市廃棄物業協会

会長

菅原 廣耕



災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

盛岡市（以下「市」という。）と一般社団法人岩手県産業資源循環協会（以下「協会」という。）とは、地震、水害等大規模災害における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した時（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分に関し、市が協会に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に建物等の損壊により発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等をいう。（解体によるものを除く。）、生活系ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみをいう。）等の廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 市は、次の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、次条の手続きにより協会に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

（協力要請の手続き）

第4条 市は、協会への協力要請に当たっては、原則として要請内容を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急性を要し、書面により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに書面で通知するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第5条 協会は、前条の通知があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市の指示に従い、可能な限り災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

（実施報告）

第6条 協会は、前条の規定により、市の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の事項を書面で市へ報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

（情報の提供）

第7条 市は、第3条の要請を行ったときは、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得ることができるよう、協会に市内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 協会は、第3条の要請を受けたときは、災害廃棄物の処理等に関し協力が可能な協会員の状況を市に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 協会が、第3条の要請を受けて実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、市が負担するものとし、その額については、市と協会支部とが協議するものとする。

(補償)

第9条 第3条の要請に基づき協会が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他関係法令等によるものとする。

(協会の状況等の報告)

第10条 協会は、この協定に定めるところによる協力が可能な協会員の状況をあらかじめ市に報告するものとする。ただし、市が必要と認めた場合は、協会に随時報告を求めるものとする。

2 協会は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理等が図ることができるよう、協力体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、市においては盛岡市環境部廃棄物対策課、協会においては一般社団法人岩手県産業資源循環協会本部事務局とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度市と協会とが協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年3月31日

住所 盛岡市内丸12番2号

氏名 盛岡市

盛岡市長 谷 藤 裕 明



住所 盛岡市内丸16番15号

氏名 一般社団法人岩手県産業資源循環協会

会長 濱 田 博



(写)

災害時におけるし尿等の収集及び運搬に関する協定書

盛岡市（以下「市」という。）と岩手県環境整備事業協同組合（以下「組合」という。）とは、地震、水害等の大規模災害におけるし尿等の収集及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した時（以下「災害時」という。）におけるし尿等の収集及び運搬に関し、市が組合に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「し尿等」とは、災害時において処理をする必要が生じたし尿、浄化槽汚泥及びその他の汚水であって、市が生活環境の保全上、その収集及び運搬について協力を要請する必要があると判断したものをいう。

（協力要請）

第3条 市は、次の事業について、次条の手続により組合に協力を要請するものとする。

- (1) し尿等の収集及び運搬
- (2) 前号に伴う必要な事項

（協力要請の手続）

第4条 市は、組合への協力要請に当たっては、原則として要請内容を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急性を要し、書面により難い場合は口頭で要請し、後に速やかに書面で通知するものとする。

（し尿等の収集及び運搬の実施）

第5条 組合は、第3条の要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市の指示に従い、可能な限りし尿等の収集及び運搬を実施するものとする。

（実施報告）

第6条 組合は、前条の規定により、し尿等の収集及び運搬を実施したときは、次の事項を書面で市へ報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

（情報の提供）

第7条 市は、第3条の要請を行ったときは、し尿等の収集及び運搬に円滑な協力を得ることができるよう、組合に市内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 組合は、第3条の要請を受けたときは、し尿等の収集及び運搬に関し協力が可能な組合員の状況を市に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 組合が、第3条の要請を受けて実施したし尿等の収集及び運搬に要した費用については、市が負担するものとし、その額については、市と組合とが協議するものとする。

(補償)

第9条 第3条の要請に基づき組合が実施したし尿等の収集及び運搬に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令等によるものとする。

(組合員の状況等の報告)

第10条 組合は、この協定に定めるところによる協力が可能な組合員の状況をあらかじめ市に報告するものとする。ただし、市が必要と認めた場合は、組合に随時報告を求めるものとする。

2 組合は、災害時における円滑なし尿等の収集及び運搬を図ることができるよう、協力体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、市においては盛岡市環境部廃棄物対策課とし、組合においては岩手県環境整備事業協同組合事務局とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度市と組合とが協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年1月29日

住所 盛岡市内丸12番2号

氏名 盛岡市

盛岡市長 内 館



住所 盛岡市上鹿妻稻荷場44番地

氏名 岩手県環境整備事業協同組合

理事長 関 根



3-22-4 一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書（県内市町村等）

一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、平成8年10月7日に締結された「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」を踏まえ、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生し、岩手県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が実施する一般廃棄物処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、岩手県内の市町村等の間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

（協定市町村等）

第2条 この協定は、災害時のごみ及びし尿処理業務に関し、市町村等の相互間において締結するものとする。

（相互応援の範囲）

第3条 この協定における相互応援は、災害の発生に起因して、ごみ又はし尿の収集・運搬に支障が生じたとき、一般廃棄物処理施設の損傷によりごみ又はし尿処理が不能になったとき、あるいは当該処理施設の処理能力を著しく超えるごみ又はし尿が発生したとき等で、応援を要請する市町村等（以下「要請市町村等」という。）と要請市町村等からの要請を受け応援を実施する市町村等（以下「応援市町村等」という。）の合意が整ったときに限るものとする。

（応援調整市町村）

第4条 市町村等は、要請市町村及び応援市町村等の間の連絡調整等を行う市町村（以下「応援調整市町村」という。）を、地域ごとに定めるものとする。

2 前項に規定する応援調整市町村は、別表第1のとおりとする。

（応援要請等）

第5条 要請市町村等は、次に掲げる事実を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 必要とする業務の内容及び処理量の見込み
- (3) 必要とする車両等の種類、規格及び台数
- (4) 応援職員等の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所までの経路
- (6) 応援を要する期間
- (7) 連絡責任者
- (8) その他必要事項

2 前項に規定する応援の要請は電話等により行い、後に、速やかに文書で行うものとする。

3 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合、他の市町村等と十分連絡をとり、各市町村等が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

4 応援調整市町村は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう、必要に応じ県に調整等を要請するものとする。

(応援の責務)

第6条 応援の要請を受けた市町村等は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援の要請を受けた市町村等は、前条の応援の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに応援調整市町村に通知するものとする。

(応援費用の負担等)

第7条 応援市町村等が応援に要した費用は、原則として要請市町村等の負担とし、支払い方法等については、要請市町村等と応援市町村等との間で協議の上、決定するものとする。

2 要請市町村等は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町村等に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(連絡担当課)

第8条 市町村等は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第9条 市町村等は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互にするものとする。

(市町村等の組織変更に伴う措置)

第10条 この協定を締結した市町村等が市町村合併等により新たな市町村等を構成する場合には、新たに構成する市町村等はこの協定を承継するものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、市町村等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づく応援等を妨げるものではない。

(その他)

第12条 この協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度市町村等が協議して定めるものとする。

第13条 この協定は、平成24年3月1日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書50通を作成し、市町村等がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

別表第 1（第 4 条関係）

応 援 調 整 市 町 村

地域名	構 成 市 町 村 等	応援調整市町村	
		正	副
二戸	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町、 二戸地区広域行政事務組合	盛岡市	久慈市
久慈	久慈市、洋野町、普代村、野田村、 久慈広域連合	二戸市	盛岡市
盛岡	盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、 滝沢村、紫波町、矢巾町 岩手・玉山環境組合、盛岡・紫波地区環境施設組合、雫石・滝沢環境組合、盛岡地区衛生処理組合、盛岡北部行政事務組合、紫波、稗貫衛生処理組合	北上市	宮古市
宮古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、 宮古地区広域行政組合	盛岡市	花巻市
岩手中部	花巻市、北上市、西和賀町、 岩手中部広域行政組合、北上地区広域行政組合	一関市	釜石市
胆江	奥州市、金ヶ崎町、 奥州金ヶ崎行政事務組合	花巻市	大船渡市
釜石	遠野市、釜石市、大槌町、 釜石大槌地区行政事務組合	遠野市	奥州市
両磐	一関市、平泉町、 一関地区広域行政組合	奥州市	陸前高田市
気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町、 大船渡地区環境衛生組合、岩手沿岸南部広域環境組合、気仙広域連合	一関市	奥州市

3-23 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋火葬計画

3-23-1 遺体収容所

遺 体 収 容 所

(令和7年7月1日現在)

地区名	番号	名 称	所 在 地	収容可能 人員 (棺)	施設延床 面積 (㎡)	駐車可能 台数 (台)	付近 の 環境	現在 の 状況	電話 番号
中央 地区	1	盛岡体育館	上田三丁目 17-60	240	7593.78	地上36 地下50	宅地	使用中	652- 8855
南 地区	2	飯岡体育館	下飯岡8-86	64	678.90	30	宅地	使用中	638- 4107
玉山 地区	3	巻堀小学校 体育館	巻堀字巻堀 12-1	109	725.00	40	宅地	使用中	682- 0303
	4	好摩体育館	好摩字野中 69-48	84	1389.31	127	宅地	使用中	682- 0055
	5	旧生出小学校 体育館	下田字仲平 59-36	86	570.98	25	宅地	使用中	683- 2350
	6	渋民運動公園 総合体育館	川崎字川崎 1-1	212	4289.75	195	宅地	使用中	683- 1636
	7	玉山健康増進 センター体育館	日戸字鷹高 50-4	63	577.50	25	宅地	使用中	685- 2111

災害時における遺体の搬送に関する協定

盛岡市（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会岩手県支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、「盛岡市地域防災計画」に基づき、甲が行う災害時における遺体の搬送に対する乙の協力及びこの協定の実施の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

（要請等）

第2条 甲は、災害時において遺体を搬送する必要があるときは、乙に対し遺体の搬送について協力を要請するものとする。

（要請に対する措置）

第3条 乙は、前条の規定による要請があったときは、当該要請に従って甲の設置する遺体収容所等から火葬場への遺体の搬送について速やかに措置を採るものとする。

（要請手續等）

第4条 第2条の規定による要請は、盛岡市災害対策本部長が行う。

2 前項の要請は、次に掲げる事項を口頭、電話等の方法で行うものとし、事後、甲は、文書により乙に要請した内容を提出するものとする。

- (1) 要請を行った担当者の職及び氏名
- (2) 要請する車両台数
- (3) 履行の期日及び場所
- (4) その他必要な事項

3 甲が乙に提出する書面は、災害時における遺体の搬送に関する協力要請書（様式第1号）とする。

（緊急要請）

第5条 第2条の規定による要請をしようとする場合において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれないときは、甲は、直接乙の会員に対し、同項の規定による要請をすることができる。

（組合員名簿）

第6条 乙は、あらかじめ、乙の会員の名簿を甲に提出するものとする。

2 前項の会員の名簿に変更があったときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（搬送体制の確保）

第7条 遺体の搬送は、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保等について、甲は、協力するよう努めなければならない。

（報告等）

第8条 乙は、第3条の規定により遺体を搬送したときは、実施した内容を甲に報告するものとする。

2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項を速やかに口頭、電話等の方法で行うものとし、事後、書面により甲に実施した内容を提出するものとする。

- (1) 搬送に使用した車両及び従事した者の氏名
- (2) その他必要な事項

3 乙が甲に提出する書面は、災害時における遺体の搬送に関する実施報告書（様式第2号）とする。

（経費の負担）

第9条 甲は、第2条の規定による要請に基づき乙が実施した遺体の搬送に係る経費を負担するものとする。

2 前項の経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

(経費の請求)

第10条 乙は、前条第1項の経費を請求するときは、請求額の積算根拠を明らかにした請求書で行うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成12年12月1日

甲 岩手県盛岡市内丸12番2号
盛岡市

代表者 盛岡市長 桑 島 博

乙 岩手県盛岡市南大通二丁目2番6号
社団法人全国霊柩自動車協会

岩手県支部長 駒 木 健 吾

電話 656-0244

災害時における遺体の搬送に関する協力要請書（第 報）

第 号
年 月 日

社団法人全国霊柩自動車協会岩手県支部長 殿

盛岡市災害対策本部長

災害時における遺体の搬送に関する協定第 4 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり協力を要請した内容を提出します。

口頭、電話等で協力を 要 請 し た 日 時	年 月 日 時 分
協力を要請した内容	要請する車両の台数 履行の期日 年 月 日 履行の場所
協力を要請した担当者	電 話
備 考	

備考 用紙の大きさ 日本工業規格 A 4

災害時における遺体の搬送に関する実施報告書

第 号
年 月 日

盛岡市災害対策本部長 殿

社団法人全国霊柩自動車協会岩手県支部長

災害時における遺体の搬送に関する協定第8条第2項に基づき、実施した内容を次のとおり報告します。

協力要請書の番号及び年月日	年 月 日付け (第 報)
要請を受けて供給した内容	実施した車両の標識番号及び当該車両の台数 従事した者の氏名 履行の期日 年 月 日 履行の場所
協力を要請した担当者	電 話
備 考	

備考 用紙の大きさ 日本工業規格A4

災害時における遺体の搬送に関する協定

盛岡市（以下「甲」という。）といわて生活協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、「盛岡市地域防災計画」に基づき、甲が行う災害時における遺体の搬送に対する乙の協力及びこの協定の実施の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

（要請等）

第2条 甲は、災害時において遺体を搬送する必要があるときは、乙に対し遺体の搬送について協力を要請するものとする。

（要請に対する措置）

第3条 乙は、前条の規定による要請があったときは、当該要請に従って甲の設置する遺体収容所等から火葬場への遺体の搬送について速やかに措置を採るものとする。

（要請手續等）

第4条 第2条の規定による要請は、盛岡市災害対策本部長が行う。

2 前項の要請は、次に掲げる事項を口頭、電話等の方法で行うものとし、事後、甲は、文書により乙に要請した内容を提出するものとする。

- (1) 要請を行った担当者の職及び氏名
- (2) 要請する車両台数
- (3) 履行の期日及び場所
- (4) その他必要な事項

3 甲が乙に提出する書面は、災害時における遺体の搬送に関する協力要請書（様式第1号）とする。

（搬送体制の確保）

第5条 遺体の搬送は、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保等について、甲は、協力するよう努めなければならない。

（報告等）

第6条 乙は、第3条の規定により遺体を搬送したときは、実施した内容を甲に報告するものとする。

2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項を速やかに口頭、電話等の方法で行うものとし、事後、書面により甲に実施した内容を提出するものとする。

- (1) 搬送に使用した車両及び従事した者の氏名
- (2) その他必要な事項

3 乙が甲に提出する書面は、災害時における遺体の搬送に関する実施報告書（様式第2号）とする。

（経費の負担）

第7条 甲は、第2条の規定による要請に基づき乙が実施した遺体の搬送に係る経費を負担するものとする。

2 前項の経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（経費の請求）

第8条 乙は、前条第1項の経費を請求するときは、請求額の積算根拠を明らかにした請求書

で行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成12年12月1日

甲 岩手県盛岡市内丸12番2号
盛岡市
代表者 盛岡市長 桑 島 博

乙 岩手県岩手郡滝沢村滝沢字土沢220-3
いわて生活協同組合
理事長 加 藤 善 正

災害時における遺体の搬送に関する協力要請書（第 報）

第 号
年 月 日

いわて生活協同組合 殿

盛岡市災害対策本部長

災害時における遺体の搬送に関する協定第 4 条第 2 項に基づき、実施した内容を次のとおり報告します。

口頭、電話等で協力を 要 請 し た 日 時	年 月 日 時 分
協力を要請した内容	要請する車両の台数 履行の期日 年 月 日 履行の場所
協力を要請した担当者	電 話
備 考	

災害時における遺体の搬送に関する実施報告書

第 号
年 月 日

盛岡市災害対策本部長 殿

いわて生活協同組合

災害時における遺体の搬送に関する協定第 6 条第 2 項に基づき、実施した内容を次のとおり報告します。

協力要請書の番号及び年月日	年 月 日付け (第 報)
要請を受けて供給した内容	実施した車両の標識番号及び当該車両の台数 従事した者の氏名 履行の期日 年 月 日 履行の場所
協力を要請した担当者	電 話
備 考	

災害時における棺等葬祭用品等の供給に関する協定

盛岡市（以下「甲」という。）と岩手県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、「盛岡市地域防災計画」に基づき、甲が行う災害時における棺等葬祭用品等の供給に対する乙の協力及びこの協定の実施の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

（要請等）

第2条 甲は、災害時において棺等葬祭用品を供給する必要があるときは、乙に対し棺等葬祭用品等の供給について協力を要請するものとする。

2 前項の棺等葬祭用品の範囲は次のとおりとし、乙において供給することが可能な品目及び数量とする。

- (1) 内張り棺（衣装、納棺セット等を含む。）
- (2) 骨つぼその他葬祭に必要な用品

（要請に対する措置）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に従って遺体収容所等への棺等葬祭用品の供給について速やかに措置を採るものとする。

（要請手續等）

第4条 第2条第1項の規定による要請は、盛岡市災害対策本部長が行う。

2 前項の要請は、次に掲げる事項を口頭、電話等の方法で行うものとし、事後、甲は、書面より乙に要請した内容を提出するものとする。

- (1) 要請を行った担当者の職及び氏名
- (2) 要請する棺等葬祭用品の品目及び数量
- (3) 履行の期日及び場所
- (4) その他必要な事項

3 甲が乙に提出する書面は、災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協力要請書（様式第1号）とする。

（緊急要請）

第5条 第2条第1項の規定による要請をしようとする場合において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれないときは、甲は、直接乙の会員に対し、同項の規定による要請をすることができる。

（組合員名簿）

第6条 乙は、あらかじめ、乙の会員の名簿を甲に提出するものとする。

2 前項の会員の名簿に変更があったときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（搬送体制の確保）

第7条 棺等葬祭用品の搬送は、乙が行うものとする。ただし、乙に搬送経路の確保等について、甲は、協力するよう努めなければならない。

（報告等）

第8条 乙は、第3条の規定により棺等葬祭用品を供給したときは、実施した内容を甲に報告するものとする。

2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項を速やかに口頭、電話等の方法で行うものとし、事後、書面により甲に実施した内容を提出するものとする。

- (1) 供給した棺等葬祭用品の品目及び数量
- (2) 従事した者の氏名
- (3) その他必要な事項

3 乙が甲に提出する書面は、災害時における棺等葬祭用品の供給に関する実施報告書（様式第2号）とする。

（経費の負担）

第9条 甲は、第2条の規定による要請に基づき乙が供給した棺等葬祭用品に係る経費を負担するものとする。

2 前項の経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（経費の請求）

第10条 乙は、前条第1甲の経費を請求するときは、請求額の積算根拠を明らかにした請求書で行うものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成12年12月1日

甲 岩手県盛岡市内丸12番2号
盛岡市

代表者 盛岡市長 桑 島 博

乙 岩手県盛岡市南大通二丁目2番6号
岩手県葬祭業協同組合

理事長 駒 木 健 吾

電話622-2343

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協力要請書（第 報）

第 号
年 月 日

岩手県葬祭業協同組合 殿

盛岡市災害対策本部長

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協力第 4 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり協力を要請した内容を提出します。

口頭、電話等で協力を 要 請 し た 日 時	年 月 日 時 分
協力を要請した内容	用品名 数 量 履行の期日 年 月 日 履行の場所
協力を要請した担当者	電 話
備 考	

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する実施報告書

第 号
年 月 日

盛岡市災害対策本部長 殿

岩手県葬祭業協同組合

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定第 8 条第 2 項の規定に基づき、実施した内容を次のとおり報告します。

協力要請書の番号及び年月日	年 月 日付け (第 報)
要請を受けて供給した内容	用品名 数 量 履行の期日 年 月 日 履行の場所
協力を要請した担当者	電 話
備 考	

災害時における棺等葬祭用品等の供給に関する協定

盛岡市(以下「甲」という。))といわて生活協同組合(以下「乙」という。))は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、「盛岡市地域防災計画」に基づき、甲が行う災害時における棺等葬祭用品等の供給に対する乙の協力及びこの協定の実施の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

(要請等)

第2条 甲は、災害時において棺等葬祭用品を供給する必要があるときは、乙に対し棺等葬祭用品等の供給について協力を要請するものとする。

2 前項の棺等葬祭用品の範囲は次のとおりとし、乙において供給することが可能な品目及び数量とする。

(1) 内張り棺(衣装、納棺セット等を含む。)

(2) 骨つぼその他葬祭に必要な用品

(要請に対する措置)

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に従って遺体収容所等への棺等葬祭用品の供給について速やかに措置を採るものとする。

(要請手續等)

第4条 第2条第1項の規定による要請は、盛岡市災害対策本部長が行う。

2 前項の要請は、次に掲げる事項を口頭、電話等の方法で行うものとし、事後、甲は、書面より乙に要請した内容を提出するものとする。

(1) 要請を行った担当者の職及び氏名

(2) 要請する棺等葬祭用品の品目及び数量

(3) 履行の期日及び場所

(4) その他必要な事項

3 甲が乙に提出する書面は、災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協力要請書(様式第1号)とする。

(搬送体制の確保)

第5条 棺等葬祭用品の搬送は、乙が行うものとする。ただし、乙に搬送経路の確保等について、甲は、協力するよう努めなければならない。

(報告等)

第6条 乙は、第3条の規定により棺等葬祭用品を供給したときは、実施した内容を甲に報告するものとする。

2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項を速やかに口頭、電話等の方法で行うものとし、事後、書面により甲に実施した内容を提出するものとする。

(1) 供給した棺等葬祭用品の品目及び数量

(2) 従事した者の氏名

(3) その他必要な事項

3 乙が甲に提出する書面は、災害時における棺等葬祭用品の供給に関する実施報告書(様式第2号)とする。

(経費の負担)

第7条 甲は、第2条の規定による要請に基づき乙が供給した棺等葬祭用品に係る経費を負担するものとする。

2 前項の経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

(経費の請求)

第8条 乙は、前条第1項の経費を請求するときは、請求額の積算根拠を明らかにした請求書で行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成12年12月1日

甲 岩手県盛岡市内丸12番2号
盛岡市

代表者 盛岡市長 桑 島 博

乙 岩手県岩手郡滝沢村滝沢字土沢220-3
いわて生活協同組合

理事長 加 藤 善 正

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協力要請書（第 報）

第 号
年 月 日

いわて生活協同組合 殿

盛岡市災害対策本部長

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協力第 4 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり協力を要請した内容を提出します。

口頭、電話等で協力を 要 請 し た 日 時	年 月 日 時 分
協力を要請した内容	用品名 数 量 履行の期日 年 月 日 履行の場所
協力を要請した担当者	電 話
備 考	

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する実施報告書

第 号
年 月 日

盛岡市災害対策本部長 殿

いわて生活協同組合

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定第 8 条第 2 項の規定に基づき、実施した内容を次のとおり報告します。

協力要請書の番号及び年月日	年 月 日付け (第 報)
要請を受けて供給した内容	用品名 数 量 履行の期日 年 月 日 履行の場所
協力を要請した担当者	電 話
備 考	

災害時における協力に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、「盛岡市地域防災計画」に基づき、盛岡市（以下「甲」という。）が行う災害時における活動に対する社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）が行う協力及び協力の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認められるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀会場等）の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) 帰宅困難者に対する避難場所（結婚式場等）の提供
- (5) 甲が設置した避難場所及び乙が提供する避難場所における被災者に対する炊き出しや、継続的な食事等の提供
- (6) その他、甲の要請により乙が応じられる事項

（要請手続等）

第3条 前条の規定による要請は、盛岡市災害対策本部長が行う。

2 前項の要請は、次に掲げる事項を口頭、電話等の方法で行うものとし、事後、甲は、文書（第1号様式）により乙に要請した内容を提出するものとする。

- (1) 要請の内容
- (2) 履行の期間及び場所
- (3) 要請を行った担当者の職及び氏名
- (4) その他必要な事項

（協力の方法）

第4条 乙は、前条による甲の要請があった場合、乙のできる範囲において甲の指示に従い、第2条各号の協力を行うものとする。

（報告等）

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、実施した内容を甲に報告するものとする。

2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項を速やかに口頭、電話等の方法で行うものとし、事後、書面（第2号様式）により甲に実施した内容を提出するものとする。

- (1) 搬送に使用した車両及び従事した者の氏名
- (2) 遺体の収容及び安置に使用した機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名
- (3) 遺体を安置した施設の使用した部屋及び使用した日数
- (4) 避難場所として提供した施設の使用した部屋及び使用した日数
- (5) 避難場所に提供した食事等の数量
- (6) その他甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第6条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費を負担するものとする。

2 前項の経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、前条第1項の経費を請求するときは、請求額の積算根拠を明らかにした請求書で行うものとする。

2 遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は当該要請を行った遺族等に乙が請求するものとする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(災害時の情報提供)

第9条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、支援を行う場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはいけない。

(通知)

第11条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を、毎年3月末までに甲に通知するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年1月12日

甲 岩手県盛岡市内丸12番2号
盛岡市

代表者 盛岡市長 谷 藤 裕 明



乙 東京都港区新橋一丁目18番16号
日本生命新橋ビル9階

社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長 杉 山 雄 吉 郎



災害時における応急対策業務に関する協定

（趣 旨）

第1条 この協定は、盛岡市域内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、盛岡市（以下「甲」という。）が盛岡市建設業協同組合（以下「乙」という。）に対し、甲が所管する道路施設、河川管理施設及び土地改良施設の応急措置等の実施について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、大雨その他自然現象及び大規模な事故等によるもので、市が協力を要請する必要があると認める場合の災害とする。

（協力要請の方法）

第3条 災害時において、甲が乙に対し協力の要請をする場合は、書面により行うものとする。ただし、緊急時においては、電話又は口頭により協力を要請し、事後、書面を提出するものとする。

（協力業務の内容）

第4条 この協定に基づく協力業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災情報の収集及び連絡
- (2) 障害物除去用等の重機・資機材等の調達
- (3) 応急復旧工事の実施

（協力費用の負担）

第5条 この協定に基づき、乙が行った協力業務に要した費用については、甲が負担するものとする。

（連絡窓口）

第6条 この協定業務に関する甲の連絡窓口は、建設部道路管理課とする。

（協 議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（適 用）

第8条 この協定は、協定締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成16年3月30日

甲 盛岡市内丸12番2号

盛岡市

代表者 盛岡市長

谷藤 隆 市


乙 盛岡市松尾町17番9号

盛岡市建設業協同組合

理事長

1 平 藤 篤 宏


災害時における応急対策業務に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、盛岡市域内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、盛岡市（以下「甲」という。）が一般社団法人岩手県測量設計業協会（以下「乙」という。）に対し、甲が所管する公共土木施設の応急対策業務等の実施について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、大雨その他自然現象によるもので、甲及び乙が相互に協力して業務を推進する必要があると認める場合の災害とする。

（協力要請の方法）

第3条 甲が乙に対し協力の要請をする場合は、書面により行うものとする。ただし、緊急時においては、電話等口頭により要請し、事後、書面を提出するものとする。

（協力業務の内容）

第4条 この協定に基づく協力業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災箇所の調査
- (2) 応急対策の工法及び概算額の調査
- (3) 本復旧の工法検討及び詳細設計

（協力費用の負担）

第5条 この協定に基づき、乙が行った協力業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

（協議）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（適用）

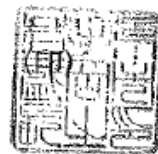
第7条 この協定は、協定締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年6月12日

甲 盛岡市内丸12番2号
盛岡市

(代表者) 盛岡市長 谷 藤 裕 明



乙 盛岡市みたけ四丁目4番20号
一般社団法人 岩手県測量設計業協会

(代表者) 会 長 加 藤 清 虎



「災害時における応急対策業務に関する協定」に係る覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、盛岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人岩手県測量設計業協会（以下「乙」という。）が平成26年6月12日付けで締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」（以下「協定」という。）第6条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(協会員名簿の提出)

第2条 乙は、協定の円滑な実施のため、甲に対し、乙に所属する協会員（以下「協会員」という。）の名簿（様式第1号）を毎年度4月30日までに提出するものとする。

(要請書面)

第3条 協定第3条の規定に定める書面は、協力要請書（様式第2号）とする。

(協会の推薦)

第4条 乙は、協定第3条に基づく要請を受けた場合は、甲に対して、対応可能な協会員を推薦するものとする。

(委託契約)

第5条 甲は、前条の規定により推薦を受けた協会員と遅滞なく協力業務に係る委託契約を締結するものとする。

(事務局)

第6条 協定及びこの覚書に関する甲の事務局は、建設部道路管理課とする。

(要請窓口)

第7条 協定第3条の規定に基づく要請を行う場合は、前条の規定によらず、甲に属する各部課から行うものとする。

(附則)

この覚書は、平成26年6月12日から施行する。

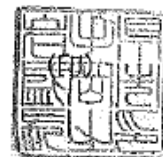
この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年6月12日

甲 盛岡市内丸12番2号

盛岡市

(代表者) 盛岡市長 谷 藤 裕 明



乙 盛岡市みたけ四丁目4番20号

一般社団法人 岩手県測量設計業協会

(代表者) 会 長 加 藤 清 虎



様式第1号(第2条関係)

(一社) 岩手県測量設計業協会 会員名簿

年 月 日現在

[illegible]

第 号
年 月 日

（一社）岩手県測量設計業協会長 様

盛岡市長

印

協 力 要 請 書

「災害時における応急対策業務に関する協定」第3条の規定に基づき、下記のとおり協力要請しますので、協会のあっせんをお願いいたします。

記

協力要請する場所	協力要請する業務内容	期 限

本要請に関する 担当者	所属		職		氏名	
	電話		内線		FAX	

災害時の協力に関する協定書

盛岡市（以下「甲」と言う。）と東北電力ネットワーク株式会社盛岡電力センター（以下「乙」と言う。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙は、大規模地震及び台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、それぞれ早期の状況把握に努めるとともに、必要な災害情報を共有するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間等の情報を甲に提供するものとする。

3 乙は、第1項について、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する際は、甲は可能な範囲でそれに協力するものとする。

（盛岡市災害対策本部への社員の派遣）

第3条 大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等が発生、あるいは発生の恐れがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、乙は必要に応じ甲が設置した災害対策本部にリエゾンを派遣するものとする。

2 派遣されたリエゾンは、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院）、災害復旧対策の中核となる官公署・避難場所等、重要施設への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項を実施するにあたり、乙はあらかじめ優先復旧が必要な重要施設を明らかにし、重要施設リスト等により甲と共有するものとする。

3 電力設備の復旧にあたり、前項で共有された重要施設等への電源車等の復旧設備の使用については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 積雪、なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において乙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努めるものとする。

（災害復旧時の生活用水等の確保に対する協力）

第7条 災害時において、乙の電力復旧作業に必要な生活用水等の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては盛岡市総務部危機管理防災課、乙においては、東北ネットワーク株式会社盛岡電力センター総務課とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和2年 4月 1 日

甲 盛岡市内丸12番2号
盛岡市長 谷 藤 裕 明



乙 盛岡市紺屋町1番25号
東北電力ネットワーク株式会社
盛岡電力センター
所 長 内 藤 剛 彦



災害時の協力に関する協定の一部変更に係る協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と東北電力ネットワーク株式会社盛岡電力センター（以下「乙」という。）は、令和2年4月1日付けで締結した災害時の協力に関する協定書の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

1 条の変更及び追加

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（事前伐採）

第8条 災害発生に伴う樹木の倒木等による交通障害や電力設備被害を未然に防止するため、倒木等が予想される樹木の事前伐採について、甲、乙は連携し、それぞれが行う業務の範囲において協力するよう努めるものとする。

2 協定書の効力

この協定書は、令和7年7月11日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和7年7月11日

甲 盛岡市内丸12番2号

盛岡市長 内 館 茂



乙 盛岡市紺屋町1番25号
東北電力ネットワーク株式会社
盛岡電力センター

所 長 古 館 伸 之



北海道・東北ブロック下水道災害時支援に関するルール

はじめに

平成7年1月17日発生した阪神・淡路大地震を機に平成8年1月に作成された「下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「全国ルール」という。）」を受け、北海道・東北7県8市において平成9年6月に「北海道・東北ブロック下水道災害時支援に関する申し合わせ（以下「道県ブロックルール」という。）」が定められた。

その後、全国ルール制定以降、はじめて全国的な支援が行われた新潟県中越地震（平成16年10月23日発生）、その後発生した能登半島地震（平成19年3月25日発生）を踏まえ、全国ルールが大幅に見直しされることとなり、平成19年6月に改定された。

また、平成23年3月11日に発生した、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）では、大地震と大津波により管路の破損、下水処理場等の損傷が生じるなど甚大かつ広域的な被害を受け、被災した自治体に対しては、従前の地震時と比較しても、広域的、大規模な支援が行われた。

これらの地震での経験及び複数の都道府県にまたがる広域被災の場合の広域支援対応を念頭に、ルールの充実を図った全国ルールが改定（平成24年6月）された。

本ブロックにおいても、全国ルール改定及びその他必要が生じた場合に道県ブロックルールの見直しを行い改定してきたところである。

このような中、平成28年4月に発生した熊本地震（前震4月14日、本震4月16日）では下水道施設は甚大な被害を受け、被災した自治体に対して広域的な支援が行われた。

この地震における被災後の対応や支援等を踏まえ、支援調整隊の設置等を追加した全国ルールの改定（平成28年12月）を反映し、道県ブロックルールが改定された。

今後、大規模地震により、被災自治体独自では対応できない下水道被害が発生した場合は、同ルールによるほか、「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」（以下「道県協定」という。）、「21大都市災害時相互応援に関する協定」（以下「大都市協定」という。）、及び「その他自治体間相互応援協定等」（以下「その他協定」という。）に基づき、相互支援を迅速かつ円滑に遂行する。

1 下水道災害時支援連絡会議

- (1) 目的：北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議（以下「ブロック連絡会議」という。）を設置（平成8年3月22日第1回災害時支援全国代表者連絡会議をもって設置とする）し、相互協力のもと、平素から連携、情報交換に努め、災害時における円滑な支援活動に資する。
- (2) ブロック連絡会議は、次の表に掲げる機関及び団体をもって構成する。なお、構成員は、ブロック連絡会議の同意を得て変更できるものとする。

道 県	北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県 新潟県（オブザーバー）	8
都 市	札幌市（大都市）・青森市・盛岡市・仙台市（大都市）・秋田市・山形市 郡山市・東京都（大都市窓口）	8
国土交通省	北海道開発局、東北地方整備局	2
事業団	日本下水道事業団（北海道総合事務所・東北総合事務所）	2
関連団体	（公社）日本下水道協会 （公財）日本下水道新技術機構 （公社）全国上下水道コンサルタント協会 北海道支部・東北支部 （一社）日本下水道施設業協会 東北地区（電気・機械） （公社）日本下水道管路管理業協会 北海道支部・東北支部 （一社）日本下水道施設管理業協会 北海道支部・東北支部 全国管工事業協同組合連合会	11

※1（オブザーバー）は全国ルールに基づく県である。

（大都市）は「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（以下「大都市ルール」という。）」の構成員、（大都市窓口）は大都市ルールに基づく情報連絡総括都市である。

※2（一社）は一般社団法人の略、（公社）は公益社団法人の略である。以下、同様とする。詳細は、【別表—1】による。

- （3）幹事及び副幹事：幹事は、道県下水道担当課長とし、任期は1年とする。

（宮城県、青森県、福島県、山形県、岩手県、秋田県、北海道の順とする）

詳細は、【別表—2】による。

副幹事は、次期幹事の道県下水道担当課長とし、任期は1年とする。

事務局は、幹事の所属する下水道担当課職員とする。

- （4）ブロック連絡会議：原則として幹事が招集し第2四半期に開催する。

- （5）周知：道県構成員は、被災時に円滑かつ迅速な対応が取れるよう、管内の下水道事業を実施している市町村の災害時緊急連絡網を作成するとともに、市町村及び下水道関連団体等に対してブロックルール及びブロック連絡会議等の内容について、十分周知する。

- （6）幹事の業務

①ブロック連絡会議の開催及び運営に関すること。

②構成員に係る災害時緊急連絡網の作成及び周知に関すること。

③構成員の所有する災害支援に提供可能な資機材リストの集計に関すること。

④全国ルール第5条の災害時支援全国代表者連絡会議に関すること。

⑤2（1）による下水道対策本部が設置されるまでの被災道県からの情報を収集し、構成員へ連絡すること。

⑥広域支援要請等に伴う他ブロックとの連絡及び調整に関すること。

⑦訓練等に関すること。

⑧その他災害支援に必要な事項。

- （7）副幹事の業務

幹事を補佐・協力し、幹事道県が被災した場合は、幹事を代行する。

- （8）幹事の代行

幹事は、副幹事が幹事を代行することが困難と判断した場合は、国土交通省と協議し幹事の代行者を指名する。

代行者は、ブロックルール1（3）【別表—2】の道県順による翌々年度の幹事とするが、その幹事も代行が困難と認められる場合は、さらに翌年度以降幹事の道県順で調整する。

2 下水道対策本部の設置

- （1）道県は、次の各号に掲げる事態が管内において生じた場合に下水道対策本部を設置する。

①震度6弱以上の地震が発生した場合

②震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合

③その他災害が発生し、道県が下水道施設の被災状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合

- （2）下水道事業を実施している市町村は、災害により、下水道施設が被災したときは、その状況を道県に報告するものとする。

- （3）下水道事業を実施している市町村は、下水道施設に被害があり、被災状況の調査及び復旧に対して支援が必要な場合は、道県に支援要請を行うものとする。

- （4）道県は、下水道対策本部の設置が想定される場合、予め、ブロック連絡会議幹事及び北海道開発局又は東北地方整備局を經由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部、（公社）日本下水道協会に速やかに連絡するものとする。

- (5) 下水道対策本部は、当該道県の本庁舎所在地に設置する。ただし、これにより難しい場合は、その周辺に設置することができる。
- (6) 下水道対策本部を設置した場合、下水道対策本部長は、1 (6) ②の災害時緊急連絡網に基づき、構成員へ設置について連絡するものとする。なお、(公社)日本下水道協会は、他ブロック連絡会議幹事に連絡するものとする。
- (7) 下水道対策本部を設置した場合、下水道対策本部長は、4 (3)に基づく総合調整の上、必要と判断した下水道対策本部員へ参集について連絡するものとする。
- (8) 下水道対策本部を設置しない場合でも、被災した地区を所管する道県は、被災状況に関する情報を構成員に連絡するものとする。

3 下水道対策本部の組織

- (1) 下水道対策本部の組織は、被災した区域の次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - ①下水道対策本部長：原則として、被災した区域を所管する道県の下水道担当課長とする。
 - ②下水道対策本部員
 - (ア) ブロック連絡会議構成員(別表一の構成員。ただし、下水道対策本部長、下水道対策特別本部員となる構成員及び東京都(大都市窓口)を除く。)
 - (イ) 下水道対策本部長が必要と認めた者
 - ③下水道対策特別本部員：国土交通省とする。
 - ④事務局：下水道対策本部員の属する組織及び団体の職員で構成する。
- (2) ブロック内では対応が困難で広域的な支援(以下「広域支援」という。)が必要な場合、4 (3)に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は、次の各号に掲げる者を本部員に追加する。
 - ①被災した自治体を有するブロック(以下「被災したブロック」という)以外のブロック連絡会議幹事の下水道担当課長
 - ②大都市窓口
 - ③災害時支援活動の経験を有する都市(以下「アドバイザー都市」という。)の下水道担当課長
- (3) 下水道対策本部長は、被災状況等を踏まえ、被災したブロック以外の広域支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、4 (3)に基づく総合調整の上、下水道対策本部内に支援調整隊を設置することができる。

なお、その隊長は、下水道対策本部に参集した国土交通省の職員が担うものとし、その隊員は、隊長が指名するものとする。
- (4) 下水道対策本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができるものとする。
- (5) 下水道対策本部の構成員は、原則として構成員の属する組織・団体の身分及び費用による支援活動とする。

4 下水道対策本部の業務

- (1) 下水道対策本部の業務は、次の各号に掲げるものとし、(3)に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は本部員に対し、業務の分担を要請することができる。

なお、下水道対策本部の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。

 - ①下水道対策本部の設置、解散に関すること。
 - ②被災状況及び支援要請の取りまとめに関すること。
 - ③関係方面へ被災状況の情報提供に関すること。
 - ④大都市ルールとの調整に関すること。
 - ⑤ブロック内被災自治体への支援調整に関すること。

(ア) 被災自治体からの支援要請のとりまとめ

- (イ) 支援可能体制の把握
- (ウ) 支援計画の立案
- (エ) ブロック構成員への支援要請（被災状況、交通状況情報を添え）
- (オ) 前線基地の設置及び支援隊の指揮
- (カ) 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援
- (キ) 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導及び協力

⑥その他支援の実施に必要な事項。

(2) 広域支援が必要な場合は、次の各号に掲げる業務を追加するものとする。

- ①本部員の参加要請に関すること。
- ②被災したブロック以外のブロックへの支援調整に関すること。
- ③大都市への支援調整に関すること。
- ④その他広域支援の実施に必要な事項。

(3) 国土交通省の役割

国土交通省は、下水道対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

5 支援体制の確立

- (1) 下水道対策本部は、被災状況等を総合的に勘案し、道県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行う。
- (2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに道県を通じて下水道対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援時期及び帯同可能な資機材等について報告する。
- (3) 下水道対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、4（3）に基づく総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、道県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡する。なお、支援計画の立案にあたっては、道県及び関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請を行う。

また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (4) 広域支援を実施する場合は、下水道対策本部は、被災したブロックのブロック連絡会議幹事を通じ、4（3）に基づく総合調整の上、被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事及び大都市窓口を経由して前（1）～（3）に基づき支援体制を確立する。

6 応援活動

- (1) 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法第67条、第68条または第74条等に基づく合意を行ったうえで、必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整、調達等を行い、被災した自治体に応援を行うものとする。
- (2) 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡を取りながら、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(公社)日本下水道協会発行の「下水道の地震対策マニュアル」等を参考にする。

7 前線基地

- (1) 下水道対策本部は、被災した自治体と調整のうえ、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。
- (2) 応援隊の前線基地は、原則として、被災した自治体内の終末処理場等に設置する。ただし、これにより難しい場合は、その周辺の市町村地内に設置する。
- (3) 応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置

く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の応援隊が入る場合は、下水道対策本部が現地応援総括者を指名する。

- (4) 現地応援総括者は、下水道対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な応援活動が行われるよう応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び応援する自治体との連絡調整について配慮する。

8 被災した自治体の役割

被災した自治体は、下水道対策本部に対して、被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。また、現地への誘導等を可能な限り行うものとする。

9 費用負担の考え方

応援活動に要する経費は、災害対策基本法第92条の規定、並びに「道県協定」第10条（応援経費の負担）及び、道県協定実施細目第12条から14条の規定を準用し、原則、応援を受けた自治体の負担とする。また、民間団体の応援に係る費用も、原則として応援を受けた自治体の負担とする。ただし、当該団体等から申し出がある場合は、その費用の全部または一部を当該団体等が負担することができる。

10 訓練等

ブロック連絡会議は、必要に応じて災害時を想定した訓練、研修等を実施する。

11 その他

- (1) 下水道対策本部の解散後も被災した自治体において応援活動が継続する場合、被災した自治体は、応援活動状況等を（公社）日本下水道協会に報告するものとする。
- (2) 下水道対策本部は、被災した自治体が地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣を必要とする場合は、派遣の調整業務をできるものとする。また、下水道対策本部解散後においては、（公社）日本下水道協会がその業務を引き継ぐものとする。
- (3) 下水道対策本部が設置されていない場合でも、被災した地区を所管する道県は被災状況に関する情報等を（公社）日本下水道協会に連絡するものとする。（公社）日本下水道協会は各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口等に周知し、各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口等は必要に応じて、その構成員に周知するものとする。
- (4) 道県は、被災自治体が受けた応援に関し応援自治体、応援民間団体との間で円滑に事務処理ができるよう調整、指導に努める。
- (5) この申し合わせの改正及び定めのない事項については、ブロック連絡会議において協議し定めるものとする。

北海道・東北ブロック下水道災害時支援に関する申し合わせについて確認する。

平成 9 年	6 月 1 8 日	北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議構成員
平成 1 3 年	3 月 2 7 日	改正
平成 1 4 年	8 月 2 8 日	改正
平成 2 0 年	8 月 2 8 日	改正
平成 2 3 年	9 月 1 日	改正
平成 2 4 年	1 0 月 2 3 日	改正
平成 2 5 年	8 月 6 日	改正
平成 2 9 年	1 0 月 2 0 日	改正
平成 3 0 年	7 月 2 0 日	改正

令和	元年	8月	1日	改正
令和	2年	10月	27日	改正

【別表－１】

北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議構成員

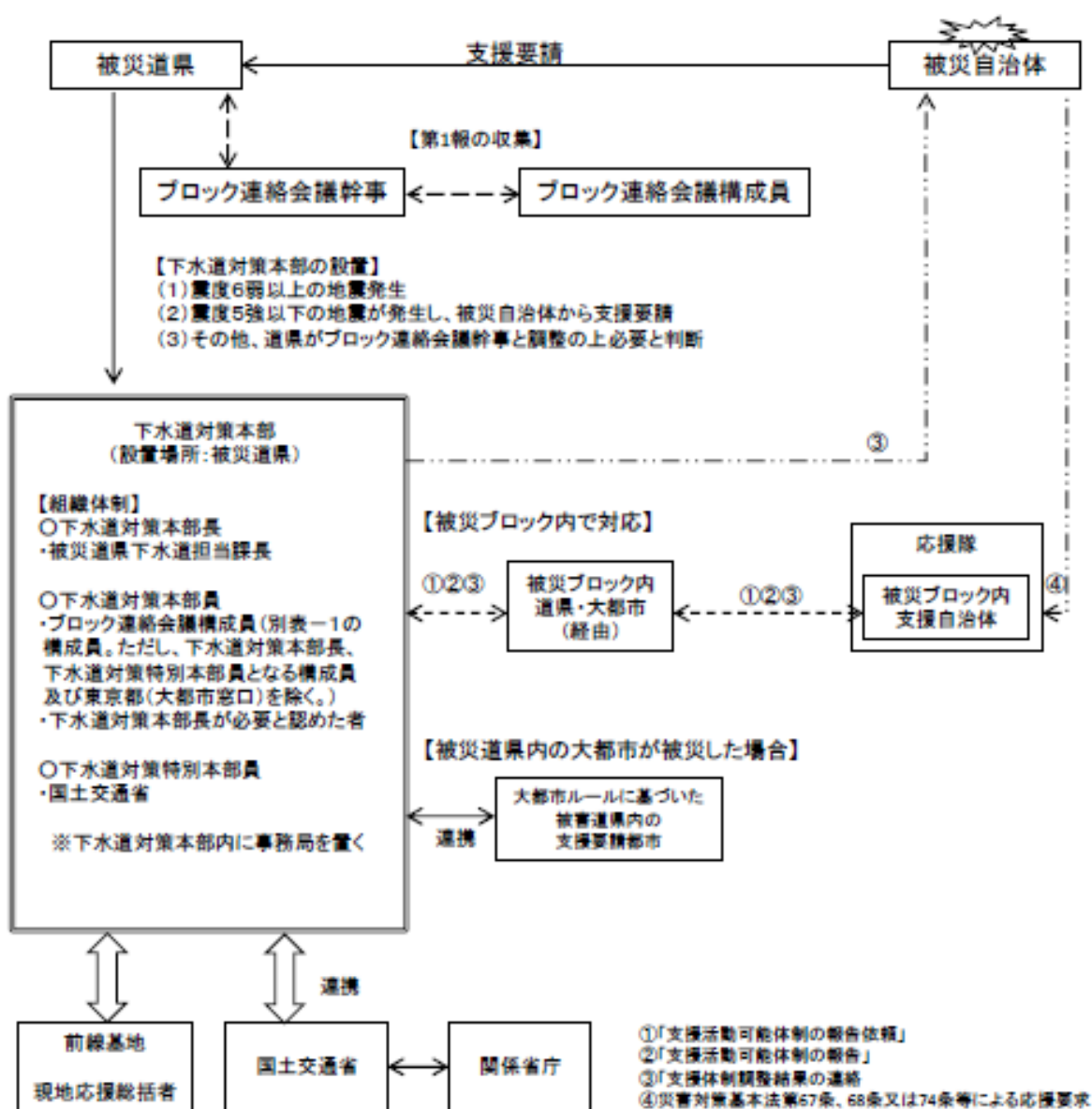
団体区分	団体名	担当部局	摘 要
道・県	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 新潟県	建設部まちづくり局都市環境課 県土整備部都市計画課 県土整備部下水環境課 土木部都市計画課 建設部下水道マネジメント推進課 県土整備部下水道課 土木部下水道課 土木部都市局下水道課	オブザーバー
都 市	札幌市 青森市 盛岡市 仙台市 秋田市 山形市 郡山市 東京都	下水道河川局事業推進部下水道計画課 環境部下水道総務課 上下水道局上下水道部総務課 建設局下水道経営部下水道計画課 上下水道局総務課 上下水道部総務課 上下水道局下水道保全課 下水道局計画調整部計画課	(大都市) (大都市) (大都市窓口)
国土交通省	北海道開発局 東北地方整備局	事業振興部都市住宅課 建設部都市・住宅整備課	
事業団	日本下水道事業団	北海道総合事務所 東北総合事務所	
関連団体	(公社) 日本下水道協会 技術研究部技術指針課 (公財) 日本下水道新技術機構 研究第一部 (公社) 全国上下水道コンサルタント協会 北海道支部 (公社) 全国上下水道コンサルタント協会 東北支部 (一社) 日本下水道施設業協会 (機 械) (一社) 日本下水道施設業協会 (電 気) (公社) 日本下水道管路管理業協会 北海道支部 (公社) 日本下水道管路管理業協会 東北支部 (一社) 日本下水道施設管理業協会 北海道支部 (一社) 日本下水道施設管理業協会 東北支部 全国管工事業協同組合連合会		

【別表－２】

北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議開催道県及び幹事、副幹事

年 度	開催道県名	幹 事	副幹事
平成２８年度	山形県	山形県	福島県
平成２９年度	福島県	福島県	北海道
平成３０年度	北海道	北海道	宮城県
令和元年度	宮城県	宮城県	青森県
令和２年度	青森県	青森県	福島県
令和３年度	福島県	福島県	山形県
令和４年度	山形県	山形県	岩手県
令和５年度	岩手県	岩手県	秋田県
令和６年度	秋田県	秋田県	北海道
令和７年度	北海道	北海道	宮城県

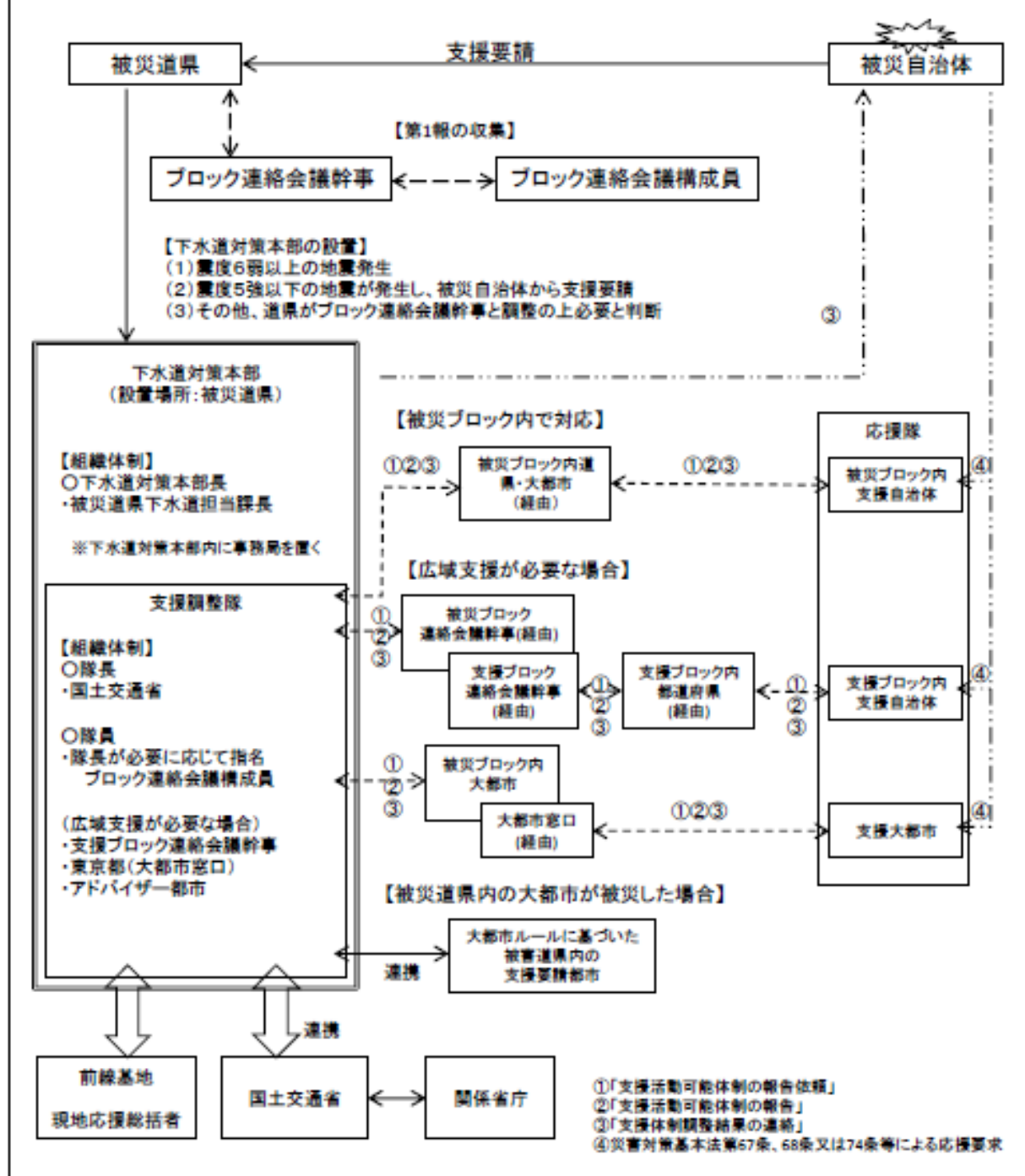
I 単一県で災害発生時 (支援調整隊を設置しない場合)

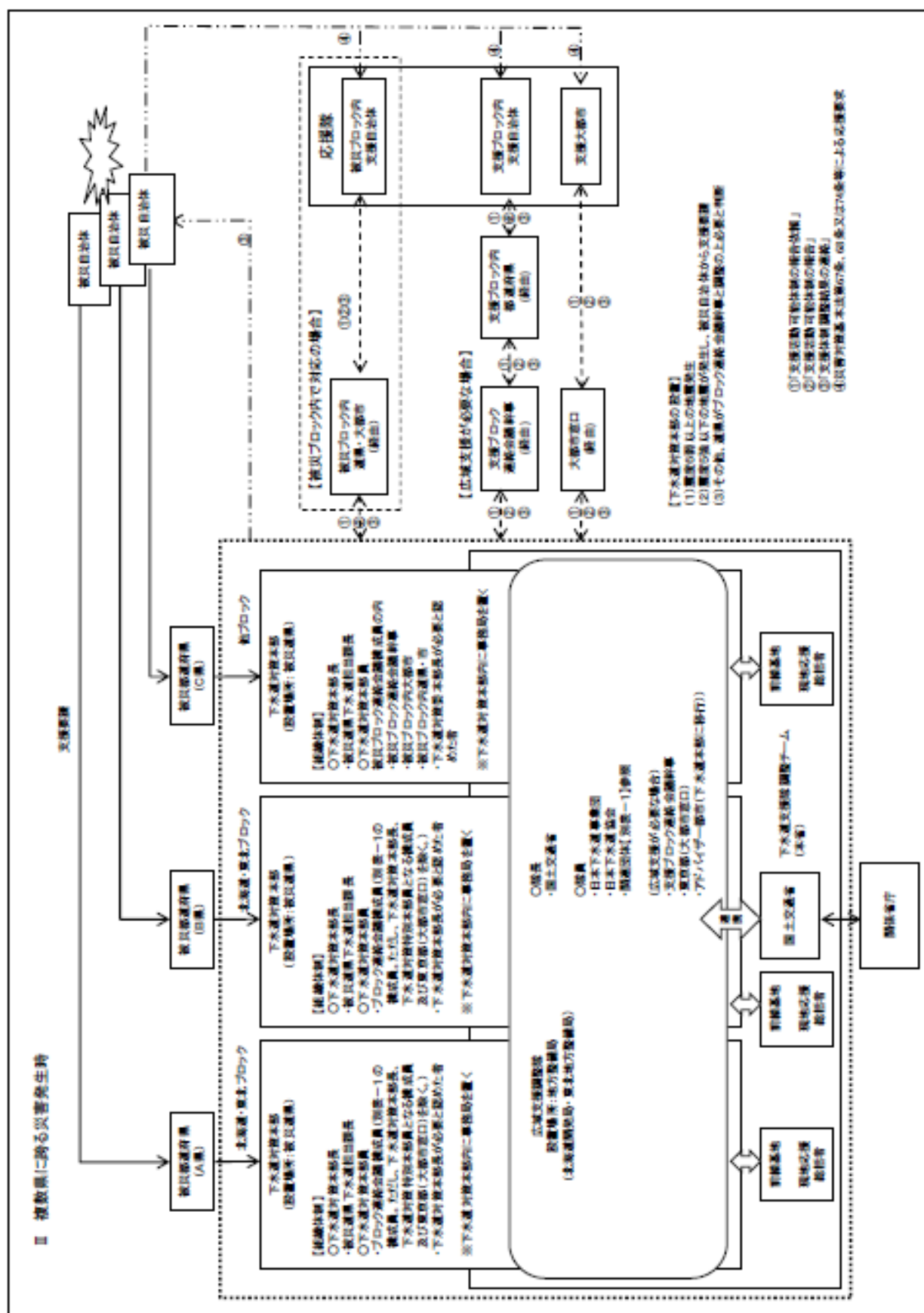


(留意事項)

- ・下水道対策本部が設置されるまでの間は、ブロック連絡会議幹事が、被災状況を収集し、ブロック連絡会議構成員へ連絡する。
- ・被災自治体は、災害対策基本法第67条(他の市町村長等に対する応援の要求)、第68条(都道府県知事等に対する応援の要求等)又は、第74条(都道府県知事等に対する応援の要求)に基づき応援を要求する。
- ・被災自治体は、上記応援を要求しようとするときは、文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ないときは、電話又はファクシミリ等により応援要求を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

I－② 単一県で災害発生時
(支援調整隊を設置した場合)





3-28 ライフライン施設応急対策計画

3-28-3 農業集落排水施設災害対策応援に関する協定

農業集落排水施設災害対策応援に関する協定

(趣旨)

第1条 本協定は、協定参加者である地方自治体の農業集落排水施設が自然災害により被害を受けた場合に、他の協定参加者が人員の派遣、必要な諸資機材の調達等を行い、災害対策の応援を行うことを取り決めたものである。

(協定参加者)

第2条 本協定の参加者は、社団法人地域環境資源センター（以下「センター」という。）の会員である、都道府県、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、全国土地改良事業団体連合会及びセンターのうち、この協定の趣旨に賛同した者とする。

(重要事項の変更)

第3条 運営会議が必要と認めた本協定に関する重要な事項の変更等については、協定参加者の2分の1以上の同意を要するものとする。

(運営会議)

第4条 本協定に基づく業務を行うため、運営会議を設け、毎年度一回以上開催する。

2 会議員は、センター理事長及び専務理事、並びにセンター理事のうち協定参加者等とする。

3 会議長は、センター理事長とする。

4 運営会議は、次の事項を議決する。

(1) 業務の執行に関すること

(2) 本協定に関する重要な事項以外の変更

(3) その他運営会議で必要と認める事項

5 会議長は、次の職務を行う。

(1) 運営会議の議長

(2) 協定への新規参加の承認

(3) その他業務の円滑な実施に必要な事項の処理

(4) (2)、(3)についての運営会議への報告

(災害対策支援本部)

第5条 センター会員が管理する農業集落排水施設が自然災害により被災した場合に、センターとしてこれに対処するために設置される災害対策支援本部は、被災地との情報連絡及び運営会議との情報交換等を行い、災害対策応援に関する協定の円滑化及び初動体制の構築に努めるものとする。

(事務局)

第6条 運営会議の事務及び災害対策の応援に係る事務を処理するため、事務局をセンターに置く。

2 事務局は、災害協定窓口リスト等、必要に応じて資料を作成するとともに、運営会議で議決された本協定に関する重要事項以外の変更や必要な事項については、協定参加者に遅滞なく報告するものとする。

3 次条に掲げる災害対策の応援の要請があったときには、応援に係る所要の業務を行うほか、第8条に定める中央応援本部が設置された場合にあっては、その事務を行うものとする。

(応援の要請)

第7条 被災市町村又は被災市町村が所在する都道府県が、本協定による災害対策の応援を受けたいときには、事務局に要請するものとする。この場合に、被災市町村は原則として都道府県を経由して要請するものとする。

(中央応援本部の設置)

第8条 前条の要請を受けた事務局は、運営会議の会議長にその旨の報告を行い、会議長が広域的な応援体制が必要と認めた場合には、中央応援本部を設置し、災害対策支援本部をその指揮下に置くものとする。

2 中央応援本部の構成員はセンター理事長のほか、東京及びその近隣の運営会議の会議員とし、あらかじめ会議長が指名しておくものとする。

3 中央応援本部はセンター理事長を本部長として運営するものとするが、農林水産省農村振興局整備部農村整備官及びその他必要と認める者の指導助言を求めることができる。

(中央応援本部の業務)

第9条 中央応援本部は、被災市町村、被災市町村が所在する都道府県と密接な連絡調整を行い、以下に掲げる業務を行う。

(1) 情報収集、整理、広報等

(2) 先遣隊の派遣

(3) 応急対策、災害調査、本格復旧、設計、査定等の応援計画の策定

(4) 応援部隊の編成、資機材の調達

(5) その他の応援

(応援の求め)

第10条 中央応援本部が、被災市町村、被災市町村が所在する都道府県、本協定の参加者等の意向を確認し調整した上、前条の業務を具体化し、職員の派遣又は所有若しくは管理する資機材の提供を求めることとなった場合においては、求められた本協定の参加者は、極力、これに協力するものとする。

(センター賛助員の協力)

第11条 中央応援本部が、第7条に掲げる要請に応じる場合において、必要があるときには、センター理事長は、センター賛助員の協力を得られるようにするものとする。

(費用負担)

第12条 応援者が要した費用は、応援者と被応援者と間で災害の応援に係る費用負担について別途に協定を交わしている場合には、それによるものとし、その他の場合にあっては両方で協議するものとする。

災害発生時における農地・農業用施設の復旧支援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、「盛岡市地域防災計画」に基づき、盛岡市内で農地及び農業用施設にかかる災害が発生した場合において、盛岡市（以下「甲」という。）が岩手県土地改良事業団体連合会（以下「乙」という。）に対し、復旧に関する支援を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、大雨、洪水、地震、津波その他自然現象による災害とする。

(復旧支援の内容)

第3条 乙が行う復旧支援とは、次に掲げるものとする。

- (1) 被害状況調査
- (2) 緊急措置、応急復旧に係る検討
- (3) 災害査定設計業務

(支援の要請)

第4条 甲は、前条に規定する復旧支援が必要な場合は、次条に定める手続きにより、乙に支援の要請を行うものとする。

(要請の方法)

第5条 甲が前条の規定による支援要請を行う場合は、書面（別紙様式）によるものとする。
ただし、事態が急迫して書面によることができない場合には、口頭で行うことができるものとする。

2 前項ただし書きの場合においては、事後に速やかに書面を提出するものとする。

(支援の実施)

第6条 乙は、第4条の規定による支援要請を受けたときは、乙の人員等に応じ可能な範囲内において、支援を行うものとする。

(復旧支援に要する費用)

第7条 第3条に規定する復旧支援に係る費用は、甲と乙が別途協議するものとする。

(事務局)

第8条 甲及び乙の復旧支援に係る事務局は次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局 盛岡市 農林部 農政課
- (2) 乙の事務局 岩手県土地改良事業団体連合会 農村振興部

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、令和4年7月26日から適用する。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年7月26日

甲 盛岡市内丸12番2号
盛岡市長 谷 藤 裕 明



乙 盛岡市本宮二丁目10番1号
岩手県土地改良事業団体連合会
会 長 大 宮 惇 幸



(別紙様式)

〇〇第 号
令和 年 月 日

岩手県土地改良事業団体連合会会長 様

〇〇市(町村)長 印

農地・農業用施設の復旧支援要請書

「災害発生時における農地・農業用施設の復旧支援に関する協定」第4条の規定に基づき、復旧支援を要請します。

記

1 要請の内容

復旧支援要請の内容	(1) 被害状況調査 (2) 緊急措置、応急復旧に係る検討 (3) 災害査定設計業務
その他	

2 連絡先

担当者及び連絡先	〇〇 課 〇〇 係
	職 〇〇 氏名 〇〇 電話 携帯電話 E-mail

3-28-5 災害時における下水道施設等の復旧支援に関する協定

災害時における下水道施設等の復旧支援に関する協定

岩手県（以下「甲」という。）及び盛岡市（以下「乙1」という。）、大船渡市（以下「乙2」という。）、花巻市（以下「乙3」という。）、北上市（以下「乙4」という。）、久慈市（以下「乙5」という。）、遠野市（以下「乙6」という。）、一関市（以下「乙7」という。）、陸前高田市（以下「乙8」という。）、釜石市（以下「乙9」という。）、二戸市（以下「乙10」という。）、八幡平市（以下「乙11」という。）、奥州市（以下「乙12」という。）、滝沢市（以下「乙13」という。）、雫石町（以下「乙14」という。）、葛巻町（以下「乙15」という。）、岩手町（以下「乙16」という。）、紫波町（以下「乙17」という。）、矢巾町（以下「乙18」という。）、西和賀町（以下「乙19」という。）、金ヶ崎町（以下「乙20」という。）、平泉町（以下「乙21」という。）、住田町（以下「乙22」という。）、大槌町（以下「乙23」という。）、山田町（以下「乙24」という。）、岩泉町（以下「乙25」という。）、田野畑村（以下「乙26」という。）、普代村（以下「乙27」という。）、軽米町（以下「乙28」という。）、野田村（以下「乙29」という。）、九戸村（以下「乙30」という。）、洋野町（以下「乙31」という。）、一戸町（以下「乙32」という。）（以下乙1から乙32までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会東北支部（以下「丙」という。）は、甲及び乙の所管する下水道施設等が地震等の自然災害の発生により被災した場合の復旧支援に係る業務（以下「支援業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における丙の支援業務に関する基本的事項を定め、被災した甲及び乙の所管する下水道施設等の早期復旧に資することを目的とし、甲及び乙は、この協定に基づいた支援を受けられるものとする。

（支援の要請）

第2条 甲及び乙は、災害発生時に、丙による支援業務が必要であると判断した場合は、丙に支援を要請することができるものとする。

2 丙は、前項の規定による要請があった場合は、特別の理由がない限り、支援するものとする。

3 丙は、支援業務を速やかに実施するため、必要な協力体制の整備に努めるものとする。

（支援業務）

第3条 支援業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況の調査
- (2) 応急復旧対策に関する調査・測量・設計の実施
- (3) 災害査定資料の作成
- (4) その他特に必要な業務

（要請の方法）

第4条 丙に対する支援業務の要請は、第6条第1号に規定する甲の事務局が甲及び乙の支援の要請を取りまとめた上で、第6条第2号に規定する丙の事務局へ要請を行うものとする。

（支援業務の実施手続）

第5条 甲及び乙は、丙による支援業務が必要と判断した場合は、丙の会員のうち支援業務を実施することができる者と認められる者（以下「支援業務候補者」という。）の取りまとめを丙に要請するものとする。

2 丙は、前項の規定による要請があった場合は、支援業務候補者を書面により甲に通知するものとする。

3 甲及び乙は、丙の通知に基づき支援業務を実施する者（以下「支援業務実施者」という。）を選定したときは、遅滞なくこれを丙及び支援業務実施者に通知するものとする。

4 支援業務実施者は、甲及び乙の指示を受けて、支援業務を行うものとする。

(事務局)

第6条 甲及び丙の支援業務の要請に係る事務局は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局は、岩手県県土整備部下水環境課とする。

(2) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会東北支部とする。

(契約)

第7条 甲又は乙は、支援業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結するものとする。

2 支援業務実施者が支援業務を実施したときは、支援業務の完了後、速やかに業務内容を記載した報告書を甲又は乙に提出するものとする。

(費用負担)

第8条 支援業務に係る費用は、支援を受けた甲又は乙の負担とし、支援業務実施者と協議の上、業務委託契約書において定めるものとする。

(災害補償)

第9条 支援業務に従事した者が当該支援業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、支援業務実施者の責任において行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和7年3月31日までとする。

2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1月前までに甲及び乙、丙いずれからも申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一の条件で更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定細目に定める。

2 この協定に定めのない事項については、甲及び乙、丙が協議して定める。

(他の協定の適用)

第12条 この協定に定めるもののほか、甲及び乙と丙又は丙の会員との間における支援業務に関し別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

この協定の成立を証するため、本協定書34通を作成し、甲及び乙、丙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 6年 3月 7日

甲 岩手県盛岡市内丸10-1
岩手県知事 達 増 拓 也

乙1 岩手県盛岡市愛宕町6-8
盛岡市上下水道事業管理者
長 澤 秀 則

乙2 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15
大船渡市長 渕 上 清

- 乙3 岩手県花巻市花城町9-30
花巻市長 上田 東 一
- 乙4 岩手県北上市芳町1-1
北上市長 八重樫 浩 文
- 乙5 岩手県久慈市川崎町1-1
久慈市長 遠藤 譲 一
- 乙6 岩手県遠野市中央通り9-1
遠野市長 多田 一 彦
- 乙7 岩手県一関市竹山町7-2
一関市長 佐藤 善 仁
- 乙8 岩手県陸前高田市高田町字下和野100
陸前高田市長 佐々木 拓
- 乙9 岩手県釜石市只越町3-9-13
釜石市長 小野 共
- 乙10 岩手県二戸市福岡字川又47
二戸市長 藤原 淳
- 乙11 岩手県八幡平市野駄21-170
八幡平市長 佐々木 孝 弘
- 乙12 岩手県奥州市水沢大手町1-1
奥州市長 倉成 淳
- 乙13 岩手県滝沢市中鵜飼55
滝沢市長 武田 哲
- 乙14 岩手県岩手郡雫石町千刈田5-1
雫石町長 猿子 恵 久
- 乙15 岩手県岩手郡葛巻町葛巻16-1-1
葛巻町長 鈴木 重 男
- 乙16 岩手県岩手郡岩手町大字五日市10-44
岩手町長 佐々木 光 司
- 乙17 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前2-3-1
紫波町長 熊谷 泉
- 乙18 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅13-123
矢巾町長 高橋 昌 造

- 乙19 岩手県和賀郡西和賀町川尻 4 0 - 4 0 - 7 1
西和賀町長 内 記 和 彦
- 乙20 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根南町 2 2 - 1
金ヶ崎町長 高 橋 寛 寿
- 乙21 岩手県西磐井郡平泉町字志羅山 4 5 - 2
平泉町長 青 木 幸 保
- 乙22 岩手県気仙沼郡住田町世田米字川向 8 8 - 1
住田町長 神 田 謙 一
- 乙23 岩手県上閉伊郡大槌町上町 1 - 3
大槌町長 平 野 公 三
- 乙24 岩手県下閉伊郡山田町八幡町 3 - 2 0
山田町長 佐 藤 信 逸
- 乙25 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 5 9 - 5
岩泉町長 中 居 健 一
- 乙26 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑 1 4 3 - 1
田野畑村長 佐 々 木 靖
- 乙27 岩手県下閉伊郡普代村 9 - 1 3 - 2
普代町長 柁 屋 伸 夫
- 乙28 岩手県九戸郡軽米町大字軽米 1 0 - 8 5
軽米町長 山 本 賢 一
- 乙29 岩手県九戸郡野田村大字野田 2 0 - 1 4
野田村長 小 田 祐 士
- 乙30 岩手県九戸郡九戸村大字伊保内 1 0 - 1 1 - 6
九戸村長 晴 山 裕 康
- 乙31 岩手県九戸郡洋野町種市 2 3 - 2 7
洋野町長 岡 本 正 善
- 乙32 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 2 4 - 9
一戸町長 小野寺 美 登
- 丙 仙台市青葉区国分町 3 - 8 - 14
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
東北支部 支部長 高 橋 郁

3-31 火山災害等継続災害への対応計画
3-31-1 報道機関への放送協力要請（通知）

報道機関への放送協力要請（通知）

総 防 第 437 号
13 盛消第 18 号
13 零総発第 290 号
西 総 第 629001 号
滝 防 第 627001 号
13 総 第 1066 号
玉住生第 113 号
平成 13 年 6 月 29 日

日本放送協会盛岡放送局長	石郷岡 卓 様
(株)IBC 岩手放送代表取締役社長	菊 池 昭 雄 様
(株)テレビ岩手代表取締役社長	中 野 士 朗 様
(株)岩手めんこいテレビ代表取締役社長	吉 武 秀 起 様
(株)岩手朝日テレビ代表取締役社長	蓮 見 博 民 様
(株)エフエム岩手代表取締役社長	東 島 末 起 様
盛岡エフエム放送(株)代表取締役社長	工 藤 嘉 衛 様

岩手県知事	増 田 寛 也
盛岡市長	桑 島 博
雫石町長	川 口 善 彌
西根町長	工 藤 勝 治
滝沢村長	柳 村 純 一
松尾村長	佐々木 正四郎
玉山村長	工 藤 久 徳

市町村長が避難勧告等をした場合等における放送協力要請について（依頼）

岩手山の火山防災対策につきましては、常日頃、御協力を賜り感謝申し上げます。

この「市町村長が避難勧告等をした場合等における放送協力要請について」は平成 12 年 3 月 17 日付で協力要請を行っております。

岩手山の入山につきましては、本年 7 月 1 日から 10 月 8 日まで、東側の 4 ルートに限り一部規制を緩和する予定としております。

市町村長は、火山噴火が発生するなどして住民の生命・身体に危険が及ぶと判断した場合においては、避難勧告等をし、防災行政無線や広報車等を通じて速やかに住民に伝達することとしておりますが、入山規制緩和に伴い、岩手山登山者に対する下山誘導に係る要請について改訂をいたしました。

つきましては、この避難勧告等の情報を迅速かつ確実に住民に伝達するには、可能な限り情報伝達の多重化を図る必要があります、このため、貴局をはじめ放送各社等の御協力をいただくことが極めて重要であると考えておりますので、下記 1 の場合は、別添「放送各社等に対する放送協力要請について」により、市町村長等から情報提供いたしますので、可能な限りその内容を放送くださるよう特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 放送協力要請を行う場合

- (1) 市町村長が避難勧告（指示）をした場合
- (2) 盛岡地方気象台から緊急火山情報が発表された場合
- (3) 盛岡地方気象台から噴火に係る臨時火山情報が発表された場合
- (4) 岩手山入山規制緩和期間内に、臨時火山情報が発表された場合及び異常現象の発生により岩手山への立入りが危険であると判断された場合
- (5) その他緊急に市町村から住民等に情報伝達する必要がある場合

2 改訂事由

本年7月1日から10月8日まで、岩手山の入山規制を一部緩和する予定であることから入山規制緩和期間中に、臨時火山情報等が発表された場合に登山者等の安全確保のため火山に関する情報の提供、速やかな下山、入山の禁止を呼びかける必要があるため。

(別添)

放送各社等に対する放送協力要請について

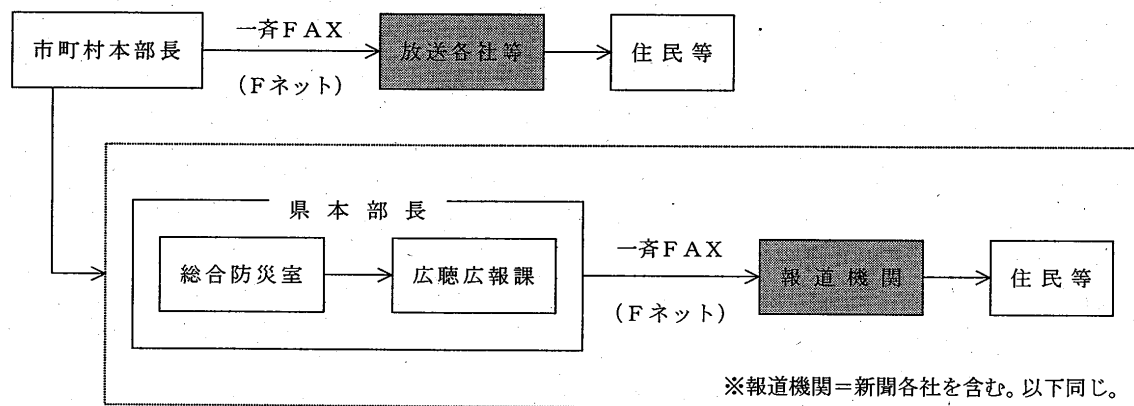
1 放送協力要請の項目について

- (1) 市町村長が避難勧告（指示）をした場合
- (2) 盛岡地方気象台から緊急火山情報が発表された場合
- (3) 盛岡地方気象台から噴火に係る臨時火山情報が発表された場合
- (4) 岩手山入山規制緩和期間に、臨時火山情報が発表された場合及び異常現象の発生により岩手山への立入りが危険であると判断された場合
- (5) その他緊急に市町村から住民等に情報伝達する必要がある場合

2 放送協力要請の方法

- (1) 市町村長が避難勧告（指示）をした場合

ア 連絡系統



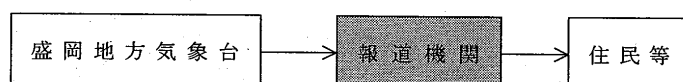
※県は、市町村から避難勧告（指示）報告があったつど、報道機関に資料提供します。

イ 資料提供の様式及び提供例

市町村及び県は、別紙1の様式により、放送各社等に資料提供します。

- (2) 盛岡地方気象台から緊急火山情報又は噴火に係る臨時火山情報が発表された場合

連絡系統



※緊急火山情報等が、盛岡地方気象台から直接伝達される報道機関（放送各社等）に対しては市町村及び県は特に資料提供は行いません。

(3) 岩手山への立入りが危険であると判断された場合

ア 連絡系統 上記(1)に準じて行います。

イ 資料提供の様式及び提供例 市町村及び県は、別紙2の様式により放送各社等に資料提供します。

(4) その他緊急に市町村から住民等に情報伝達する必要がある場合

ア 連絡系統 上記(1)に準じて行います。

イ 資料提供の様式及び提供例 適宜の様式で資料提供します。

3 放送各社等の連絡先

下記の番号に一斉ファックスし、その後電話により送信の確認をすることとしています。

放 送 局 名	担当部局	電 話 番 号	FAX 番 号	所 在 地
日本放送協会盛岡放送局	放送部	昼 019-626-8826 夜 //	019-624-2262	盛岡市上田 4-1-3
(株)IBC 岩手放送	報道部	昼 019-623-3141 夜 //	019-623-1164	盛岡市志家町 6-1
(株)テレビ岩手	報道部	昼 019-624-9012 夜 019-624-1166	019-654-5056	盛岡市内丸 2-10
(株)岩手めんこいテレビ	報道部	昼 019-656-3303 夜 019-656-3300	019-656-3030	盛岡市本宮字 松幅 89
(株)岩手朝日テレビ	報道制作部	昼 019-629-2901 夜①090-3367-2518 ②019-624-8818	019-624-8821	盛岡市盛岡駅 西通 2-6-5
(株)エフエム岩手	放送部	昼 019-625-5511 夜 //	019-625-5519	盛岡市盛岡駅前通 8-17
盛岡エフエム放送(株)	放送部	019-621-7110	019-621-7153	盛岡市中ノ橋通 1-1-21

※ 盛岡エフエム放送(株)へは、緊急火山情報等を総合防災室から伝達

※平成 18 年 (株)エフエム岩手移転のため、住所及び電話番号が変更

(株)エフエム岩手	放送部	昼 019-625-5514 夜 //	019-625-5519	盛岡市内丸 2-10
-----------	-----	------------------------	--------------	------------

別紙1（資料提供様式）
報告様式

第 報
市町村 ⇒ 放送各社等
市町村 ⇒ 県
県 ⇒ 放送各社等

避難の指示・勧告状況

市 町 村 名	
担 当 課 ・ 係 名	
担 当 職 ・ 氏 名	
連 絡 先	
F A X 送 信 時 刻	月 日 () 時 分

⇒

地 方 支 部 ・ 担 当 課 名	支 部
担 当 職 氏 名	

↓

県災害対策（警戒）本部又は総合防災室

避難勧告等の区分	避難 指 示 ・ 避難 勧 告	
避難勧告等を行った者		
避難勧告等の理由		
避難勧告等の発令日時	月 日 () 午前・午後 時 分	
避難対象地域名		
避難対象者数	世帯 人	
避難 先	(指定)	(その他)
避難 者 数	世帯 人	世帯 人
避難勧告等の解除日時	月 日 () 午前・午後 時 分	

- 注1 様式欄外の「第 報」には、何回目の報告であるかがわかるように記載のこと。
 2 様式欄外の「市町村⇒放送各社等」には、市町村から放送各社等、市町村から県、県から放送各社等の区分に応じ、○で表示のこと。
 3 追加、修正等があった場合には、当該部分がわかるように明示すること。

別紙2（提供例）
報告様式

第 報
 市町村 ⇒ 放送各社等
 市町村 ⇒ 県
 県 ⇒ 放送各社等

岩手山の入山規制状況

市 町 村 名	
担 当 課 ・ 係 名	
担 当 職 ・ 氏 名	
連 絡 先	
F A X 送 信 刻 時	○月○日（○）○時○分

⇒

地 方 支 部 ・ 担 当 課 名	支 部
担 当 職 ・ 氏 名	



県災害対策（警戒）本部又は
は 総 合 防 災 室

下記のとおり岩手山の入山を規制しましたので、放送協力要請に基づき情報を提供いたします。

入 山 規 制 を 行 っ た 者	
入 山 規 制 の 理 由	
入 山 規 制 の 発 令 日 時	月 日 （ ） 午前・午後 時 分
入 山 規 制 登 山 口	
そ の 他 関 連 事 項	
入 山 規 制 緩 和 日 時	月 日 （ ） 午前・午後 時 分

3-31 火山災害等継続災害への対応計画

3-31-2 火山情報の伝達先一覧表

火山情報の伝達先一覧表

名 称	所 在 地	電話番号	伝達責任者
岩手県警察本部自動車運転免許試験場	下田字仲平183	683-1251	玉山総合事務所総務課長
岩手県農業研究センター畜産研究所外山畜産研究室	薮川字大の平40	681-5011	産業振興課長
岩手中央酪農業協同組合本所事業部	下田字生出640-2	688-7241	
岩手山麓土地改良区	滝沢市巣子990-9	688-8039	
盛岡森林管理署外山森林事務所休憩所	薮川字外山100-2	681-5256	
新岩手農業協同組合玉山支所	渋民字鶴飼1-1	683-2211	
(一社)家畜改良事業団盛岡種雄牛センター	下田字柴沢301-5	683-2450	
岩手県農業共済組合北岩手支所	好摩字上山3-38	682-2661	

岩手県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、岩手県内の市町村、消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、岩手県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定による応援要請は、災害発生在市町村等の長が、防災ヘリの特性を十分に発揮することができると思われる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に岩手県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 防災ヘリによる活動が最も有効であること。

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、岩手県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生在市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生在市町村等の消防長が行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合においては、災害発生在市町村等の長から防災航空隊の隊員を派遣している市町村等の長に対し、消防相互応援に関する協定書（昭和50年5月13日締結。以下「相互応援協定」という。）第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、岩手県が負担するものとする。

2 前条に規定する消防活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第12条の規定にかかわらず、岩手県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、岩手県及び市町村等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本70通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

附 則

この協定は、平成8年10月1日から施行する。

岩 手 県	
岩手県知事	増 田 寛 也
盛 岡 市	
盛岡市長	桑 島 博
宮 古 市	
宮古市長	菊 池 長右エ門
大 船 渡 市	
大船渡市長	甘 竹 勝 郎
水 沢 市	
水沢市長	後 藤 晨
花 巻 市	
花巻市長	渡 邊 勉
北 上 市	
北上市長	高 橋 盛 吉
久 慈 市	
久慈市長	久 慈 義 昭
遠 野 市	
遠野市長	菊 池 正
一 関 市	
一関市長	佐々木 一 朗
陸 前 高 田 市	
陸前高田市長	菅 野 俊 吾
釜 石 市	
釜石市長	野 田 武 義
江 刺 市	

江刺市長	及川勉
二戸市	
二戸市長	小原豊明
雫石町	
雫石町長	川口善彌
葛巻町	
葛巻町長	遠藤治夫
岩手町	
岩手町長	田中幸平
西根町	
西根町長	工藤勝治
滝沢村	
滝沢村長	柳村純一
松尾村	
松尾村長	佐々木正四郎
玉山村	
玉山村長	工藤久徳
紫波町	
紫波町長	鷹木壯光
矢巾町	
矢巾町長	高橋隆三
大迫町	
大迫町長	畠敏
石鳥谷町	
石鳥谷町長	大竹義文
東和町	
東和町長	小原秀夫
湯田町	
湯田町長	菅原信夫
沢内村	
沢内村長	内記正志

金ヶ崎町 金ヶ崎町長	高橋紀雄
前沢町 前沢町長	鈴木一司
胆沢町 胆沢町長	千田明
衣川村 衣川村長	佐々木秀康
花泉町 花泉町長	小野寺亮助
平泉町 平泉町長	穂積昭慈
大東町 職務代理者 大東町助役	伊藤一和
藤沢町 藤沢町長	佐藤守
千厩町 千厩町長	藤野光男
東山町 東山町長	松川誠
室根村 室根村長	名取渉
川崎村 川崎村長	千葉莊
住田町 住田町長	菅野剛
三陸町 三陸町長	佐々木菊夫
大槌町 大槌町長	黒澤友吉
宮守村 宮守村長	照井春雄
田老町 田老町長	竹花達雄
山田町 山田町長	黒澤孝

岩 泉 町		
岩泉町長	八重樫 協 二	
田 野 畑 村		
田野畑村長	早 野 仙 平	
普 代 村		
普代村長	岩 澤 義 雄	
新 里 村		
新里村長	山 口 通 男	
川 井 村		
川井村長	原 眞	
軽 米 町		
軽米町長	平 澄 芳	
種 市 町		
種市町長	関 根 重 男	
野 田 村		
野田村長	中 川 正 勝	
山 形 村		
山形村長	小笠原 寛	
大 野 村		
大野村長	柏 木 幸 夫	
九 戸 村		
九戸村長	伊保内 昭 一	
浄 法 寺 町		
浄法寺町長	砂子田 一 男	
安 代 町		
安代町長	北 舘 義 一	
一 戸 町		
一戸町長	稲 葉 暉	
盛岡地区広域行政事務組合管理者		
盛岡市長	桑 島 博	
胆沢地区消防組合管理者		
水沢市長	後 藤 晨	

両磐地区消防組合管理者
一関市長 佐々木 一 朗

久慈地区広域行政事務組合管理者
久慈市長 久 慈 義 昭

大船渡地区消防組合管理者
大船渡市長 甘 竹 勝 郎

遠野地区消防事務組合管理者
遠野市長 菊 池 正

宮古地区広域行政組合管理者
宮古市長 菊 池 長右門

花巻地区消防事務組合管理者
花巻市長 渡 邊 勉

北上地区消防組合管理者
北上市長 高 橋 盛 吉

二戸地区広域行政事務組合管理者
二戸市長 小 原 豊 明

3-32 岩手県防災ヘリコプター応援要請計画
3-32-2 岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱

岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱

平成8年9月30日
総務部長決裁

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 運航体制（第4条―第12条）
- 第3章 運航管理（第13条―第21条）
- 第4章 安全管理（第22条・第23条）
- 第5章 教育訓練（第24条・第25条）
- 第6章 事故防止対策等（第26条―第28条）
- 第7章 雑則（第29条・第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、岩手県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の運航管理等について必要な事項を定め、防災ヘリの安全かつ有効な運用を図ることを目的とする。

（他の法令との関係）

第2条 防災ヘリの運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号、以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）防災ヘリ等 防災ヘリ及び防災ヘリ用装備品、活動用装備品、付属品、整備用工具類その他の防災ヘリの整備等に必要な資機材をいう。
- （2）防災業務 防災ヘリを使用して行う消防防災活動に関する業務をいう。
- （3）防災航空隊員 防災ヘリに搭乗し、防災業務に従事する消防安全課の職員をいう。
- （4）自隊訓練 防災航空隊員の基本技術及び応用技術の修得を図るため、独自に行う訓練をいう。
- （5）運航計画 防災ヘリを効率的に運航するため、防災業務及び自隊訓練等について定める飛行計画をいう。

第2章 運航体制

（常駐基地）

第4条 防災ヘリの常駐基地は、岩手県防災航空センター（以下「航空センター」という。）とする。

（総括管理者）

第5条 防災ヘリの運航に関する総括管理は、消防安全課総括課長（以下「総括管理者」という。）が行う。

（運航管理責任者）

第6条 防災ヘリの運航管理に関する事務は、消防安全課防災航空担当課長（以下「運航管理責任者」という。）が掌理する。

（防災航空隊）

第7条 消防安全課防災航空隊に、隊長、副隊長及び隊員を置く。

2 副隊長は、運航管理責任者が指名する。

(隊長等の任務)

第8条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督する。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、その職務を代行する。

(隊員の任務)

第9条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、防災ヘリの性能と災害等の状況に即応した防災業務に努めなければならない。

2 隊員は、防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認するとともに関係法令等を遵守し、隊員相互の連携を密にして、所期の目的を達成するように努めなければならない。

(防災ヘリに搭乗する者の指定)

第10条 運航管理責任者は、防災ヘリの運航に際して、あらかじめ搭乗する者を指定するものとする。

(運航指揮者の選任)

第11条 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が防災ヘリに搭乗しないときは、運航管理責任者が前条の規定により指定した搭乗者の中から、隊長が指定するものとする。

(運航指揮者の責務)

第12条 運航指揮者は、法第73条の規定により機長が行うこととされる業務を除き、搭乗者を指揮監督し、運航の目的を適切に遂行するよう努めなければならない。

2 運航指揮者は、防災業務の遂行に当たっては、搭乗者の任務及び分担業務が適正に執行され、防災業務が安全かつ効果的に遂行できるよう努めなければならない。

第3章 運航管理

(運航基準)

第13条 防災ヘリは、次の各号に掲げる防災業務で、その特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められた場合に運航するものとする。

(1) 災害応急対策活動

(2) 消火活動

(3) 救助活動

(4) 救急活動

(5) 災害予防活動

(6) 消防防災訓練活動

(7) その他運航管理責任者が必要と認めた活動

2 前項のほか、県が行う一般行政活動で特に防災ヘリによる活動が有効と認められる場合に運航するものとする。

3 防災ヘリの運航時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

(緊急運航)

第14条 前条第1項第1号から第4号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、次条に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 緊急運航の時間は、前条第3項の規定にかかわらず、運航管理責任者が別に指示するものとする。

3 運航管理責任者は、防災ヘリの通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、直ちに緊急運航に移行する旨を指示するものとする。

4 運航管理責任者は、緊急運航を行ったときは、速やかに災害状況を総括管理者に報告しなければならない。

5 緊急運航に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(運航計画)

第15条 防災ヘリの運航は、あらかじめ運航計画を定めて行うものとする。

2 運航計画は、岩手県防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び岩手県防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）とし、運航管理責任者が定めるものとする。

3 運航管理責任者は、前項の計画を定めた場合、遅滞なく総括管理者に報告しなければならない。

(防災ヘリの使用)

第16条 防災ヘリの使用（緊急運航に係るものを除く。以下本章において同じ。）を予定する者は、原則として、前年度の1月末日までに、岩手県防災ヘリコプター年間使用予定表（様式第3号）を運航管理責任者に提出しなければならない。

(防災ヘリの使用申請)

第17条 前条の規定により使用予定表を提出した者であって、防災ヘリを使用しようとする者は、岩手県防災ヘリコプター使用申請書（様式第4号）により使用する1か月前までに、運航管理責任者に申請しなければならない。

(防災ヘリの使用承認)

第18条 運航管理責任者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めた場合は、承認するものとする。

2 運航管理責任者は、前項の規定により承認したときは、岩手県防災ヘリコプター使用承認書（様式第5号）を交付するものとする。

(情報連絡及び報告)

第19条 運航指揮者は、防災ヘリの搭乗中に得た重要な情報等について、運航管理責任者に報告しなければならない。

2 運航指揮者は、防災ヘリに搭乗し業務を終了したときは、運航状況等について飛行報告書（様式第6号）により、運航管理責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場等)

第20条 運航管理責任者は、防災業務を円滑に遂行するため、市町村と協議し、法第79条ただし書の規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第81条の2に基づく緊急離着陸場を確保しなければならない。

2 隊長は、前項の飛行場外離着陸場等を調査し、常にその実態の把握に努めるものとする。

(ヘリコプター保有機関との相互応援)

第21条 運航管理責任者は、防災ヘリの整備点検中又は大規模災害時の防災業務に対処するため、ヘリコプターを保有する近隣県、消防機関等との航空消防防災に関する相互応援体制の確立に努めるものとする。

第4章 安全管理

(運航上の安全管理)

第22条 運航管理責任者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める防災ヘリの運用限界等指定書に基づき、防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航管理責任者は、防災業務の遂行に当たり、防災航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期さなければならない。

3 運航管理責任者は、防災業務や自隊訓練等の安全確保を図るため、活動の手順や資器材の使用方法

等を明らかにした要領等を整備しなければならない。

4 運航管理責任者は、前項の要領等を制定又は改廃するときは、軽微なものを除き、あらかじめ総括管理者に協議しなければならない。

5 総括管理者は、防災業務及び自隊訓練等の実施状況について、自ら又は防災業務等に知見を有する第三者をもって、定期的に実地調査を行なうものとする。

(防災ヘリ等の安全管理)

第23条 運航管理責任者は、法第19条第1項に基づいて、一定の資格を有する技術者が防災ヘリの安全性が確保されていることについて確認をしなければ、防災ヘリを航空の用に供してはならない。

2 運航管理責任者は、防災ヘリ等を適正に管理し、防災ヘリ等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

第5章 教育訓練

(隊員等の教育訓練)

第24条 運航管理責任者は、隊員及び操縦士（以下「隊員等」という。）の教育訓練を実施するために必要な訓練計画等を定めるとともに、施設及び設備の整備を図り、隊員等の資質の向上に努めなければならない。

2 運航管理責任者は、防災業務を効率的に遂行するため、市町村、消防機関及び関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

(自隊訓練)

第25条 運航管理責任者は、前条第2項のほか計画的に自隊訓練を実施しなければならない。

2 自隊訓練は、あらかじめ前年度末までに年間訓練計画を定めて実施するものとする。

3 前項の訓練計画は、第15条第2項の運航計画に基づき運航管理責任者が定めるものとし、運航管理責任者は、計画を定めたときは、遅滞なく総括管理者に報告するものとする。

4 自隊訓練における安全管理体制等について必要な事項は、別に定める。

第6章 事故防止対策等

(搜索及び避難体制の確立)

第26条 運航管理責任者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の搜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第27条 運航指揮者は、防災ヘリに搭乗中、防災ヘリの故障、気象の変化等により航空事故が発生するおそれのある場合又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航管理責任者及び最寄りの航空局空港事務所に、直ちに報告しなければならない。

2 運航管理責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合は、前条の規定により、直ちに所要の搜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第28条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第7章 雑則

(記録及び保存)

第29条 運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、防災業務に関する記録を整理しなければならない。

(その他)

第30条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

(様式第1号)

岩手県防災ヘリコプター年間運航計画（ 年度）

岩手県防災航空隊

項目 月	防災業務・自隊訓練		その他の			整備計画	累計 飛行時間	備考
	内容	飛行 予定時間	飛行 時間	内容	飛行 予定時間	飛行 時間		
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							

(様式第2号)

岩手県防災ヘリコプター月間運航計画（ 月）

岩手県防災航空隊

項目 日・曜	運 航 内 容	飛 行 予 定 時 間	飛 行 区 分	飛 行 場 所 （市町村）	使 用 離 着 陸 場	申 請 手 続 の 有 無	整 備 計 画	計 画 累 計 飛 行 時 間	考 考 備 考
日（ ）			1・2・3						
日（ ）			1・2・3						
日（ ）			1・2・3						
日（ ）			1・2・3						
日（ ）			1・2・3						
日（ ）			1・2・3						
日（ ）			1・2・3						
日（ ）			1・2・3						
日（ ）			1・2・3						

(注) 飛行区分は、1 防災義務，2 訓練，3 その他のうち，該当業務に○印をすること。

(様式第 3 号)

岩手県防災ヘリコプター年間使用予定表 (年度)

機関名
職氏名
連絡先

1 使用日時

2 使用目的

3 使用場所

4 使用内容

一般行政活動・偵察訓練・物資輸送訓練・広報訓練・空中消火訓練・救助救出訓練・救急搬送訓練

5 場外離着陸場予定地

6 その他参考となる事項

(様式第4号)

岩手県防災ヘリコプター使用申請書

第 号
年 月 日

岩手県復興防災部消防安全課防災航空担当課長 様

申請者 (印)

(担当者 TEL)

岩手県防災ヘリコプターを下記により使用したいので申請します。

記

使用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分				
目的					
飛行経路					
使用の目的					
搭乗者所属	職 名	氏 名	男・女	年 齢	備 考

(注) 使用に係る事業計画等を添付すること。

(様式第 5 号)

岩手県防災ヘリコプター使用承認書

第 号
年 月 日

(申請者)

様

岩手県復興防災部消防安全課防災航空担当課長

年 月 日付け 第 号で申請のあった岩手県防災ヘリコプターの
使用について下記により承認する。

記

1 使用日時

年 月 日 () 時 分 ~ 時 分

2 目 的

3 条 件

- (1) 緊急運航を要する事態が生じた場合は、出動を中止又は中断する。
- (2) 当日の気象条件が防災ヘリコプターの運航に適さない場合は、出動を中止又は中断する。
- (3) 業務の都合（機体整備点検等）により運航ができない場合は、使用を中止する。
- (4) 搭乗に当たっては、本承認書を防災航空隊長に掲示のこと。

(様式第6号)

飛 行 報 告 書

運航管理責任者

消防安全課防災航空担当課長 様

報告者

年 月 日	年 月 日 () 天候					
業 務 内 容						
飛 行 経 路						
操 縦 士 名			整 備 士 名			
運 航 指 揮 者						
搭 乗 隊 員						
飛 行 時 間	出発時間	時 分		実飛行時間	時間 分	
	到着時間	時 分		使用燃料	ℓ	
No.	搭乗者氏名	No.	搭乗者氏名	搭載物資品名	個 数	重量(kg)
1		5				
2		6				
3		7				
4		8				

3-32 岩手県防災ヘリコプター応援要請計画

3-32-3 岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領

岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）

第14条第5項の規定に基づき、防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱及び岩手県防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の基準)

第3 緊急運航は、別紙に掲げる基準に該当する場合とする。

(緊急運航の要請)

第4 緊急運航の要請は、災害等が発生した市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）の長が運航管理責任者に行うものとする。

2 前項の要請は、岩手県防災航空センターに対して電話等により次の事項を明らかにした後、遅滞なく岩手県防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場等の所在地及び地上支援態勢
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(緊急運航の決定)

第5 運航管理責任者は、第4の要請を受けた場合は、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、防災航空隊隊長（以下「隊長」という。）に必要な指示をするとともに、要請者にその旨を回答しなければならない。

2 隊長は、第4に規定する緊急運航の要請を受けた場合は、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えなければならない。

3 運航管理責任者は、第1項の結果を速やかに消防安全課総括課長（以下「総括管理者」という）に報告するとともに、状況に応じて岩手県警察航空隊等に通報するものとする。

(受入態勢)

第6 緊急運航を要請した市町村等の長は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ次の受入態勢を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火を行う場合は、消火基地等の確保
- (4) その他必要な事項

(報告)

第7 隊長は、緊急運航を終了した場合は、速やかに活動の内容を災害等即報（様式第2号）により運航管理責任者に報告するものとする。

2 運航管理責任者は、緊急運航を終了した場合は、速やかに災害状況を総括管理者に報告するものとする。

3 緊急運航を要請した市町村等の長は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書（様式第3号）により、速やかに運航管理責任者に報告するものとする。

(附則)

この要領は、平成8年10月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成12年10月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

岩手県防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の緊急運航は、原則として次の基本要件を満たす場合に行う。

- (1) 公共性 災害等からの国民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
- (2) 緊急性 緊急に活動を行わなければ、国民の生命、身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがある場合であること。
- (3) 非代替性 防災ヘリによる活動が有効であること。

2 緊急運航の活動内容

防災ヘリの緊急運航の活動内容は、次のとおりとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察及び情報収集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、上空からの偵察及び情報収集活動等を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資及び人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資及び人員等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 災害に関する情報及び警報等の災害広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び警報並びに避難指示等を迅速かつ正確に伝達する必要があると認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(2) 消火活動

ア 空中消火

地上における消火活動では消火が困難であり、防災ヘリによる消火が有効であると認められる場合

イ 偵察及び情報収集

大規模火災若しくは爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがある場合、偵察及び情報収集活動等を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員及び資機材等の搬送

大規模林野火災等において、人員及び資機材等の搬送手段がない場合又は防災ヘリによる搬送が有効と認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる消火活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層建築物等の火災における救助

中高層建築物等の火災において、地上からの救出が困難であり、屋上からの救出が必要と認められる場合

イ 山岳遭難及び水難事故等における捜索及び救助

山岳遭難及び水難事故等において、現地の消防力等だけで対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道等の道路上の事故における救助

高速自動車道等の道路上の事故において、車両等による傷病者等の収容及び搬送が困難と認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる救助活動が有効と認められる場合

(4) 救急活動

ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急自動車で搬送するよりも防災ヘリで搬送する方が著しく有効であると認められる場合

イ 傷病者の転院搬送

医療機関に収容中の傷病者が、他の医療機関の処置が必要となり、緊急に転院搬送を要する場合で、医師がその必要性を認め、救急自動車で搬送するよりも防災ヘリで搬送する方が著しく有効であり、医師が搭乗できる場合

ウ 交通遠隔地への医師及び資機材等の搬送

交通遠隔地において緊急医療を行うため、防災ヘリにより医師及び資機材等を搬送する必要があると認められる場合

エ 臓器搬送

社団法人日本臓器移植ネットワークから臓器搬送が必要で、臓器の搬送に時間的制約があり、また脳死と判定された者の状態が急変等により、緊急に臓器搬送が必要と認められる場合

オ その他

特に防災ヘリによる救急活動が有効と認められる場合

岩手県防災ヘリコプター緊急運航要請書

要請機関			発信者			TEL		
						FAX		
要請日時	年 月 日 ()		時		分要請			
災害の種別 (要請内容)	1 災害応急対策活動 (偵察・情報収集 物資・人員搬送 災害広報 その他:)							
	2 火 災 (空中消火 偵察・情報収集 その他:)							
	3 救 助 (山岳—搜索・救助 水難—搜索・救助 中高層建物等火災) (高速自動車道等事故救助 その他:)							
	4 救 急 (傷病者搬送 転院搬送 医師搬送 医療資器材搬送 その他:)							
発生場所	市 町 村 (世界測地系座標) N E							
気象状況	天候	視程	(風向)	(風速)	(気温)			
災害の状況	<u>発生日時:</u> 年 月 日 時 分頃							
要救助者情報	ふりがな 氏 名			生年月日				
	(男・女)			年 月 日生 (歳)				
	住所 特徴			携帯電話				
現場指揮者	職・氏名		連絡方法	携帯電話等 無 線 コールサイン (主運用波、統制波 1・2・3、防災相互波)				
離着陸場—1 (土) (芝) (舗装)	①要救助者の引継 ②ドクターヘリと中継 ③救急搬送 ④空中消火対応 ⑤人員・物資搬送 ⑥給油							
	⑦その他:							
	(世界測地系座標) N E 無線コールサイン (主運用波、統制波 1・2・3、防災相互波)							
離着陸場—2 (土) (芝) (舗装)	①要救助者の引継 ②ドクターヘリと中継 ③救急搬送 ④空中消火対応 ⑤人員・物資搬送 ⑥給油							
	⑦その他:							
	(世界測地系座標) N E 無線コールサイン (主運用波、統制波 1・2・3、防災相互波)							

その他	応援に要する資機材の品目及び数量
	特記事項

※要請は電話等により確認後、遅滞なく運航要請書をFAX又はメールで送信して下さい。

なお、要請書は全ての項目の記載を求めるものではなく、第二報以降の続報で補完することで支障ありません。

※捜索ポイント等の地図情報があれば、添付して下さい。

※緯度経度は、分かる場合に記載して下さい。

※以下の項目は出動の可否決定後、回答します。

航空隊指揮者	
使用無線	無線 CH （主運用波、統制波 1・2・3、防災相互波） コールサイン
到着予定時間	年 月 日（ ） 時 分頃
現場活動時間 （最長時間）	約 時間 分間
燃料の手配	要手配（ドラム缶 本） ・ 手配不要 （※ドラム缶 1 本で、約 30 分の飛行が可能）
特記事項	
受信日時	年 月 日（ ） 時 分
受信者	

岩手県防災航空センター： TEL0198-26-5251 FAX0198-26-5256 アドレス CG0011@pref.iwate.jp

公用携帯電話：隊長 090-6853-4083、副隊長 090-6853-4090、副隊長 090-6853-4073

岩手県防災ヘリコプター緊急運航要請書

要請機関	〇 〇 消防本部	発信者	〇 〇 〇 〇	TEL FAX	TEL0198-26-5251 FAX0198-26-5256
要請日時	令和 2 年 1 0 月 1 0 日 (火) 1 3 時 0 0 分要請				
災害の種別 (要請内容)	1 災害応急対策活動 (偵察・情報収集 物資・人員搬送 災害広報 その他:) 2 火 災 (空中消火 偵察・情報収集 その他:) 3 救 助 (山岳一搜索・救助) 水難一搜索・救助 中高層建物等火災) (高速自動車道等事故救助 その他:) 4 救 急 (傷病者搬送 転院搬送 医師搬送 医療資器材搬送 その他:)				
発生場所	〇〇町〇〇字〇〇地内 山林 ※搜索ポイント等の地図情報があれば、添付して下さい。 (世界測地系座標) N 39° 28' 29" E 140° 48' 22" …入山ポイント				
気象状況	天候 晴れ 視程 良好 (風向) 調査中 (風速) 調査中 (気温) 調査中				
災害の状況	発生日時: 令和 2 年 1 0 月 1 0 日 1 2 時 0 0 分頃 (例) 本人(警察、家族、市町村)からの要請 (例) 下山中に1名が滑落、意識あり、全身打撲、頭部より出血あり (例) 本日5:00から3名でキノコ採り(まいたけ)に入山。 待ち合わせの12:00になっても、1名が戻らない。 不明者は入山歴がない(家族情報)				
要救助者情報	ふり がな 氏 名 いわて たろう 岩 手 太 郎 (男・女)		生年月日 (7 4 歳) 昭和 20 年 1 月 1 日生		
	住所 花巻市葛 3-183-1		携帯電話 090-1111-1111		
	特徴 (例) 体型 160 cm位、小太り、白髪頭 帽子: 白、上衣: 青、下衣: 黒、長靴: 黒、リュック: 赤、メガネ: あり 既往歴: 高血圧症、糖尿病、認知症なし、食糧: なし 薬は持参していない				
現場指揮者	職・氏名	連絡方法	携帯電話等 なし 無線 コールサイン 〇〇〇〇〇〇〇〇 (主運用波 統制波 1・2・3、防災相互波)		
離着陸場-1 (土) (芝) (舗装)	①要救助者の引継 ②ドクターヘリと中継 ③救急搬送 ④空中消火対応 ⑤人員・物資搬送 ⑥給油 ⑦その他: (例) 現場直近を考慮 〇〇小学校グラウンド…散水対応可 (世界測地系座標) N 39° 19' 53" E 141° 06' 21" 無線コールサイン 〇〇〇〇〇〇〇〇 (主運用波 統制波 1・2・3、防災相互波)				
離着陸場-2 (土) (芝) (舗装)	①要救助者の引継 ②ドクターヘリと中継 ③救急搬送 ④空中消火対応 ⑤人員・物資搬送 ⑥給油 ⑦その他: (例) 搬送先病院の直近を考慮 〇〇〇〇〇〇 (世界測地系座標) N 39° 27' 57" E 140° 47' 36" 無線コールサイン 〇〇〇〇〇〇〇〇 (主運用波 統制波 1・2・3、防災相互波)				

その他	応援に要する資機材の品目及び数量
	特記事項 (例) 13:30 地上隊 7 名入山(救助隊 4 名、救急隊 3 名) コールサイン ○○○○ (主運用波) 発煙筒携行(白色) 救急資器材、バーチカルストレッチャー携行 地上隊が要救助者に接触の場合、救命士 P/U 要請もあり ※限られた時間でのヘリ捜索において、ヘリの捜索ポイントを示した地図情報、及び地上捜索隊の情報が地図に示されているれば、より有効な連携活動が行われます。また、現地指揮隊からヘリに捜索ポイントを指示することも必要です。

※要請は電話等により確認後、遅滞なく運航要請書をFAX又はメールで送信して下さい。

なお、要請書は全ての項目の記載を求めるものではなく、第二報以降の続報で補完することで支障ありません。

※捜索ポイント等の地図情報があれば、添付して下さい。

※緯度経度は、分かる場合に記載して下さい。

※以下の項目は出動の可否決定後、回答します。

航空隊指揮者	○ ○ ○ ○ ○ ○
使用無線	無線 CH (主運用波、統制波 1・2・3、防災相互波) コールサイン しょうぼうヘリいわて
到着予定時間	令和 2 年 10 月 10 日 (火) 13 時 35 分頃
現場活動時間 (最長時間)	約 1 時間 30 分間
燃料の手配	要手配 (ドラム缶 本) ・ 手配不要 (※ドラム缶 1 本で、約 30 分の飛行が可能)
特記事項	
受信日時	令和 2 年 10 月 10 日 (火) 13 時 00 分
受信者	○ ○ ○ ○ ○ ○

岩手県防災航空センター: TEL0198-26-5251 FAX0198-26-5256 アドレス CG0011@pref.iwate.jp

公用携帯電話: 隊長 090-6853-4083、副隊長 090-6853-4090、副隊長 090-6853-4073

岩手県防災ヘリコプター緊急運航要請書

要請機関	〇 〇 消防本部	発信者	〇 〇 〇 〇	TEL FAX	TEL0198-26-5251 FAX0198-26-5256
要請日時	令和 2 年 1 0 月 1 0 日 (火) 1 3 時 0 0 分要請				
災害の種別 (要請内容)	1 災害応急対策活動 (偵察・情報収集 物資・人員搬送 災害広報 その他:) 2 火 災 (空中消火) (偵察・情報収集) 消防隊員・資器材搬送 その他:) 3 救 助 (山岳―搜索・救助 水難―搜索・救助 中高層建物等火災) (高速自動車道等事故救助 その他:) 4 救 急 (傷病者搬送 転院搬送 医師搬送 医療資器材搬送 その他:)				
発生場所	〇〇町〇〇字〇〇地内 山林 ※消火ポイント等の地図情報があれば、添付して下さい。 (世界測地系座標) N 39° 28' 29" E 140° 48' 22" 付近				
気象状況	天候 晴れ 視程 良好 (風向) 西 (風速) 約5m/s (気温) 15℃				
災害の状況	発生日時: 令和 2 年 1 0 月 1 0 日 1 2 時 0 0 分頃 (例)カラマツ林を西側へ延焼拡大中 (例)山頂付近が延焼。地上消防隊は現着していない。				
要救助者情報	ふりがな 氏 名 な し (男 ・ 女)		生年月日 (歳) 年 月 日生		
	住所		携帯電話		
	特徴				
現場指揮者	職・氏名 〇〇消防署 〇〇〇 〇 〇 〇 〇	連絡方法	携帯電話等 090-1234-5678 無線 コールサイン 〇〇〇〇〇〇〇〇 (主運用波、統制波 1・2・3、防災相互波)		
離着陸場ー1 (土) (芝) (舗装)	①要救助者の引継 ②ドクターヘリと中継 ③救急搬送 ④空中消火対応 ⑤人員・物資搬送 ⑥給油 ⑦その他: 上空偵察 〇〇小学校グラウンド…散水対応可能 (世界測地系座標) N 39° 19' 53" E 141° 06' 21" 無線コールサイン 〇〇〇〇 (主運用波、統制波 1・2・3、防災相互波)				
離着陸場ー2 (土) (芝) (舗装)	①要救助者の引継 ②ドクターヘリと中継 ③救急搬送 ④空中消火対応 ⑤人員・物資搬送 ⑥給油 ⑦その他: 〇〇空中消火基地 (世界測地系座標) N 39° 27' 57" E 140° 47' 36" 無線コールサイン 〇〇〇〇 (主運用波、統制波 1・2・3、防災相互波)				

その他	応援に要する資器材の品目及び数量
	特記事項 (例) 給水ポイント・・・〇〇ダム (世界測地系座標) N 39° 35' 57" E 140° 55' 36" (例) 消火隊への連絡方法 〇〇消防署 〇〇〇 〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 コールサイン 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇波 (例) 上空偵察員4名(署長、係長、団長、分団長) ※給水方法 自己給水・・・着陸後に吸管を取り付け、消火活動を行う。 地上給水・・・65 mmホース使用、放水圧力は 0.3MPa 以下。 ホースに通水させておく等、ダウンウォッシュによる飛散防止を図る。

※要請は電話等により確認後、遅滞なく運航要請書をFAX又はメールで送信して下さい。

なお、要請書は全ての項目の記載を求めるものではなく、第二報以降の続報で補完することで支障ありません。

※搜索ポイント等の地図情報があれば、添付して下さい。

※緯度経度は、分かる場合に記載して下さい。

※以下の項目は出動の可否決定後、回答します。

航空隊指揮者	〇 〇 〇 〇 〇 〇
使用無線	無線 CH (主運用波、 <u>統制波</u> 1・ <u>2</u> ・3、防災相互波) コールサイン <u>しょうぼうへりいわて</u>
到着予定時間	令和 2 年 10 月 10 日 (火) 13 時 55 分頃
現場活動時間 (最長時間)	約 1 時間 30 分間 (給油した場合、2 時間 30 分)
燃料の手配	<u>要手配 (ドラム缶 2 本)</u> ・手配不要 (※ドラム缶 1 本で、約 30 分の飛行が可能)
特記事項	(例) 〇〇空中消火基地で給油
受信日時	令和 2 年 10 月 10 日 (火) 13 時 00 分
受信者	〇 〇 〇 〇 〇 〇

岩手県防災航空センター： TEL0198-26-5251 FAX0198-26-5256 アドレス CG0011@pref.iwate.jp

公用携帯電話: 隊長 090-6853-4083、 副隊長 090-6853-4090、 副隊長 090-6853-4073

岩手県防災ヘリコプター緊急運航要請書

要請機関	〇 〇 消防本部	発信者	〇 〇 〇 〇	TEL FAX	TEL0198-26-5251 FAX0198-26-5256
要請日時	令和 2 年 1 0 月 1 0 日 (火) 1 3 時 0 0 分要請				
災害の種別 (要請内容)	1 災害応急対策活動 (偵察・情報収集 物資・人員搬送 災害広報 その他:) 2 火 災 (空中消火 偵察・情報収集 消防隊員・資器材搬送 その他:) 3 救 助 (山岳一搜索・救助 水難一搜索・救助 中高層建物等火災) (高速自動車道等事故救助 その他:) 4 救 急 (傷病者搬送 転院搬送) 医師搬送 医療資器材搬送 その他:)				
発生場所	〇〇病院 (世界測地系座標) N 39° 28' 29" E 140° 48' 22"				
気象状況	天候 晴れ 視程 良好 (風向) 西 (風速) 約 5m/s (気温) 15℃				
災害の状況	発生日時: 令和 2 年 1 0 月 1 0 日 1 2 時 3 0 分頃 (例) 〇〇病院から〇〇病院までの転院搬送 急性心筋梗塞(AMI)の治療 処置状況 輸液ライン 本、輸液ポンプ 台、シリンジポンプ 台 酸素 〇 l/min (高マスク・中マスク・鼻カニューラ) モニター(BP、ECG、SPO ₂) 他 搭乗者 患者1、〇〇医師1、〇〇看護師1、家族1(妻)・・・計 4 名				
要救助者情報	ふりがな 氏 名 いわて たろう 岩 手 太 郎 (男・女)		生年月日 (7 4 歳) 昭和 20 年 1 月 1 日生		
	住所 花巻市葛 3-183-1		携帯電話 不問		
	特徴 (例) AMI JCS10 HR100 BP90/60 仰臥位 身長約 180 cm、体重約 90 kg				
現場指揮者	職・氏名 〇〇消防署 〇〇 〇 〇 〇 〇	連絡方法 携帯電話等 090-1234-5678 無線 〇〇〇〇〇〇〇〇 コールサイン (主運用波 統制波 1・2・3、防災相互波)			
離着陸場-1 (土) (芝) (舗装)	①要救助者の引継 ②ドクターヘリと中継 ③救急搬送 ④空中消火対応 ⑤人員・物資搬送 ⑥給油 ⑦その他: 〇〇〇〇グラウンド (世界測地系座標) N 39° 19' 53" E 141° 06' 21" 無線コールサイン 〇〇〇〇 (主運用波 統制波 1・2・3、防災相互波)				
離着陸場-2 (土) (芝) (舗装)	①要救助者の引継 ②ドクターヘリと中継 ③救急搬送 ④空中消火対応 ⑤人員・物資搬送 ⑥給油 ⑦その他: 〇〇〇〇ヘリポート (世界測地系座標) N 39° 27' 57" E 140° 47' 36" 無線コールサイン 〇〇〇〇 (主運用波 統制波 1・2・3、防災相互波)				

その他	応援に要する資器材の品目及び数量 (例)機内の酸素ボンベ、モニター(SPO ₂ 、BP、ECG、AED)を使用
	特記事項 ※特殊な医療資器材の搭載時(保育器、人工心肺補助装置など)、使用電力や酸素使用状況等の確認が必要・・・岩手県防災ヘリの電源使用は「800W」まで。

※要請は電話等により確認後、遅滞なく運航要請書をFAX又はメールで送信して下さい。

なお、要請書は全ての項目の記載を求めるものではなく、第二報以降の続報で補完することで支障ありません。

※搜索ポイント等の地図情報があれば、添付して下さい。

※緯度経度は、分かる場合に記載して下さい。

※以下の項目は出動の可否決定後、回答します。

航空隊指揮者	○ ○ ○ ○ ○ ○
使用無線	無線 CH (主運用波、統制波 1・2・3、防災相互波) コールサイン しょうぼうへりいわて
到着予定時間	令和 2 年 10 月 10 日 (火) 13 時 40 分頃
現場活動時間 (最長時間)	約 時間 分間 ※転院搬送の場合、記載なし
燃料の手配	要手配 (ドラム缶 本) ・ 手配不要 (※ドラム缶 1 本で、約 30 分の飛行が可能)
特記事項	
受信日時	令和 2 年 10 月 10 日 (火) 13 時 00 分
受信者	○ ○ ○ ○ ○ ○

岩手県防災航空センター： TEL0198-26-5251 FAX0198-26-5256 アドレス CG0011@pref.iwate.jp

公用携帯電話：隊長 090-6853-4083、副隊長 090-6853-4090、副隊長 090-6853-4073

様式第2号

災 害 等 即 報

年 月 日

運航管理責任者 様

報告者

記

活動種別	1. 災害対策() 2. 火災() 3. 救助() 4. 救急() 5. その他()
要請市町村等	
発生日時	年 月 日 () 時 分頃
要請日時	年 月 日 () 時 分
活動日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
発生場所	
災害の概要 及び 活動内容	(災害の概要) (活動内容) (活動範囲)
搬送人員	
そ の 他 参考事項	
現場出動人員	

災害等即報

令和 2年10月11日

運航管理責任者 様

報告者 ○○ ○ ○ ○ ○

記

活動種別	1. 災害対策() 2. 火災() <u>3. 救助(搜索)</u> 4. 救急() 5. その他()
要請市町村等	○○消防本部
発生日時	令和 2年10月10日 (火) 19時00分頃
要請日時	令和 2年10月10日 (火) 21時30分
活動日時	令和 2年10月11日 (水) 07時00分～08時50分 【1回目】 11時00分～12時30分 【2回目】
発生場所	(例)○○町○○字○○地内 ○○付近
災害の概要 及び 活動内容	(災害の概要) (例) 上記発生場所において、山菜取りの男性1名が夜になっても帰宅しない。 (活動内容) 【1回目】 (例) 上空偵察するも発見に至らず 【2回目】 (例) 入山ポイントから北西方向の谷沿いで男性発見。R 1 ホイスト降下により確認したところ本人確認。S V Sにより要救助者をP/U救助し、○○場外離着陸場にL/D。○○救急隊へ引き継ぎ、帰投となる。 (活動範囲) (例) 別添、飛行軌跡のとおり。
搬送人員	<u>搬送人員 1名</u> 氏名 ○ ○ ○ ○ ○ ○○年○○月○○日生 ○○歳 男性 傷病程度 ○○○負傷
その他 参考事項	引継ぎ救急隊・・・○○救急隊 搬送先病院・・・○○病院
現場出動人員	【1回目】 <u>7名</u> 内訳 【2回目】 <u>7名</u> 内訳

災 害 状 況 等 報 告 書

年 月 日

運航管理責任者

岩手県消防安全課防災航空担当課長 様

要請市町村等の長

岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領第7により、次のとおり報告します。

記

災害種別	1. 災害対策 2. 火災 3. 救助 4. 救急 5. その他()				
発生日時	年	月	日 ()	時	分頃
要請日時	年	月	日 ()	時	分
発生場所					
災害の概要 及び 対応状況					
出動機関 及び 人員等	消防署隊	人	台	関係機関(人)	
	消防団隊	人	台		
被害の概要等 (被害の規模、 または被救助者 の傷病程度等)					
そ の 他 参考事項					
担 当 者	所属・役職・氏名・TEL				

岩手県防災航空センター:TEL0198-26-5251 FAX0198-26-5256 アドレス CG0011@pref.iwate.jp

災害状況等報告書

令和 2年10月10日

運航管理責任者

岩手県消防安全課防災航空担当課長様

要請市町村等の長 ○ ○ 消防本部
消防長 ○ ○ ○ ○

岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領第7により、次のとおり報告します。

記

災害種別	1. 災害対策 2.火災 3.救助 4.救急 5.その他()
発生日時	令和 2 年 1 0 月 1 0 日 (火) 1 2 時 3 0 分頃
要請日時	令和 2 年 1 0 月 1 0 日 (火) 1 3 時 0 0 分
発生場所	(例)〇〇町〇〇字〇〇地内 〇〇付近
災害の概要 及び 対応状況	(例)現場指揮本部を〇〇に設置し、救助隊が入山。要救助者と接触し、応急処置を実施後、上空に到着した防災ヘリで吊上げて救助。〇〇場外に着陸して〇〇救急隊に引継ぎ、〇〇病院に搬送した。
出動機関 及び 人員等	消防署隊 〇〇人 〇〇台 消防団隊 〇〇人 〇〇台 関係機関(人) 警 察 〇〇人 役場職員 〇〇人
被害の概要等 (被害の規模、 または被救助者 の傷病程度等)	(例) 焼損面積 ha (例) 被救助者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名 〇 〇 〇 〇 〇〇年〇〇月〇〇日生 〇〇歳 〇性 傷病程度 〇〇〇負傷 重症
そ の 他 参考事項	
担 当 者	所属・役職・氏名・TEL 〇〇〇〇消防署 〇〇〇 〇 〇 〇 〇 TEL〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

岩手県防災航空センター:TEL0198-26-5251 FAX0198-26-5256 アドレス CG0011@pref.iwate.jp